

II

地方裁判所における民事第一審 訴訟事件の概況及び実情

1 民事第一審訴訟事件等の概況

1. 1 民事第一審訴訟事件全体の概況

民事第一審訴訟事件（全体）の新受件数の減少傾向が続いているが、これは、過払金等事件（「金銭のその他」）の新受件数の減少によるものであり、それ以外の事件の新受件数はほぼ横ばいである。

民事第一審訴訟事件（全体）についても、過払金等事件以外の民事第一審訴訟事件についても、争点整理期間が若干長くなり（平均争点整理期日回数が、前回は全体で 2.1 回、過払金等事件以外で 2.6 回であったのが、いずれも若干増加した。）、それに伴って平均審理期間が若干長期化している。

係属期間が 2 年を超える事件数については、増加傾向が続いている。

民事第一審訴訟事件（全体）の終局区分別の事件割合については、取下げで終局することが多い過払金等事件の減少を反映して、取下げで終局した事件の割合（前回は 21.5%）が減少し、判決で終局した事件の割合（前回は 41.5%）が増加した。なお、過払金等事件以外で見ると、対席判決で終局したのは既済件数全体の約 3 割（判決で終局した約 5 割の事件のうち、対席判決によるものが 6 割強）となるところ、この点は前回と同様である。

その他、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（過払金等事件以外）が、ここ 4 年間（平成 22 年は 40.1%）で 8.6% 増加していることが注目される。

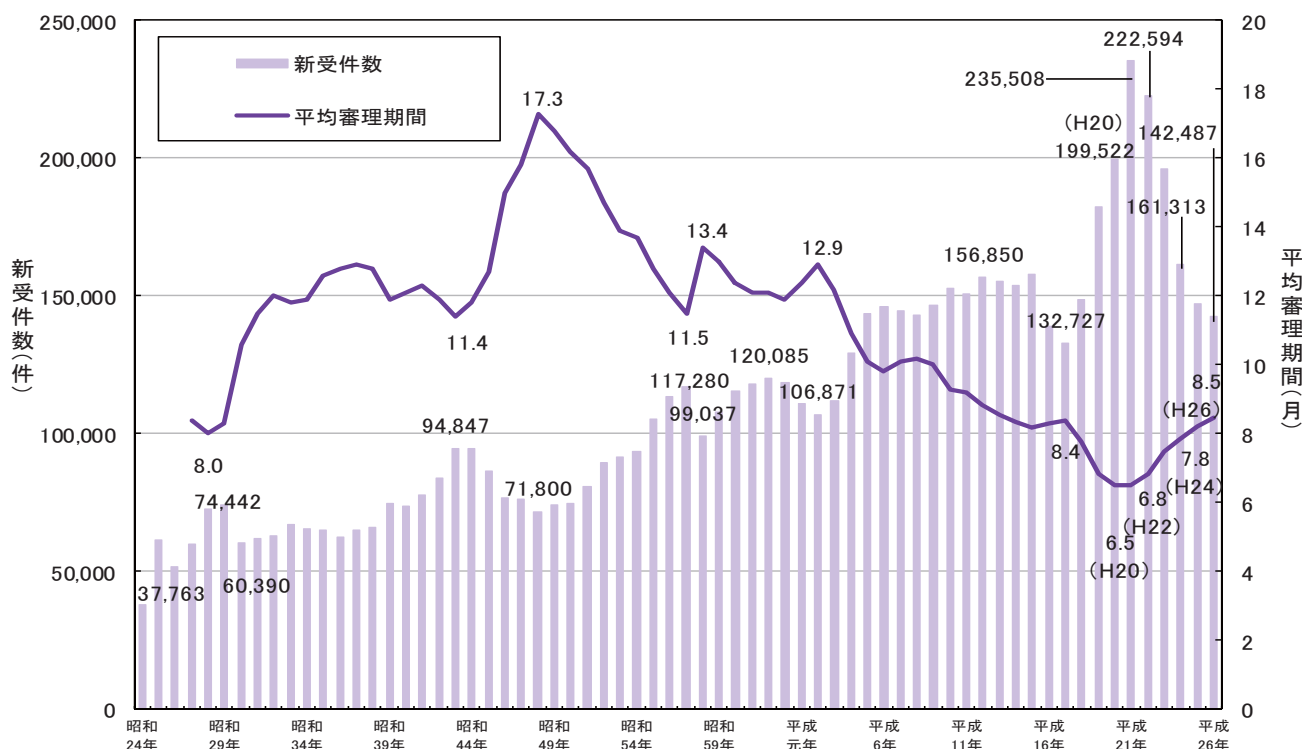
その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、人証調べ実施率）について、前回から特段の変化は見られない。

II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

○ 事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件（全体）¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体））

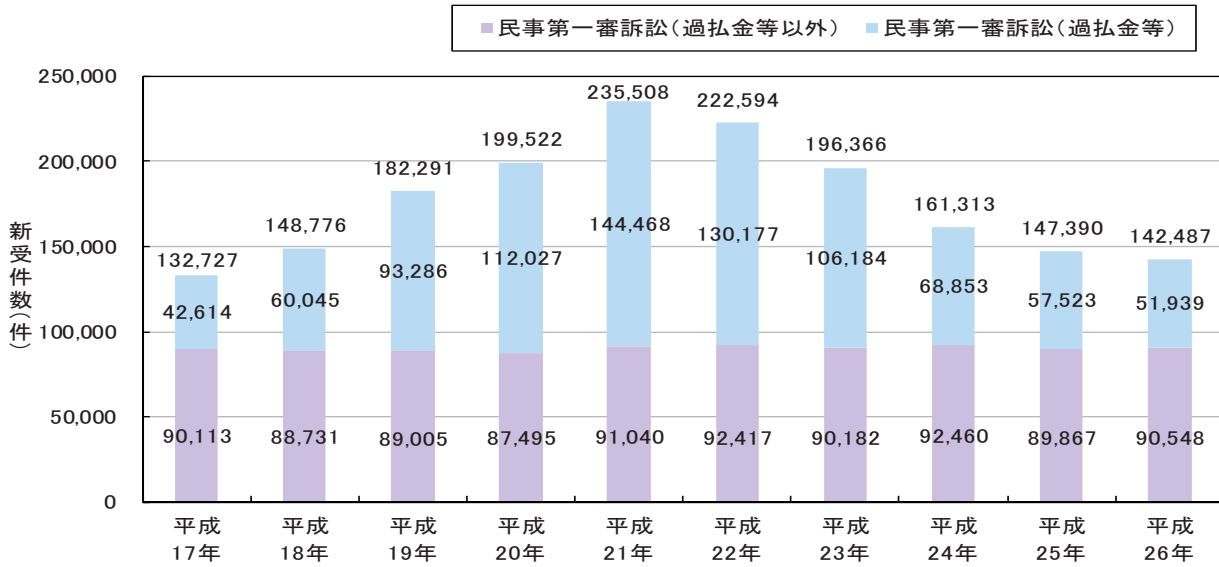


新受件数は、平成18年以降に急増し、平成21年にピークとなったが（23万5508件）、その後は減少に転じ、平成26年には14万2487件となった。過払金等事件²とそれ以外を分けて、最近10年間の新受件数の推移を見ると、平成22年以降、過払金等事件は引き続き減少し、それにより全体の受件数も減少しているが、過払金等事件以外の新受件数はおおむね横ばいである（【図2】）。

¹ ここでの「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。なお、平成16年4月1日以降提起された人事訴訟（人事を目的とする訴え）は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以降に提起されたそれに関する反訴事件等のみを審理していたが、平成22年までに全て既済となった。

² 過払金等事件を除外する処理の詳細は、第3回報告書概況・資料編24頁以下参照。過払金等事件を除外する処理を行うに際しては、従前は「金銭のその他」に含まれていたが平成16年4月以降は独自の事件種類区分ができており「建築請負代金」「知的財産金銭」「労働金銭」の3類型についても、従前と同様、除外する処理をしている。ただし、過払金等事件以外の中で、更に事件種類ごとで区別したデータを用いる場合には、上記3類型をも除外する処理は行わないものとする。

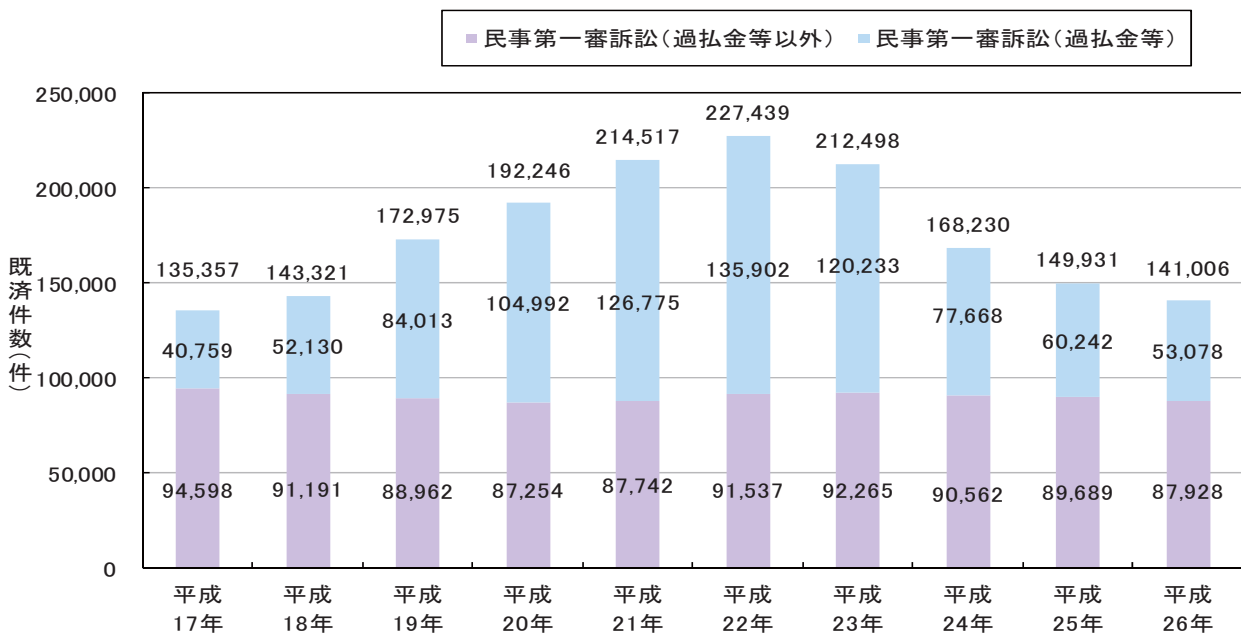
【図2】 新受件数の推移(民事第一審訴訟(過払金等)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



※ 棒グラフの上の数値は合計件数である。

最近10年間における既済件数の推移については【図3】のとおりであり、新受件数の推移とほぼ同様に、新受件数の増加に伴って平成18年以降急増し、平成22年にピークとなった後、新受件数の減少に伴って減少に転じ、平成26年には14万1006件となった(【表4】)。なお、過払金等事件を除いた既済件数は、少なくともここ数年間は、おおむね横ばいの状態である(【図3】)。

【図3】 既済件数の推移(民事第一審訴訟(過払金等)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



※ 棒グラフの上の数値は合計件数である。

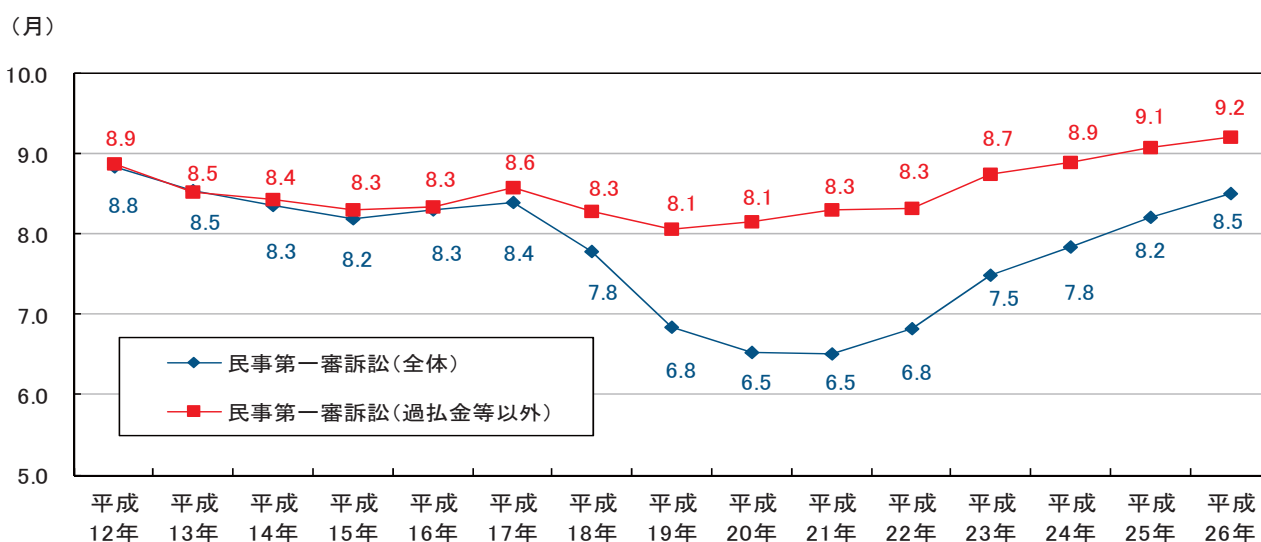
II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

過払金等事件を含めた民事第一審訴訟事件（全体）の平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は、平成 18 年以降顕著に短縮したが、平成 22 年に長期化に転じ、平成 26 年においても、依然としてこの傾向が見られる（【図 1】 【表 4】 【図 5】）。過払金等事件を除いた民事第一審訴訟事件の平均審理期間は、平成 18 年以降も、おおむね横ばいで推移していたが、平成 23 年以降は長期化傾向が見られる（【表 4】 【図 5】）。

【表 4】 既済件数及び平均審理期間
（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

事件の種類	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
既済件数	141,006	87,928
平均審理期間（月）	8.5	9.2

【図 5】 平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



事件類型別の既済件数及び平均審理期間については【表 6】のとおりである。既済件数については、「金銭のその他」（4万 9200 件）、「建物」（2万 3313 件）、「その他の損害賠償」（1万 9669 件）の順に多く、平均審理期間については、長い順に、「建築瑕疵損害賠償」（25.2 月）、「医療損害賠償」（23.3 月）、「公害差止め」（21.8 月）となっており、以上は、前回までの調査結果と同様の傾向といえる（第 5 回報告書概況編 18 頁から 20 頁参照）³。過払金等事件が多く含まれると考えられる「金銭のその他」の平均審理期間が 6.8 月（前回は 6.2 月）と長期化している傾向は、前回と同様である（第 5 回報告書概況編 20 頁参照）。

³ 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上個別に分類されて統計が取られているものを除く事件であり、その中には、いわゆる過払金返還請求訴訟以外に、手付金、地代、家賃、敷金、保証債務の履行等を請求する事件等が含まれる（第 5 回報告書概況編 17 頁脚注 3 参照）。「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる（第 5 回報告書概況編 18 頁脚注 5 参照）。「責任追及等」とはいわゆる株主代表訴訟を指す（詳細は第 5 回報告書概況編 44 頁脚注 20 参照）。

【表6】 事件類型別の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
総数	141,006	8.5
売買代金	2,295	8.6
貸金	7,716	7.2
立替金	2,016	4.5
建築請負代金	1,495	15.7
建築瑕疵損害賠償	422	25.2
交通損害賠償	12,063	12.2
医療損害賠償	763	23.3
公害損害賠償	78	16.1
その他の損害賠償	19,669	13.4
手形金	28	11.2
手形異議	65	13.6
金銭債権存否	1,338	8.3
労働金銭	2,132	14.1
知的財産金銭	251	15.5
金銭のその他	49,200	6.8

事件の種類	既済件数	平均審理期間(月)
建物	23,313	3.7
土地	7,850	9.0
土地境界	395	15.8
労働	917	14.6
知的財産	329	14.7
請求異議	303	9.7
第三者異議	83	6.9
公害差止め	6	21.8
責任追及等	75	18.5
その他	8,204	10.0

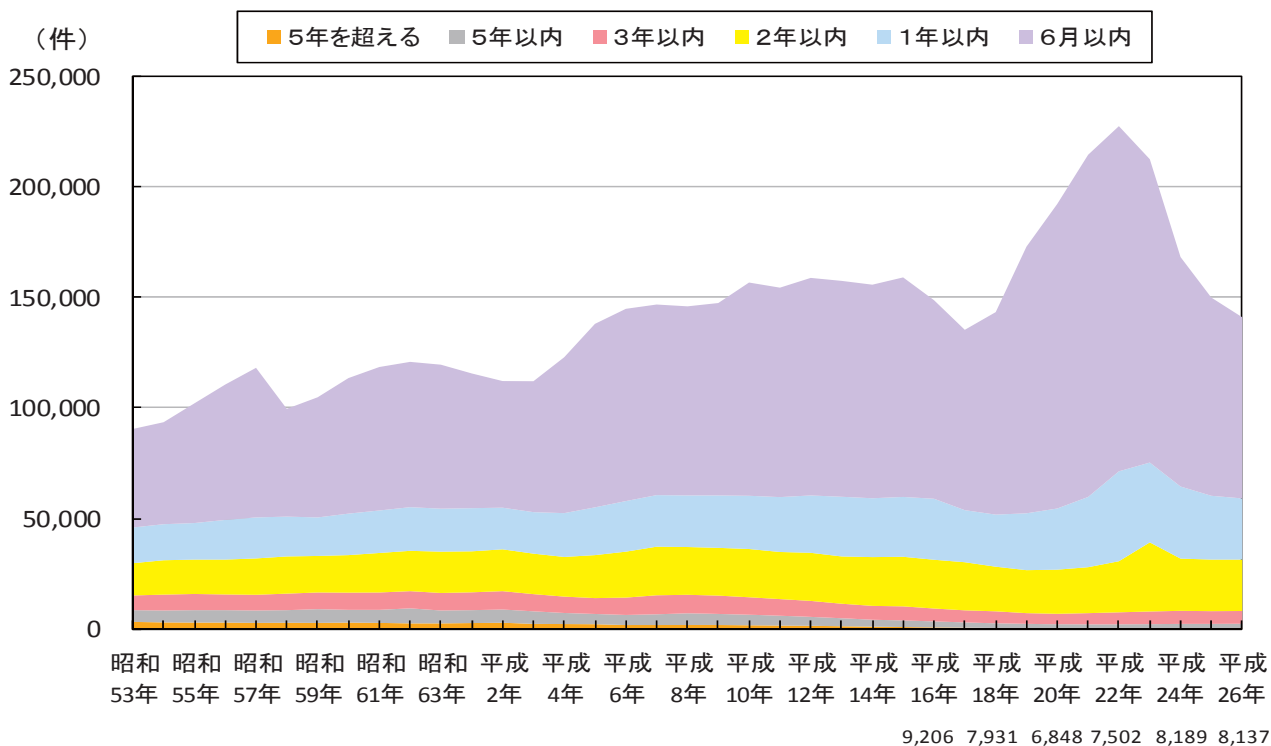
民事第一審訴訟事件の審理期間別の既済件数及び事件割合は【表7】のとおりであり、既済事件の審理期間別事件数の推移は【図8】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合は、前回（4.9%）と比べ、民事第一審訴訟事件（全体）では5.7%と若干の増加が認められるものの、過払金等事件以外で見ると、約7%でほとんど変化は見られない（第5回報告書概況編27頁【表10】参照）。

【表7】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	141,006	87,928
6月以内	81,943 58.1%	47,336 53.8%
6月超1年以内	27,684 19.6%	17,576 20.0%
1年超2年以内	23,242 16.5%	17,114 19.5%
2年超3年以内	5,818 4.1%	4,274 4.9%
3年超5年以内	2,024 1.4%	1,434 1.6%
5年を超える	295 0.2%	194 0.2%

II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

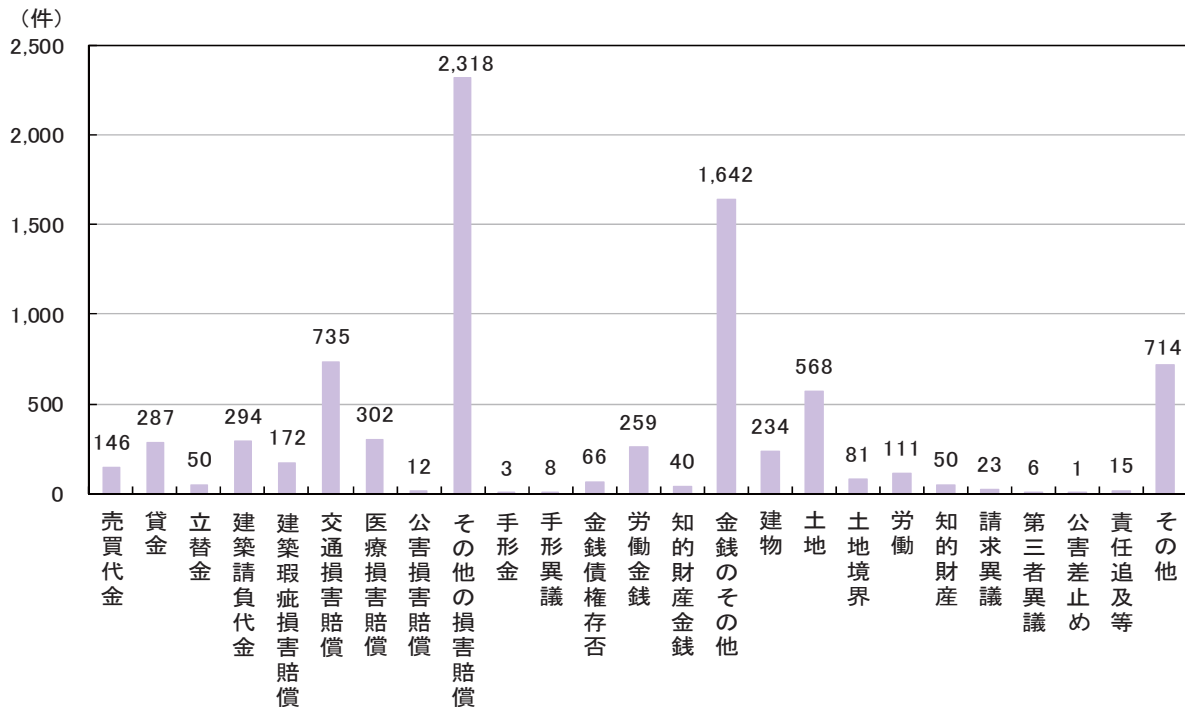
【図8】 既済事件の審理期間別事件数の推移(民事第一審訴訟(全体))



※ 年度の下の数値は審理期間が2年を超える事件の数である。

事件類型別の審理期間2年超の既済件数を見ると、2年超の既済件数全体に占める割合が高い事件類型が「その他の損害賠償」(28.5%)、「金銭のその他」(20.2%)であり、各事件類型における2年超事件の割合が高い主要な類型が「建築瑕疵損害賠償」及び「医療損害賠償」である点は前回と同様であり、その他についても、前回から大きな変化は見られない(【図9】)(第5回報告書概況編24頁【図7】参照)。

【図9】 事件類型別の審理期間2年超の既済件数

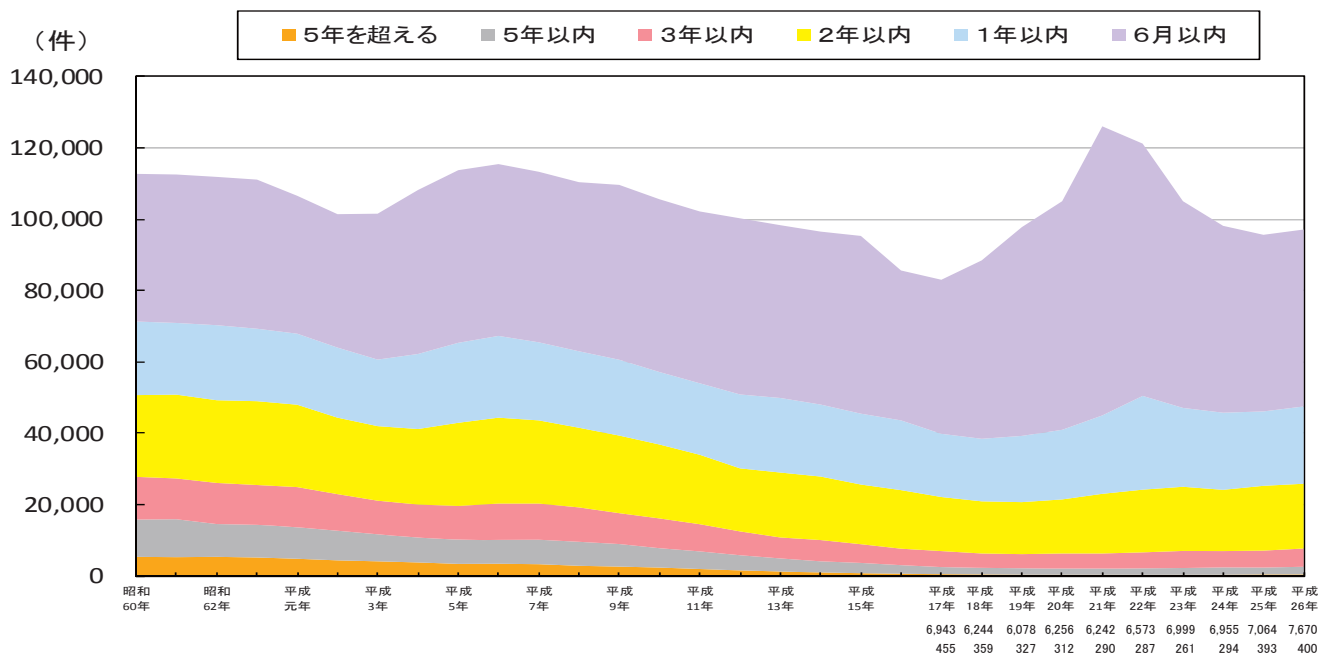


事件の種類	既済件数	全既済件数に対する割合	審理期間が2年を超えた既済件数	2年超全事件に対する各事件類型の2年超事件の割合	各事件類型における2年超事件の割合	
総数	141,006	100.0%	8,137	100.0%	5.8%	
金 銭	売買代金	2,295	1.6%	146	1.8%	6.4%
	貸金	7,716	5.5%	287	3.5%	3.7%
	立替金	2,016	1.4%	50	0.6%	2.5%
	建築請負代金	1,495	1.1%	294	3.6%	19.7%
	建築瑕疵損害賠償	422	0.3%	172	2.1%	40.8%
	交通損害賠償	12,063	8.6%	735	9.0%	6.1%
	医療損害賠償	763	0.5%	302	3.7%	39.6%
	公害損害賠償	78	0.06%	12	0.1%	15.4%
	その他の損害賠償	19,669	13.9%	2,318	28.5%	11.8%
	手形金	28	0.02%	3	0.04%	10.7%
	手形異議	65	0.05%	8	0.1%	12.3%
	金銭債権存否	1,338	0.9%	66	0.8%	4.9%
	労働金銭	2,132	1.5%	259	3.2%	12.1%
	知的財産金銭	251	0.2%	40	0.5%	15.9%
	金銭のその他	49,200	34.9%	1,642	20.2%	3.3%
建物	23,313	16.5%	234	2.9%	1.0%	
土地	7,850	5.6%	568	7.0%	7.2%	
土地境界	395	0.3%	81	1.0%	20.5%	
労働	917	0.7%	111	1.4%	12.1%	
知的財産	329	0.2%	50	0.6%	15.2%	
請求異議	303	0.2%	23	0.3%	7.6%	
第三者異議	83	0.06%	6	0.07%	7.2%	
公害差止め	6	0.004%	1	0.01%	16.7%	
責任追及等	75	0.05%	15	0.2%	20.0%	
その他	8,204	5.8%	714	8.8%	8.7%	

II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

各年 12 月末時点における未済事件の係属期間別事件数の推移は【図 10】のとおりである。係属期間が 2 年を超える事件の数は、平成 19 年まで減少傾向であったが、平成 20 年以降はおおむね増加傾向となっており、平成 26 年もその傾向が続いている⁴。

【図 10】未済事件の係属期間別事件数の推移(民事第一審訴訟(全体))



※ 年度の下の数値は上が係属期間が2年を超える事件の、下が係属期間が5年を超える事件の数である。

○ 終局区分と審理期間の関係

民事第一審訴訟事件(全体)の終局区分別の事件割合については、前回(取下げで終局した事件の割合が 21.5%、判決で終局した事件の割合が 41.5%)と比べ、取下げで終局した事件の割合が 18.5%と 3%減少し、判決で終局した事件の割合は 43.6%と約 2%増加した(【表 11】)(第 5 回報告書概況編 29 頁【表 13】参照)。

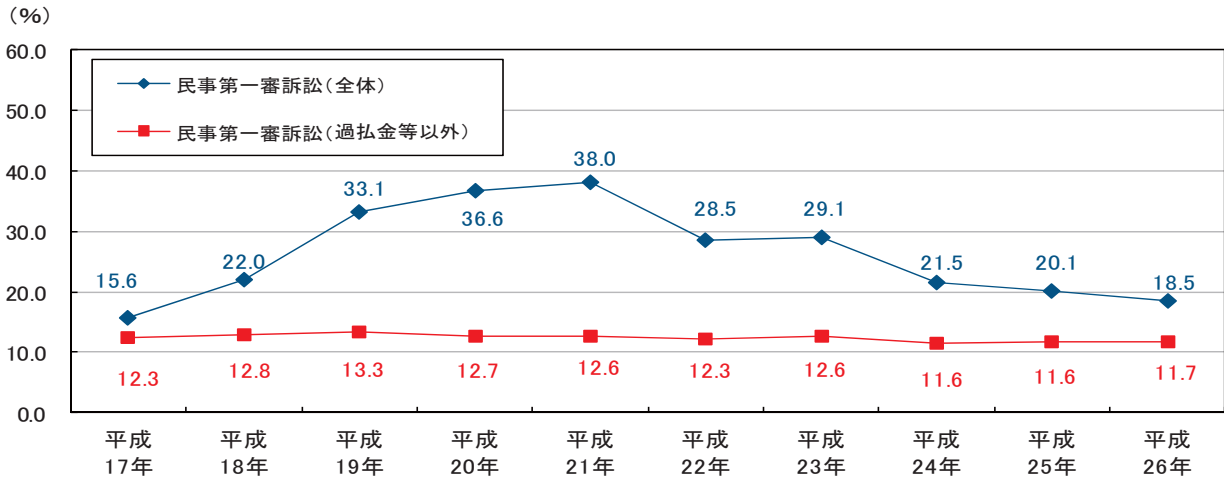
民事第一審訴訟事件(全体)において、取下げで終局した事件の割合は、ピークであった平成 21 年から顕著に減少しているところ、過払金等事件以外での上記割合がおおむね横ばいであることからすると、これは、取下げで終局することが多い過払金等事件の減少を反映した結果であると解される(【図 12】)。

【表 11】終局区分別の既済件数及び事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
既済件数	141,006	87,928
判決	61,462 43.6%	42,951 48.8%
うち対席(%は判決に対する割合)	40,206 65.4%	27,480 64.0%
和解	48,683 34.5%	31,264 35.6%
取下げ	26,114 18.5%	10,328 11.7%
それ以外	4,747 3.4%	3,385 3.8%

⁴ 上記の傾向に関しては、過払金返還請求訴訟の被告会社が倒産手続中であるために訴訟が長期にわたって中断している事案の影響も考えられる(破産法 44 条 1 項, 民事再生法 40 条 1 項, 会社更生法 52 条 1 項等参照)。

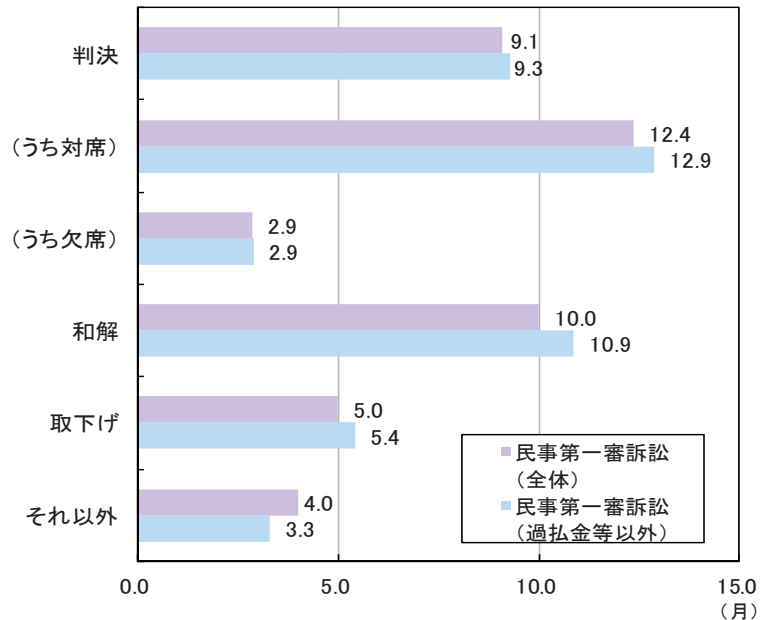
【図12】 取下げで終局した事件割合の推移
(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



過払金等事件の影響を除いた場合、判決で終局した事件の割合や和解で終局した事件の割合等について、前回(それぞれ 51.0%, 34.3%)から大きな変化は見られない(【表 11】)(第5回報告書概況編 29 頁【表 13】参照)。過払金等事件を除くと、約5割が判決で終局し(そのうち6割強が対席判決)、約35%が和解で終局している(【表 11】)。

終局区別の平均審理期間は【図 13】のとおりであり、前回から大きな変化は見られない(第5回報告書概況編 30 頁【図 14】参照)。

【図13】 終局区別の平均審理期間
(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵は【表 14】のとおりである。民事第一審訴訟事件（全体）でも過払金等事件以外でも、前回と比べ、平均期日間隔及び平均口頭弁論期日回数にほぼ変化はなく、平均争点整理期日回数が若干増加したこと（前回は、全体で 2.1 回、過払金等事件以外で 2.6 回であった。第 5 回報告書概況編 35 頁【図 17】参照）からすると、前回よりも平均審理期間が若干長くなったのは、争点整理期間が若干長くなったことによるものといえる。

なお、争点整理手続の実施件数及び実施率⁶（準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続のいずれかが実施された事件の割合）は、【表 15】のとおりであり、全体では前回（33.9%）より 4.6%、過払金等事件以外では前回（40.4%）より 3.3%それぞれ増加している（第 5 回報告書概況編 36 頁【図 18】参照）。

人証調べ実施率及び平均人証数⁷は【表 16】のとおりである。

第 5 回報告書概況編 37 頁でも指摘されているとおり、民事第一審訴訟事件（全体）における平均人証数はおおむね減少傾向にある。人証調べを実施した事件における平均人証数も、ここ 10 年間おおむね横ばい状態であり、平成 26 年においては、民事第一審訴訟事件（全体）で 2.8 人、過払金等事件以外で 2.7 人となっていて、前回（いずれも 2.8 人）とほとんど差がない（第 5 回報告書概況編 36 頁【表 19】、38 頁【図 21】参照）。

民事第一審訴訟事件（全体）の人証調べ実施率は、人証調べが実施されることが少ない過払金等事件の動向に影響されやすく、現に平成 18 年以降急激に減少した後、平成 23 年に増加に転じたところ（第

【表 14】 平均期日回数及び平均期日間隔
（民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外)）

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	4.7	5.1
うち平均口頭弁論期日回数	2.2	2.2
うち平均争点整理期日回数	2.5	2.9
平均期日間隔(月)	1.8	1.8

【表 15】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外)）

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
争点整理	実施件数	38,447
	実施率	43.7%

【表 16】 人証調べ実施率及び平均人証数
（民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外)）

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	15.9%	19.3%
平均人証数	0.4	0.5
うち平均証人数	0.2	0.2
うち平均本人数	0.3	0.3
人証調べ実施事件	平均人証数	2.7
	うち平均証人数	1.0
	うち平均本人数	1.8

⁵ 平均期日回数とは、平均口頭弁論期日回数(準備的口頭弁論期日及び判決言渡期日を除く口頭弁論期日の平均回数)と平均争点整理期日回数(準備的口頭弁論期日及び弁論準備手続期日の合計の平均回数)の合計値を指す。また、平均期日間隔とは、平均審理期間を平均期日回数で除した数値を指す。なお、平均期日回数・平均期日間隔の算出に当たっては、判決言渡期日のみならず、事件票上の記載項目とされていない和解期日及び進行協議期日が考慮されていないため、実際の期日間隔よりも長めの数値が出ていると思われることに注意を要する(第 1 回報告書 20 頁参照)。

⁶ ただし、それほど複雑ではなく 1 回 1 回の期日に時間を掛ける必要がないような類型等の場合、いわゆる争点整理手続を用いず、口頭弁論の中で争点整理を進める訴訟指揮を行う例も一定数存在するので、争点整理実施率は飽くまでも目安に過ぎない。

⁷ 平均人証数は、平均本人数と平均証人数の合計である。ただし、端数処理の関係上、平均本人数と平均証人数の合計値が平均人証数と合致しない場合がある。

5 回報告書概況編 38 頁【図 21】参照），その傾向に沿って，平成 26 年の人証調べ実施率は，前回（13.8%）より約 2%増加して 15.9%となっている。過払金等事件以外での人証調べ実施率は，平成 20 年以降，18%から 20%の範囲内でおおむね横ばいで推移している。（【表 16】）（第 5 回報告書概況編 38 頁【図 21】参照）

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間⁸も前回（それぞれ 19.7 月，0.4 月）とおおむね同様の結果であり，平均期日回数（前回は，平均口頭弁論期日回数 4.7 回，平均争点整理期日回数 6.3 回）についても同様である（【表 17】【表 18】）（第 5 回報告書概況編 39 頁【図 22】【表 23】参照）。

【表 17】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（民事第一審訴訟（全体））

平均審理期間(月)	20.0
平均人証調べ期間(月)	0.4

【表 18】 人証調べを実施した事件における平均期日回数（民事第一審訴訟（全体））

平均期日回数	11.3
平均口頭弁論期日回数 （人証調べ期日を含む）	4.5
うち平均人証調べ期日回数	1.2
平均争点整理期日回数	6.7

※ 端数処理の関係で，平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計は，全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

さらに，人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合について見ると，8割以上の事件は1回の期日で人証調べが終えられている一方，3回以上の人証調べ期日を重ねた事件は約2%であるから，ほとんどの事件で集中証拠調べが実践されていることは明らかである（【表 19】）（第 5 回報告書概況編 40 頁【表 24】参照）。

【表 19】 人証調べ期日回数別の既済件数及び事件割合（民事第一審訴訟（全体））

人証調べ期日回数	既済件数	事件割合
1回	19,161	85.6%
2回	2,742	12.3%
3回	350	1.6%
4回	76	0.3%
5回	17	0.08%
6回	13	0.06%
7回	6	0.03%
8回	2	0.01%
9回	-	-
10回	-	-
11～15回	6	0.03%
16回以上	-	-
合計	22,373	100.0%

⁸ 人証調べ期間とは，最初の人証調べを実施した日から最後の人証調べを実施した日までを指し，その間に争点整理手続や和解が行われている場合，その期間を含むものである。

II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

鑑定・検証の実施状況、上訴率・上訴事件割合⁹については、【表 20】【表 21】のとおりである（第 5 回報告書概況編 42 頁【表 28】参照）。

【表 20】 鑑定及び検証の実施件数及び実施率
（民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外)）

事件の種類		民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
鑑定	実施件数	868	710
	実施率	0.6%	0.8%
検証	実施件数	214	158
	実施率	0.2%	0.2%

【表 21】 上訴率及び上訴事件割合
（民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外)）

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
上訴率	22.4%	23.0%
上訴事件割合	9.8%	11.2%

○ その他

訴訟代理人の選任状況は【表 22】のとおりであり、過払金等事件を除いた場合、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が前回（45.2%）より 3.5%増加して 48.7%となっており、平成 22 年の 40.1%から比べると、4 年間で 8.6%増加している（第 5 回報告書概況編 33 頁【図 16】参照）。この影響については、後に詳述する（後掲 II. 2. 2 参照）。

【表 22】 訴訟代理人の選任状況
（民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外)）

事件の種類	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
双方に 訴訟代理人	60,117 42.6%	42,858 48.7%
原告側のみ 訴訟代理人	54,437 38.6%	29,473 33.5%
被告側のみ 訴訟代理人	5,013 3.6%	3,104 3.5%
本人による	21,439 15.2%	12,493 14.2%

⁹ 上訴率は、判決で終局した事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指し、上訴事件割合は、全既済事件の中で上訴がされた事件の占める割合を指す。例えば、和解で終局する事件の割合が大幅に増加した場合、その分判決で終局する事件としては対立が先鋭なものが残る可能性があるから、上訴率は増加する可能性があるが、判決で終局する事件そのものが和解で終局する事件の割合の増加に伴い減少することで、上訴事件割合は減少する可能性がある。その意味で、上訴率や上訴事件割合を見るに当たっては、終局区分別の事件割合との関係を念頭に置く必要がある。ただし、今回に関しては、終局区分別の事件割合に大きな変化が見られないため、この考慮が分析の中で顕在化することはない。

1. 2 個別の事件類型の概況

1. 2. 1 医事関係訴訟

医事関係訴訟の新受件数は、平成 21 年以降 700 件台で推移していたが、平成 26 年は 847 件となっている。平均審理期間は、争点整理期間が短縮した（平均争点整理期日回数が前回（9.3 回）より減少した。）ことに伴って、平成 24 年より約 2 月短縮している。

人証調べを実施して判決で終局した事件について見ると、おおむね、人証調べ開始前の争点整理期間が長くなる一方で、人証調べ終了後の審理期間は短くなり、合計の平均審理期間は短くなる傾向が見られる。また、鑑定実施率（前回は 12.9%）については減少傾向が続いており、人証調べ実施率についても減少している。

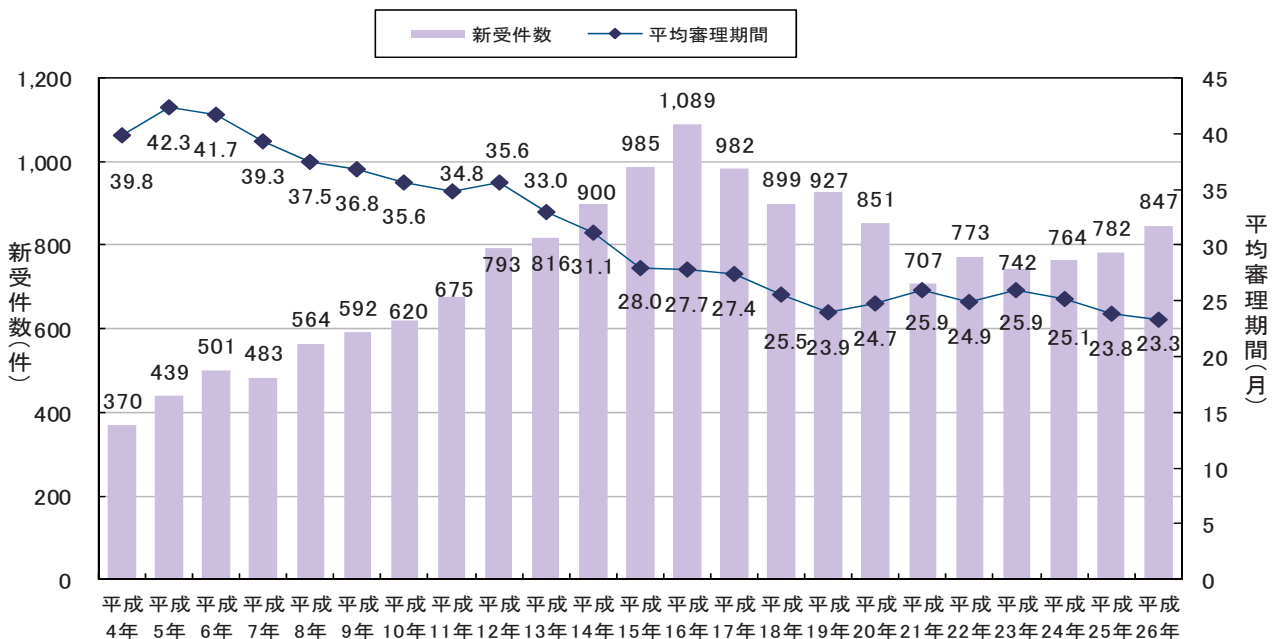
その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から特段の変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が 2 年を超える事件の割合や、和解で終局した事件の割合が高い水準にあることも、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

医事関係訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移は【図 1】のとおりである。

新受件数は、平成 4 年から平成 16 年までほぼ一貫して増加傾向であったが、その後減少傾向に転じ、平成 21 年以降は年間 700 件台で推移していたが、平成 26 年は平成 24 年（764 件）より 83 件増加して 847 件となった。

【図 1】 新受件数及び平均審理期間の推移（医事関係訴訟）

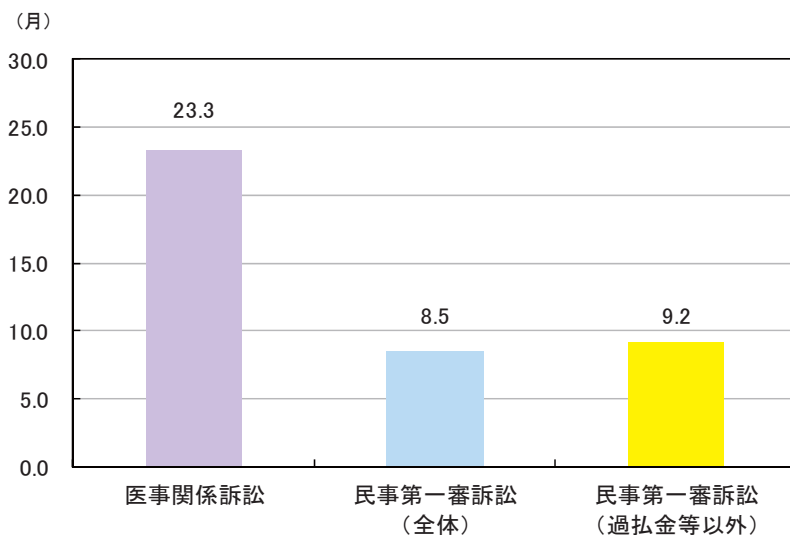


※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

平均審理期間については、平成 18 年以降、23 月から 26 月の範囲内で推移し、平成 26 年は、平成 24 年 (25.1 月) より短縮して 23.3 月となっている (【図 2】)。

【図 2】 平均審理期間
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 3】のとおりである。審理期間が 2 年を超える事件の割合 (39.6%) は、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると高い水準ではあるが、前回 (43.2%) より 3.6% 減少した (第 5 回報告書概況編 68 頁【表 3】、69 頁【図 4】参照)。

【表 3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	763	141,006	87,928
平均審理期間(月)	23.3	8.5	9.2
6月以内	120 15.7%	81,943 58.1%	47,336 53.8%
6月超1年以内	113 14.8%	27,684 19.6%	17,576 20.0%
1年超2年以内	228 29.9%	23,242 16.5%	17,114 19.5%
2年超3年以内	170 22.3%	5,818 4.1%	4,274 4.9%
3年超5年以内	105 13.8%	2,024 1.4%	1,434 1.6%
5年を超える	27 3.5%	295 0.2%	194 0.2%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、和解で終局した事件の割合は、前回（52.1%）よりも約4%減少して48.0%となったが、依然として民事第一審訴訟事件より高い水準である。また、欠席判決で終局した事件が極めて少ない点も、前回と同様である。（第5回報告書概況編 69 頁【表5】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
判決	274 35.9%	61,462 43.6%	42,951 48.8%
うち対席 （%は判決に対する割合）	272 99.3%	40,206 65.4%	27,480 64.0%
和解	366 48.0%	48,683 34.5%	31,264 35.6%
取下げ	56 7.3%	26,114 18.5%	10,328 11.7%
それ以外	67 8.8%	4,747 3.4%	3,385 3.8%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、前回と同様、8割を超える事件で双方に訴訟代理人が選任されている（第5回報告書概況編 70 頁【表6】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審 訴訟（全体）	民事第一審 訴訟（過払金等以外）
双方に 訴訟代理人	621 81.4%	60,117 42.6%	42,858 48.7%
原告側のみ 訴訟代理人	58 7.6%	54,437 38.6%	29,473 33.5%
被告側のみ 訴訟代理人	67 8.8%	5,013 3.6%	3,104 3.5%
本人による	17 2.2%	21,439 15.2%	12,493 14.2%

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表6】のとおりであり、主に平均争点整理期日回数の減少（前回の9.3回から8.8回に減少）によって平均期日回数が前回（12.0回）よりも0.7回減少し、平均期日間隔には変化が見られない（第5回報告書概況編 70 頁【図7】参照）。このことからすると、争点整理期間が短縮しており、これにより平均審理期間が短縮したと考えられる。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
平均期日回数	11.3	4.7	5.1
うち平均口頭弁論 期日回数	2.5	2.2	2.2
うち平均争点整理 期日回数	8.8	2.5	2.9
平均期日間隔（月）	2.1	1.8	1.8

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、医事関係訴訟の争点整理実施率は8割を超え、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い水準であるが、前回（83.7%）と比べて3.5%減少している（第5回報告書概況編 71 頁【表8】参照）。

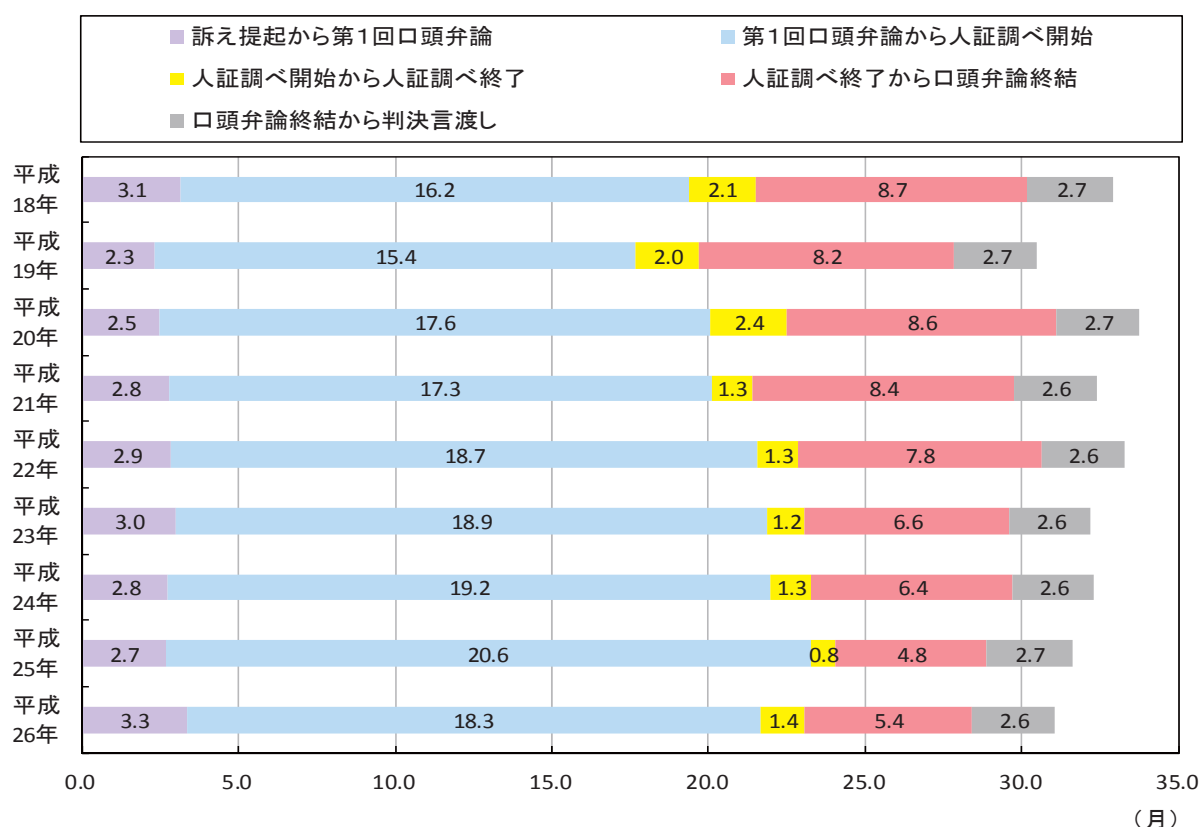
【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
争点 手続 整理	実施件数	612	38,447
	実施率	80.2%	43.7%

II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

なお、人証調べを実施して判決で終局した事件¹（平成26年において、対象事件数は223件であり、医事関係訴訟全体の29.2%を占める。）について、訴え提起から口頭弁論終了までの各段階ごとの平均期間を見ると、【図8】のとおり、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）は、長期的に見るとおおむね長期化傾向にある。他方で、人証調べ開始以降の平均期間はおおむね短縮傾向にあり、合計の平均審理期間も短縮傾向にある。この点については、後述する人証調べ実施率や鑑定実施率の減少傾向も併せて考えると、争点整理段階において主張の整理や専門的知見の収集がより充実し、あるいはそれを踏まえた和解が試みられるなどした結果として、人証調べ開始前の争点整理期間自体は長くなるものの、鑑定を経なくても心証形成が可能な事件又は鑑定を経た後短時間で終結可能な事件が増加し、あるいは、和解協議が人証調べ後に初めて行われる事件が減少すること等により、人証調べ開始以降の平均期間は短縮し、合計の平均審理期間としては短縮しているものと理解することが可能であろう。

【図8】 人証調べを実施して判決で終局した事件の手續段階別平均期間の推移（医事関係訴訟）



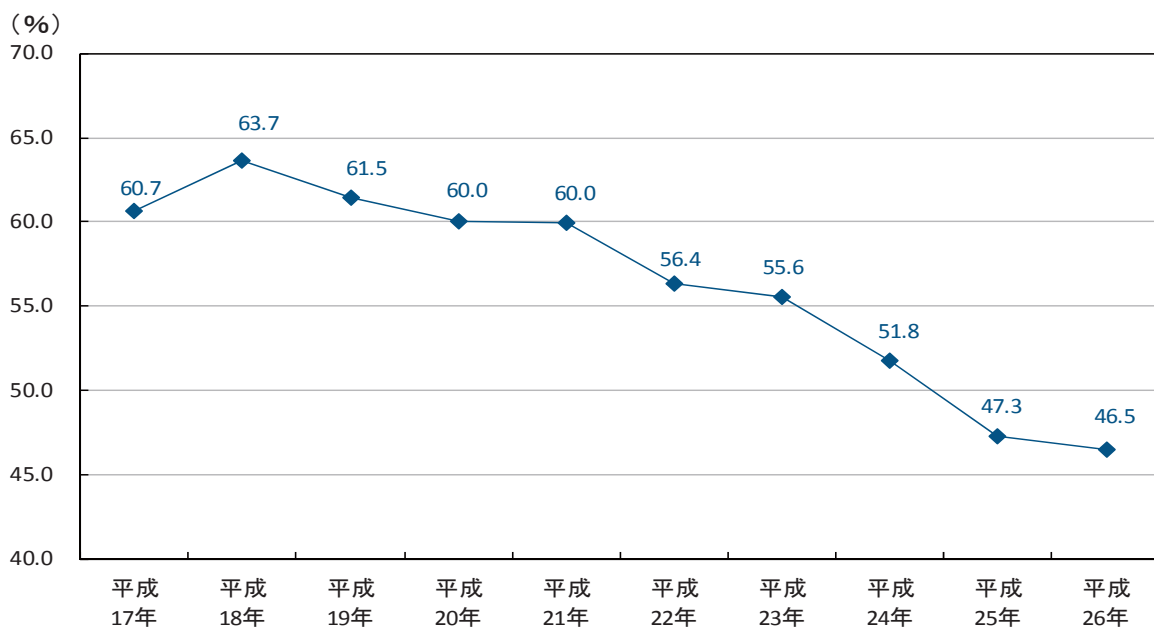
¹ 人証調べを実施して判決で終局した事件のみを取り上げるのは、審理の各段階ごとの期間を取ることが、統計データシステム上、上記の事件でしか行えないためである（この点は、本報告書における他の事件類型についても同様である。）。

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べれば依然顕著に高い水準であるが、平成24年(51.8%)からは減少しており、平成19年以降で見ても、人証調べ実施率は減少傾向にある(【図10】)(第5回報告書概況編71頁【表9】参照)。

【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	46.5%	15.9%	19.3%
平均人証数	1.3	0.4	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.9	2.8	2.7

【図10】 人証調べ実施率の推移(医事関係訴訟)



人証調べを実施した医事関係訴訟における平均審理期間は33.3月であり、前回(34.3月)より1月短くなっている。しかし、民事第一審訴訟事件のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間20.0月(前掲Ⅱ.1.1【表17】)と比べて長い傾向については、前回と同様である。平均人証調べ期間は、前回(1.4月)から変化が見られない。(【表11】)(第5回報告書概況編71頁【表10】参照)

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間
(医事関係訴訟)

平均審理期間(月)	33.3
平均人証調べ期間(月)	1.4

II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

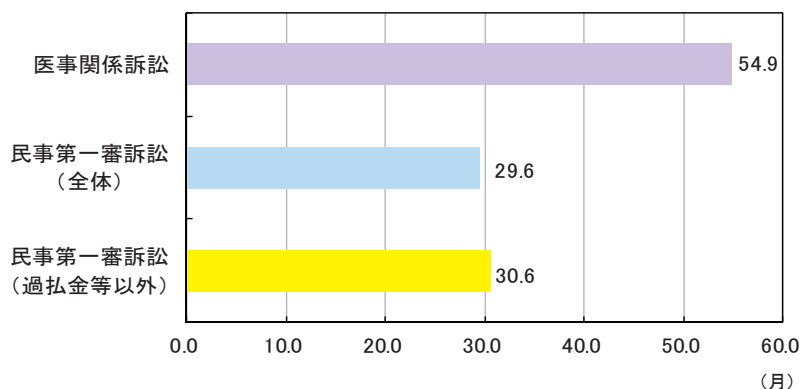
鑑定の実施件数及び鑑定実施率については【表 12】のとおりであり、鑑定実施率は、民事第一審訴訟事件と比べて一貫して顕著に高い水準であるものの、平成 20 年からおおむね緩やかな減少傾向となり、平成 26 年においては、前回 (12.9%) から更に減少して 10.4%となっている (第 5 回報告書概況編 72 頁【図 13】参照)。この点、医事関係訴訟で必要とされるノウハウ等の集約・蓄積が進み、医学文献その他の書証及びそれらを踏まえた集中証拠調べ等から認定・判断が可能となる事件が増えている可能性もある。

【表 12】 鑑定実施件数及び鑑定実施率
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類		医事関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
鑑定	実施件数	79	868	710
	実施率	10.4%	0.6%	0.8%

鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図 13】のとおりであり、前回 (53.4 月) よりも 1.5 月長期化している。平均審理期間が民事第一審訴訟事件のうちの鑑定実施事件よりも顕著に長い傾向は、前回と同様である。(第 5 回報告書概況編 73 頁【図 14】参照)

【図 13】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



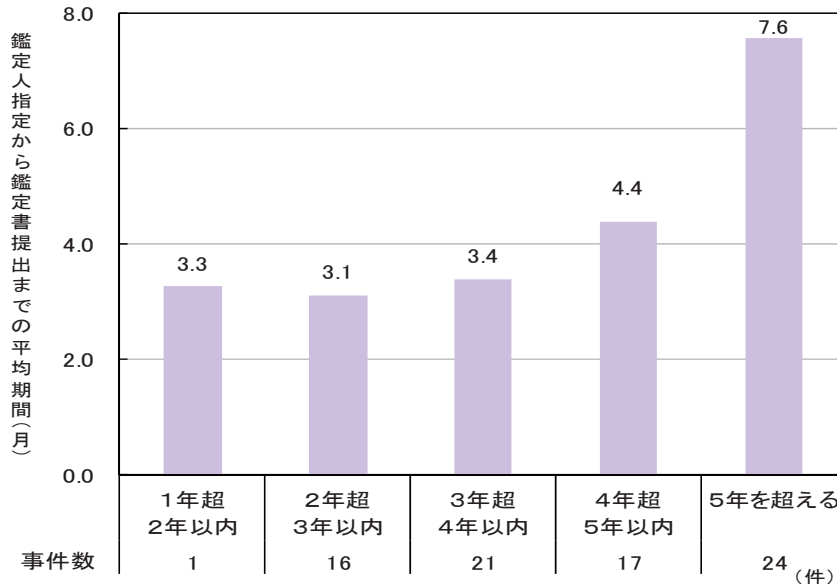
平均鑑定期間 (鑑定採用日から鑑定書提出日までの平均期間) は【表 14】のとおりであり、前回 (5.4 月) から大きな変化は見られない (第 5 回報告書概況編 73 頁【表 15】参照)。

【表 14】 平均鑑定期間 (医事関係訴訟)

平均鑑定期間 (月)	5.2
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間 (月)	0.4
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く (月)	3.9
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間 (月)	4.8

なお、【図 15】によれば、審理期間が長い事件ほど鑑定書提出までに時間を要するという傾向は、前回ほど明確ではないものの、従前と同様に認められる（第5回報告書概況編 73 頁【図 16】、第4回報告書概況編 68 頁【図 18】、第3回報告書概況・資料編 69 頁【図 18】、第2回報告書 48 頁【図 59】参照）。

【図 15】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間
（医事関係訴訟）

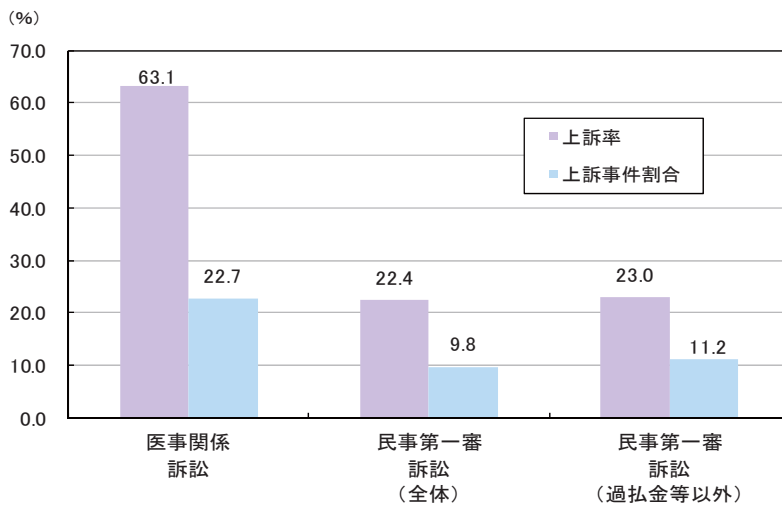


※ 審理期間1年以内の事件は該当なし

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図 16】のとおりであり、民事第一審訴訟事件より顕著に高い水準である。

【図 16】 上訴率及び上訴事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



1. 2. 2 建築関係訴訟

建築関係訴訟の新受件数は、平成 24 年より若干減少しているが、同年と比べて、①比較的審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟が建築関係訴訟全体に占める割合（前回は 41.9%）が 4.4%増加したこと、②瑕疵主張のない建築関係訴訟で平均審理期間が長期化したこと等の影響で、建築関係訴訟全体の平均審理期間は、約 1 月長期化した。また、平均争点整理期日回数が、前回は、瑕疵主張のある建築関係訴訟で 8.8 回、瑕疵主張のない建築関係訴訟で 3.5 回であったが、いずれも増加し、後者の点は、上記②の長期化にも影響したと考えられる。

審理期間別の既済件数及び事件割合について、瑕疵主張のある建築関係訴訟、瑕疵主張のない建築関係訴訟のいずれにおいても、前回（それぞれ 11.2%、49.8%）と比べて、6 月以内の事件の割合が減少した。また、瑕疵主張のある建築関係訴訟においては、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が 2 年を超える事件の割合が依然として高い水準にある。

鑑定実施率（瑕疵主張のある建築関係訴訟）は、平成 18 年以降で最も低い水準になっている。

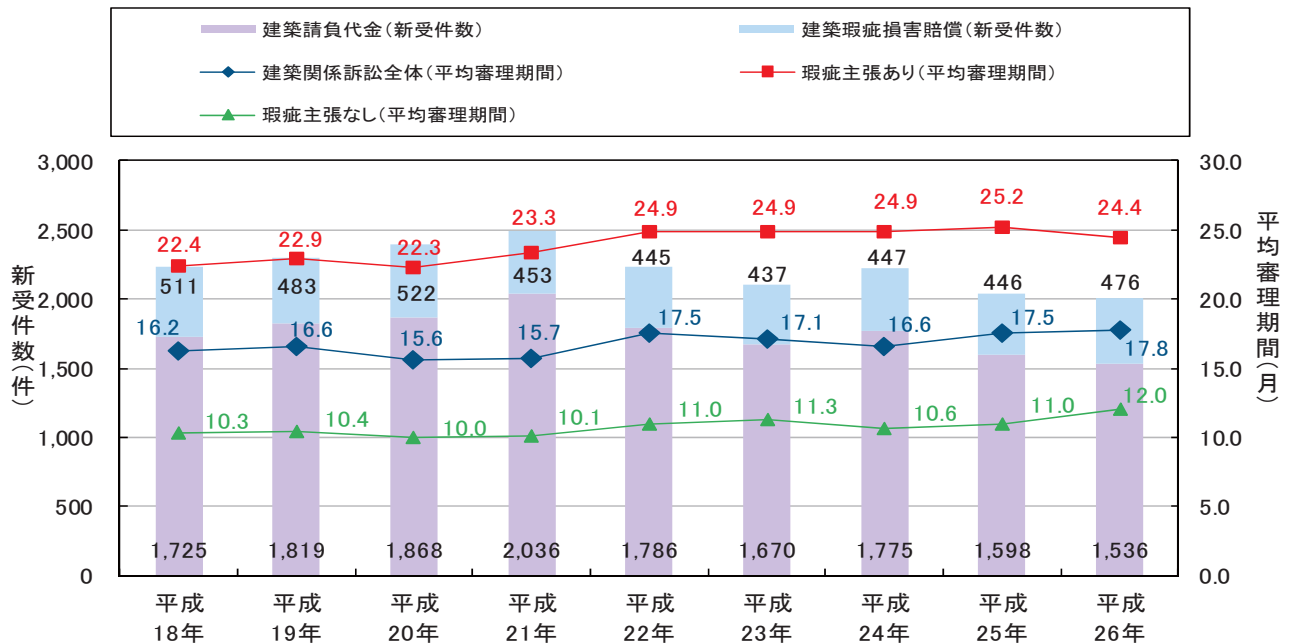
調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟に係る平均審理期間は、前回（31.9 月）より約 2 月短縮した。

その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない。

○ 事件数及び平均審理期間

建築関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（建築関係訴訟）



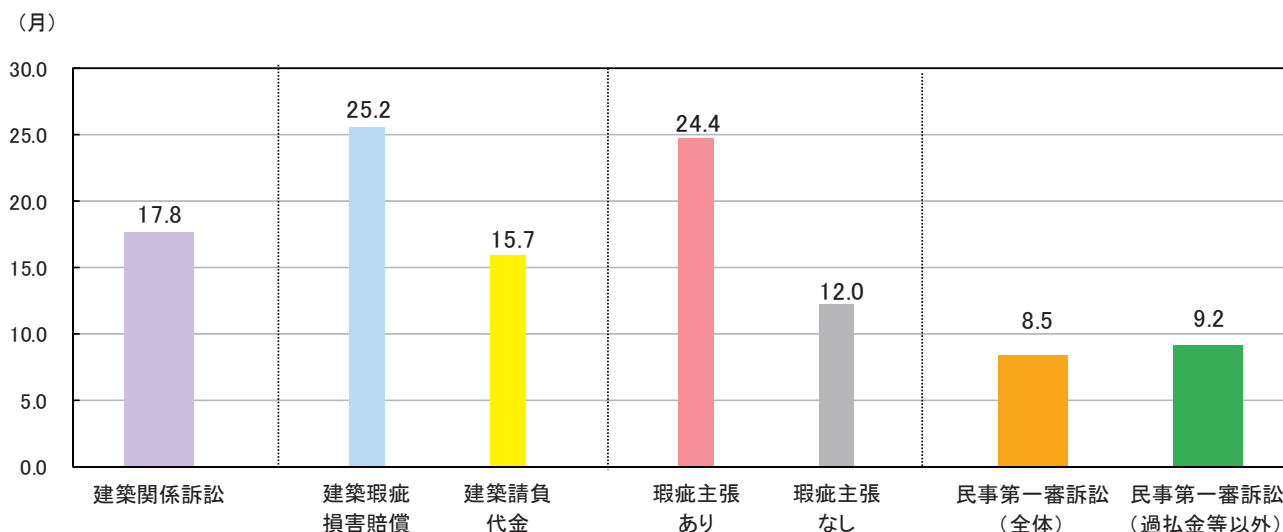
新受件数は、平成 21 年にピークを迎えた後、若干の増減を繰り返しており、平成 26 年は平成 24 年(2222 件)より 210 件減少している。

平成 26 年の建築関係訴訟全体の平均審理期間については、平成 24 年(16.6 月)より 1.2 月長くなっており、最近の中では比較的最長の水準となっている(【図 2】)。この点について、①平成 26 年は、前回と比べて、審理が長期化しやすい瑕疵主張のある建築関係訴訟が建築関係訴訟全体に占める割合が多めであったこと(前回の 41.9%に対し、今回は 46.3%であった(【表 3】)(第 5 回報告書概況編 80 頁【表 3】参照。))、②瑕疵主張のない建築関係訴訟の平均審理期間が、平成 24 年より 1.4 月長くなったこと²の影響があったものと考えられる(②の点については、後にも述べる。)

¹ 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件(建物建築の施工等に瑕疵があったとして損害賠償を求める事件)と建築請負代金事件(建物建築に関する請負代金等を請求する事件)がある(第 5 回報告書概況編 78 頁脚注 1 参照)。前者において建物の瑕疵が主張されているのは当然であるが、後者においては、被告が建物の瑕疵を主張して反論する事件とそうでない事件とがある。そして、建築瑕疵損害賠償であっても、建築請負代金のうちの瑕疵主張がある類型であっても(以上をまとめて「瑕疵主張のある建築関係訴訟」という。)、瑕疵が主張されることで専門的知見が必要になるなどの点は共通だといえるから、以下の分析においては、主として、より長期化しやすい、瑕疵主張のある建築関係訴訟を取り上げ、必要に応じて瑕疵主張のない建築関係訴訟との比較などを交えながら記述していくこととしたい(この点は、第 5 回報告書概況編と同様である。同・79 頁脚注 3 等参照)。

² 他方、瑕疵主張のある建築関係訴訟については、平成 24 年より 0.5 月短縮している(【図 1】)。

【図2】 平均審理期間(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合が前回より減少しており（瑕疵主張のある建築関係訴訟で2.6%減少，瑕疵主張のない建築関係訴訟で4.7%減少），早期に解決できる比較的単純な事件が減少していることがうかがわれる。また，瑕疵主張のある建築関係訴訟において，審理期間が2年を超える事件の割合は37.7%であり，前回（41.1%）より減少したものの，依然として民事第一審訴訟事件と比較すると高い水準にある。（第5回報告書概況編80頁【表3】，81頁【図4】参照）

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	建築瑕疵損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
既済件数 (%は建築関係訴訟に対する事件割合)	422 22.0%	1,495 78.0%	888 46.3%	1,029 53.7%	141,006 -	87,928 -
平均審理期間(月)	25.2	15.7	24.4	12.0	8.5	9.2
6月以内	40 9.5%	500 33.4%	76 8.6%	464 45.1%	81,943 58.1%	47,336 53.8%
6月超1年以内	55 13.0%	270 18.1%	136 15.3%	189 18.4%	27,684 19.6%	17,576 20.0%
1年超2年以内	155 36.7%	431 28.8%	341 38.4%	245 23.8%	23,242 16.5%	17,114 19.5%
2年超3年以内	91 21.6%	175 11.7%	177 19.9%	89 8.6%	5,818 4.1%	4,274 4.9%
3年超5年以内	64 15.2%	94 6.3%	125 14.1%	33 3.2%	2,024 1.4%	1,434 1.6%
5年を超える	17 4.0%	25 1.7%	33 3.7%	9 0.9%	295 0.2%	194 0.2%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。全体として前回から大きな変化は見られず、瑕疵主張のある建築関係訴訟では、判決で終局した事件（3割弱）のほとんどが対席判決によるものであり、民事第一審訴訟事件と比べて取下げ³で終局した事件の割合が高い傾向にある（第5回報告書概況編 81 頁【表5】参照）。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
判決	142 33.6%	564 37.7%	259 29.2%	447 43.4%	61,462 43.6%	42,951 48.8%
うち対席（%は判決に対する割合）	138 97.2%	424 75.2%	254 98.1%	308 68.9%	40,206 65.4%	27,480 64.0%
和解	144 34.1%	618 41.3%	368 41.4%	394 38.3%	48,683 34.5%	31,264 35.6%
取下げ	121 28.7%	250 16.7%	236 26.6%	135 13.1%	26,114 18.5%	10,328 11.7%
それ以外	15 3.6%	63 4.2%	25 2.8%	53 5.2%	4,747 3.4%	3,385 3.8%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりであり、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟の大半で訴訟代理人が選任されており、民事第一審訴訟事件と比べて訴訟代理人が選任された事件の割合が顕著に高いという傾向に変化は見られない。瑕疵主張のない建築関係訴訟においては、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合（55.6%）が、前回（49.3%）より 6.3%増加した一方、本人による事件の割合（7.3%）が、前回（11.4%）より約4%減少した⁴。（第5回報告書概況編 82 頁【表6】参照）

【表5】 訴訟代理人の選任状況（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
双方に 訴訟代理人	356 84.4%	966 64.6%	750 84.5%	572 55.6%	60,117 42.6%	42,858 48.7%
原告側のみ 訴訟代理人	33 7.8%	387 25.9%	79 8.9%	341 33.1%	54,437 38.6%	29,473 33.5%
被告側のみ 訴訟代理人	26 6.2%	59 3.9%	44 5.0%	41 4.0%	5,013 3.6%	3,104 3.5%
本人による	7 1.7%	83 5.6%	15 1.7%	75 7.3%	21,439 15.2%	12,493 14.2%

³ 取下げ事案の相当部分は、調停成立に伴う取下げ擬制であると考えられる（第5回報告書概況編 81 頁参照）。なお、瑕疵主張のある建築関係訴訟の調停成立件数は、前回（225 件）より若干減少している（【図 17】）（第5回報告書概況編 91 頁【図 27】参照）。

⁴ 平成 24 年及び平成 26 年において、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間はそれぞれ 16.6 月、17.7 月であるのに対し、本人による事件の平均審理期間はそれぞれ 2.8 月、3.8 月であり、いずれも長期化はしているものの、訴訟代理人が選任された事件の割合の増加自体も、瑕疵主張のない建築関係訴訟全体の平均審理期間の長期化に関連していることがうかがわれる。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁵については【表6】のとおりである。平均期日間隔や平均口頭弁論期日回数が大きく変わらない中で、平均争点整理期日回数は、瑕疵主張のある建築関係訴訟、瑕疵主張のない建築関係訴訟のいずれにおいても、前回（それぞれ 8.8 回、3.5 回）より増加しており（それぞれ 1.2 回、0.8 回の増加）、後者については、この増加に現れている争点整理期間の長期化が、平均審理期間の長期化にも影響したものと考えられる⁶（第5回報告書概況編 82 頁【表7】、83 頁【図8】参照）。建築関係訴訟全体の平均審理期間が平成 24 年より若干長期化したのは、前述のとおり、瑕疵主張のある建築関係訴訟が建築関係訴訟全体に占める割合が増加したこと自体にも一因があると思われるが、上記の統計データからすると、迅速化の観点からは、争点整理期間の推移について、引き続き注視する必要があるであろう。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（建築関係訴訟（調停に付された事件を除く）及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
平均期日回数	12.8	8.4	12.9	6.9	4.7	5.1
うち平均口頭弁論 期日回数	2.8	2.7	2.9	2.6	2.2	2.2
うち平均争点整理 期日回数	10.0	5.7	10.0	4.3	2.5	2.9
平均期日間隔（月）	1.8	1.6	1.7	1.6	1.8	1.8

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表7】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟の9割弱で争点整理手続が実施されており、民事第一審訴訟事件よりも争点整理実施率が顕著に高い傾向にあることは前回と同様である。瑕疵主張のない建築関係訴訟では、争点整理実施率（55.6%）が前回（48.4%）より7.2%増加している。（第5回報告書概況編 83 頁【表9】参照）

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）	
争 手 統 理	実施件数	363	993	784	572	54,271	38,447
	実施率	86.0%	66.4%	88.3%	55.6%	38.5%	43.7%

⁵ 調停に付された事件に関しては、調停で争点整理が行われることが多い分、争点整理期日回数は減ることが考えられるが、他方で、期日間隔が長くなることもある。そこで、建築関係訴訟に関する統計データのうち、平均期日回数及び平均期日間隔については、調停に付された事件を除いて算出した。

⁶ 瑕疵主張のある建築関係訴訟については、平均争点整理期日回数は増加している一方で、前述のとおり、調停に付された事件も含めた平均審理期間は短縮している。

人証調べ実施率及び平均人証数、平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）については【表8】【表9】のとおりである。民事第一審訴訟事件よりも人証調べ実施率が高く、平均人証数も多い傾向にある点や、瑕疵主張のある建築関係訴訟において平均人証調べ期間が民事第一審訴訟事件（0.4月）よりも長い点に、前回から変化は見られない。瑕疵主張のある建築関係訴訟における人証調べ実施率（30.6%）は、前回（35.4%）より4.8%減少している。（前掲Ⅱ. 1. 1【表16】【表17】）（第5回報告書概況編84頁【表10】【表11】参照）

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	建築瑕疵 損害賠償	建築請負代金	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
人証調べ実施率	32.0%	27.0%	30.6%	25.9%	15.9%	19.3%
平均人証数	1.1	0.9	1.0	0.8	0.4	0.5
平均人証数 （人証調べ実施事件）	3.4	3.2	3.3	3.2	2.8	2.7

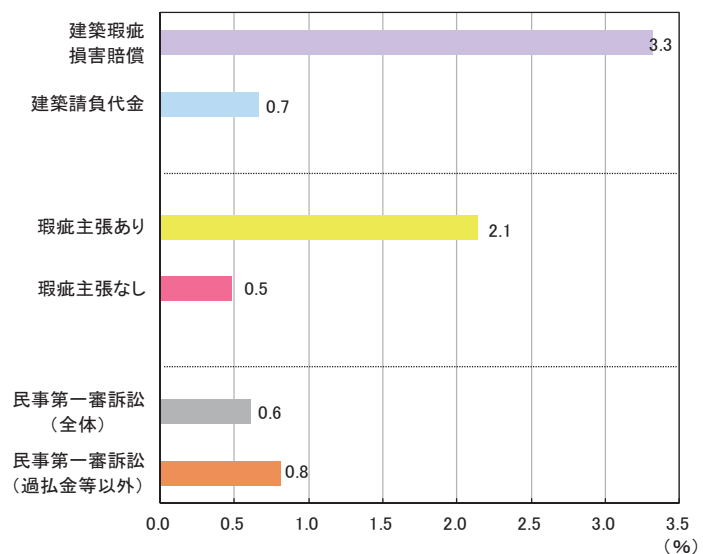
人証調べを実施した瑕疵主張のある建築関係訴訟における平均審理期間については【表9】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟全体と同様に（【図1】）、前回（34.5月）より短縮している。しかし、民事第一審訴訟事件のうち人証調べを実施した事件における平均審理期間20.0月（前掲Ⅱ. 1. 1【表17】）と比べて長い傾向については、前回と同様である。（第5回報告書概況編84頁【表11】参照）

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（瑕疵主張のある建築関係訴訟）

平均審理期間(月)	33.0
平均人証調べ期間(月)	0.9

鑑定実施率及びその推移については【図10】【図11】のとおりであり、特に瑕疵主張のある建築関係訴訟において、鑑定実施率が平成24年（5.3%）より減少しており、平成18年以降で最も低い水準になっている（この一つの要因としては、鑑定以外の形での、建築関係訴訟への専門家の関与が進んでいることが考えられる⁷）。

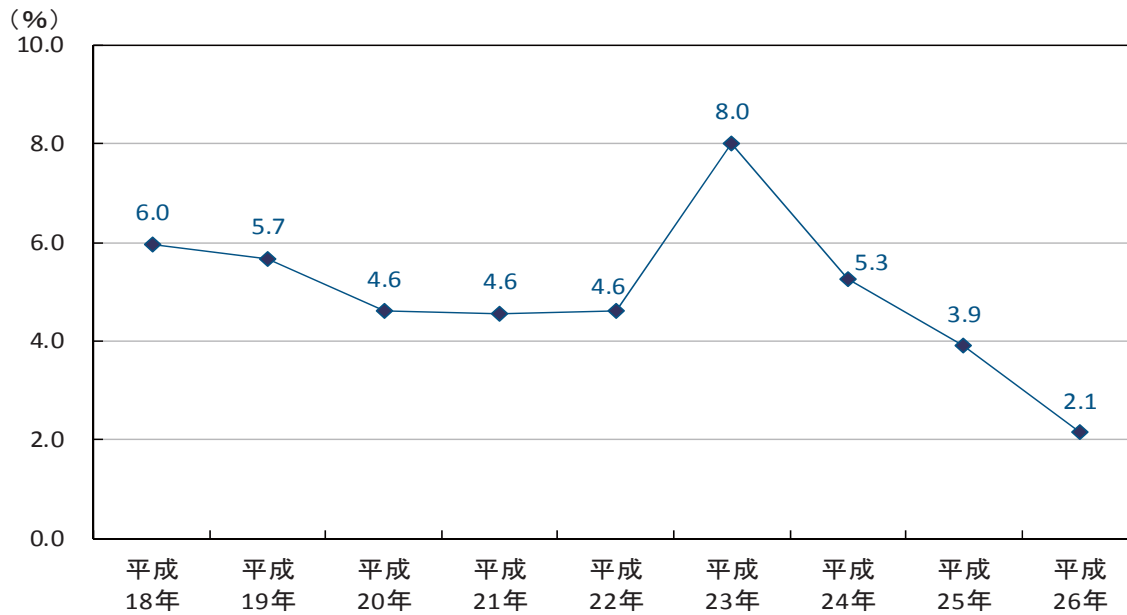
【図10】 鑑定実施率（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



⁷ 瑕疵主張のある建築関係訴訟のうち、調停委員又は専門委員が関与した事件の割合は、平成18年に37.8%であったものが、平成26年には46.6%に達している。

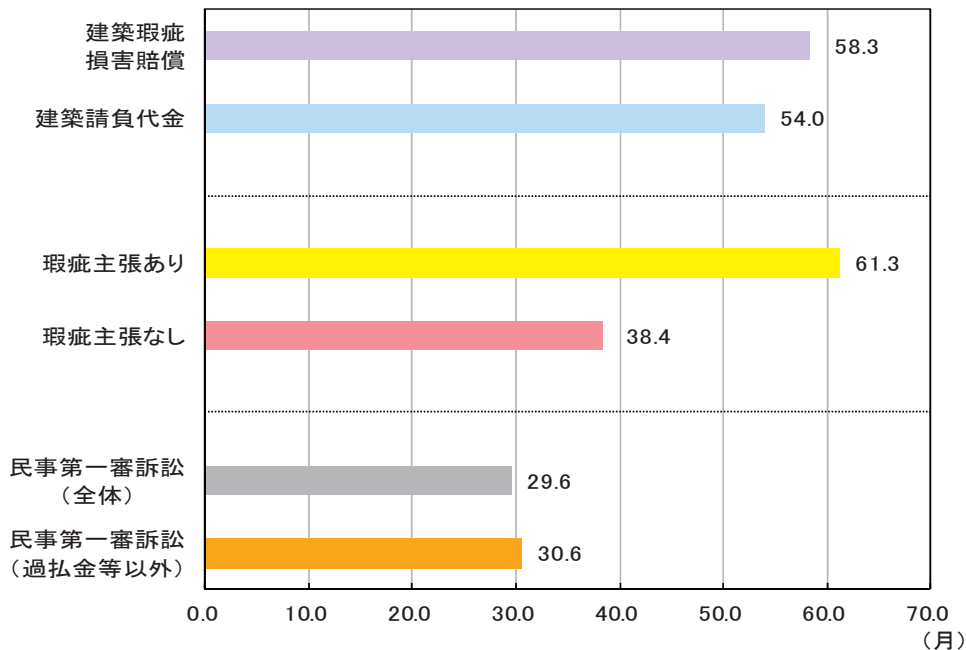
II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

【図11】 鑑定実施率の推移(瑕疵主張のある建築関係訴訟)



鑑定を実施した事件における平均審理期間については【図12】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟で前回(53.7月)よりも大幅に長くなっているが、母数となる鑑定実施事件の数が19件(前回は49件)と少ないことには留意する必要があると思われる(第5回報告書概況編85頁【図15】参照)。

【図12】 鑑定を実施した事件における平均審理期間
(建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



平均鑑定期間は【表 13】のとおりであり、前回（6.1月）よりも1月以上長期化している（第5回報告書概況編 86 頁【表 16】参照）。

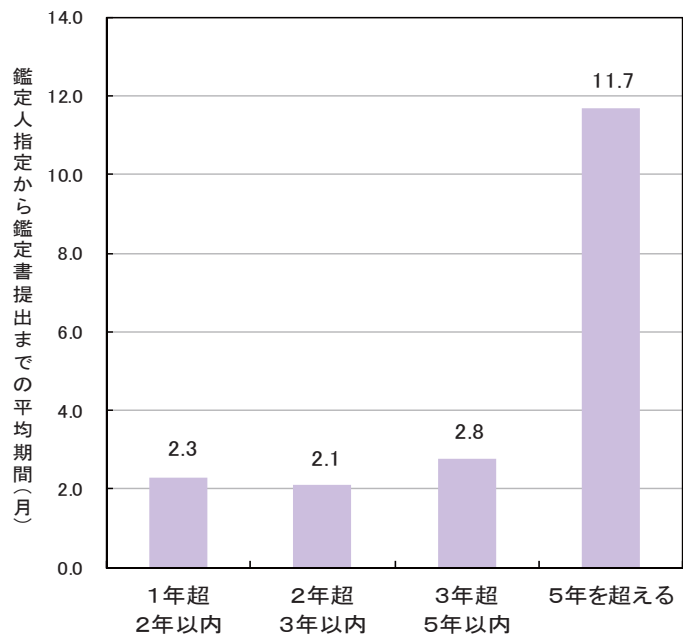
【表 13】 平均鑑定期間（建築関係訴訟）

平均鑑定期間(月)	7.7
鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間(月)	1.1
うち鑑定採用日と鑑定人指定日が同日の事件を除く(月)	4.3
鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間(月)	6.7

※ 端数処理の関係で、鑑定採用から鑑定人指定までの平均期間と鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間の合計は、全体の平均鑑定期間とは必ずしも一致しない。

また、鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間を審理期間別に見たものは【図 14】のとおりであり、前回と比較すると、審理期間が5年以内の各事件で見れば大きな差は見られなくなっている（第5回報告書概況編 86 頁【図 17】参照）が、鑑定実施事件全体の数が少ない（24 件）から、今後の動向も引き続き見ていく必要がある。

【図 14】 審理期間別の鑑定人指定から鑑定書提出までの平均期間（建築関係訴訟）



※ 審理期間1年以内の事件は該当なし

付調停に関する状況について、調停に付された件数の大部分を占めている瑕疵主張のある建築関係訴訟を見ると、【表 15】のとおり、調停に付された事件の割合は、ここ数年間で最高であった前回（35.2%）を下回ったものの、3割を超えており、平成 18 年以降の水準を維持している（第5回報告書概況編 88 頁【図 21】参照）。

【表 15】 付調停事件数及び付調停率（建築関係訴訟）

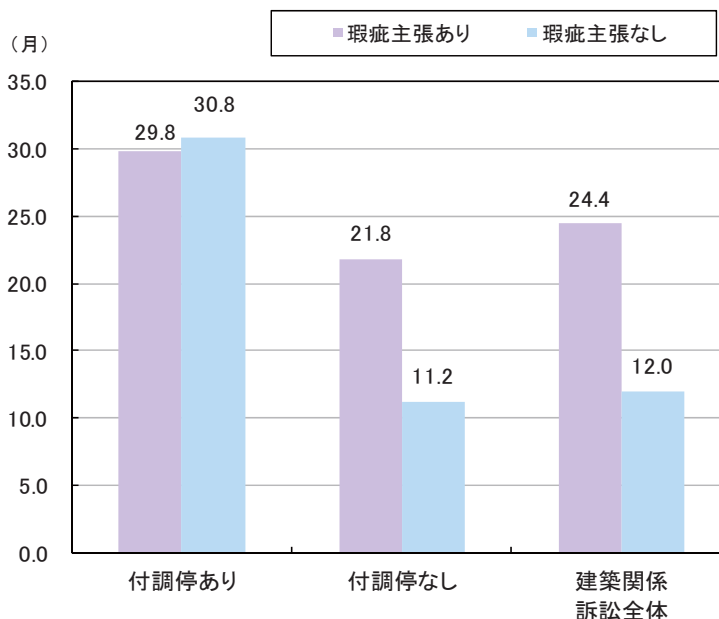
事件の種類	瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
既済件数	888	1,029	1,917
付調停事件数	292	42	334
付調停率	32.9%	4.1%	17.4%

【図 16】 のとおり，調停に付された瑕疵主張のある建築関係訴訟の平均審理期間が前回（31.9 月）より約 2 月短縮した⁸（調停成立・調停不成立のいずれで見ても，平均審理期間は前回（それぞれ 27.4 月，43.1 月）より短縮している（【図 17】）（第 5 回報告書概況編 91 頁【図 27】参照。））ほか，平均調停期間，平均調停期日回数，調停に付された事件の平均審理期間等の面で，特段の変化は見られない。

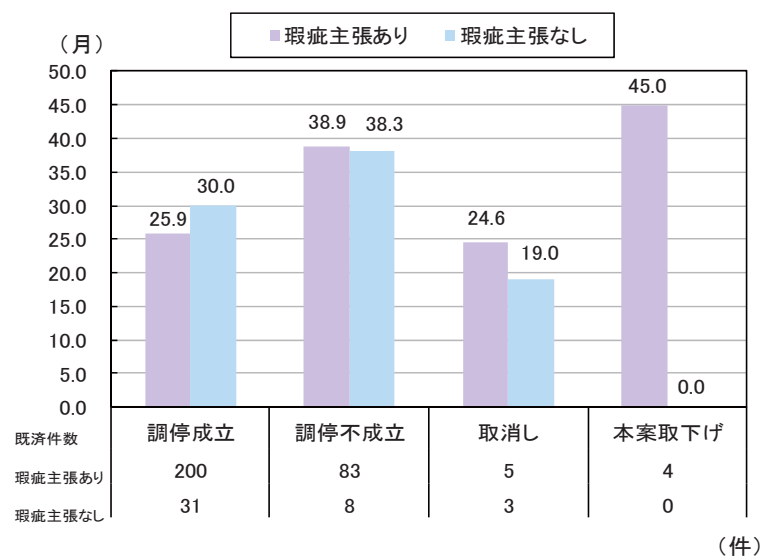
調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長くなり，調停に付された事件の中では，不成立となる事件の方が審理が長期化する傾向についても，前回と同様である（調停に付された事件の方がそうでない事件よりも平均審理期間が長い点については，調停に付された事件に，建築士等の専門家を調停委員として加えて進行する必要のある，より専門性の高い事案が多いことが原因として考えられる。）。

なお，特に，瑕疵主張のない建築関係訴訟においては，調停成立・調停不成立の事件に係る平均審理期間が前回（それぞれ 26.0 月，41.0 月）より相当程度変化しているなど，前回から相当変動した統計データもあるが，この事件類型の対象事件数が 42 件（前回は 37 件）と少ないことには留意する必要があると思われる。（【図 16】【図 17】【表 18】）（第 5 回報告書概況編 88 頁【表 22】，90 頁【図 26】，91 頁【図 27】参照）

【図 16】 付調停の有無別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【図 17】 調停終了区分別の平均審理期間（建築関係訴訟）



【表 18】 平均調停期間及び平均調停期日回数（建築関係訴訟）

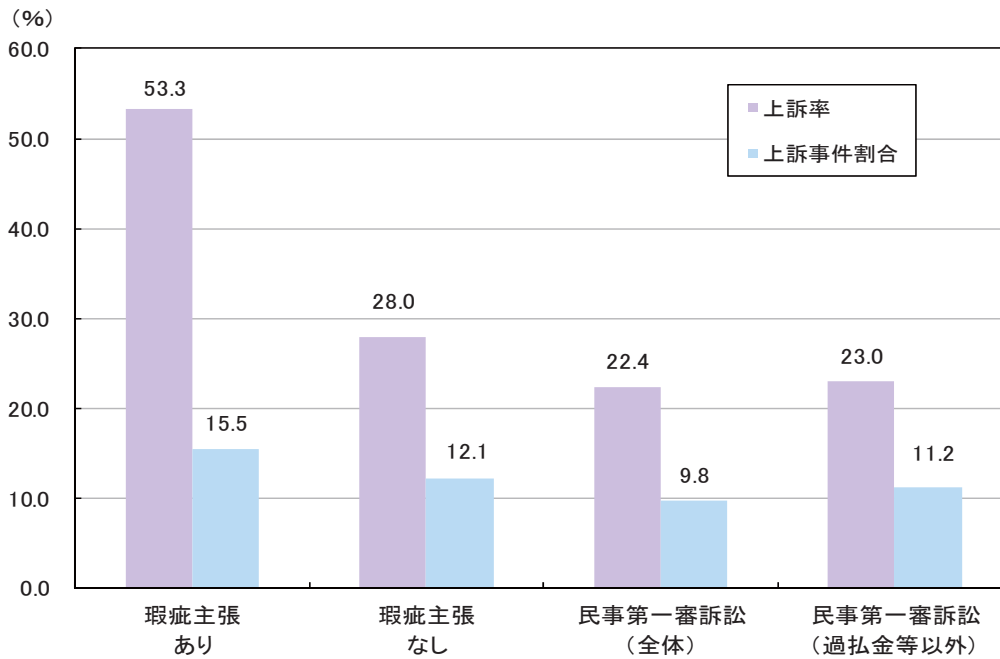
事件の種類		瑕疵主張あり	瑕疵主張なし	建築関係訴訟全体
付調停	平均調停期間(月)	14.0	11.3	13.7
	平均調停期日回数	10.1	6.6	9.6

⁸ 前述のとおり，調停に付された事件の割合が3割を超えていることを考えると，この点は，瑕疵主張のある建築関係訴訟全体の平均審理期間が平成 24 年より 0.5 月短縮したことの大きな要因の一つとなったのではないかと考えられる。

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図 19】のとおりであり、瑕疵主張のある建築関係訴訟では民事第一審訴訟事件よりも上訴率等が高くなっている一方、瑕疵主張のない建築関係訴訟の上訴率等は民事第一審訴訟事件と比較的近い水準である。

【図19】 上訴率及び上訴事件割合（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



1. 2. 3 知的財産権訴訟

知的財産権訴訟の新受件数は平成24年より若干増加した一方、平均審理期間は、同年と比べて、平均争点整理期日回数（前回は7.5回）の減少等もあり、若干短縮した。ただし、平成16年から平成23年までの期間と比べると若干長い水準となっている。審理期間が2年を超える事件の割合が前回（23.4%）より約8%減少したが、民事第一審訴訟事件と比べると、6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られる点は、前回と同様である。

その他、人証調べ実施率（前回は18.9%）の減少といった点に前回からの変化が見られる。

その余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られない。

○ 事件数及び平均審理期間

知的財産権訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりであり、400件から650件程度の幅の中で推移しているところ、平成26年の新受件数（542件）は、平成24年（499件）より若干増加した。

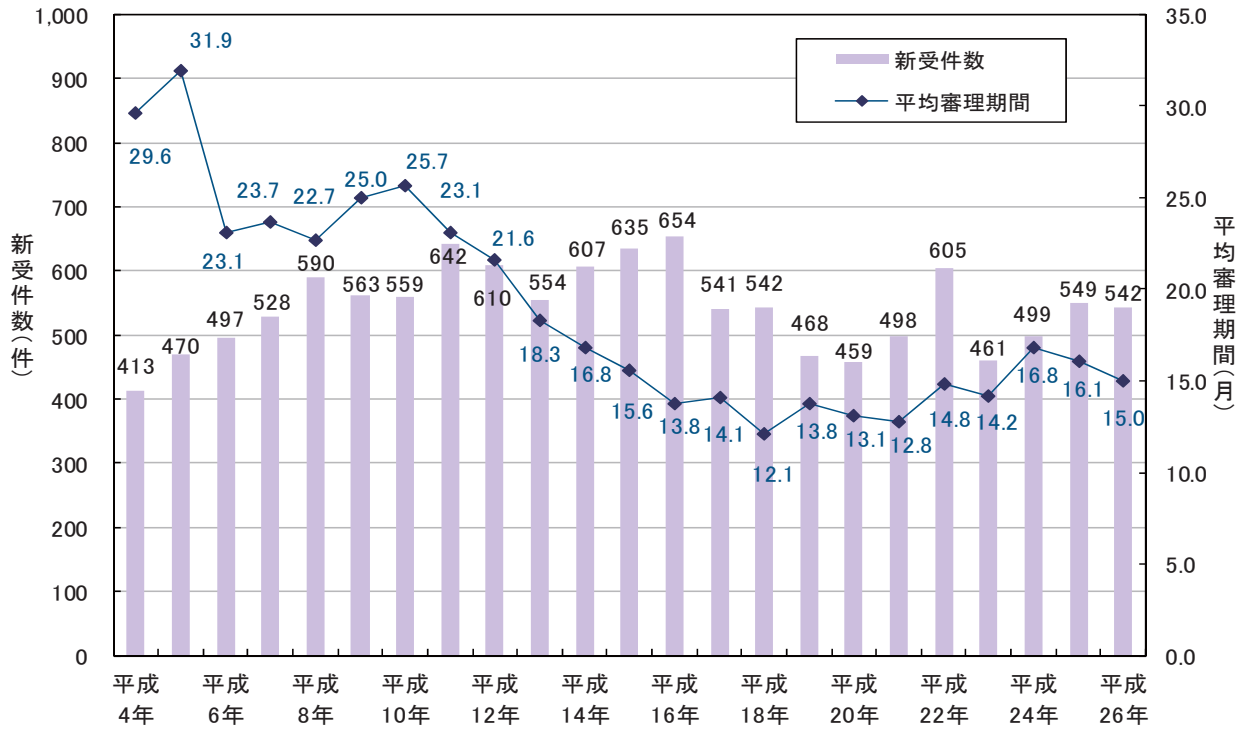
平均審理期間については、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、制度面の改善（特許法104条の3による無効の抗弁の導入等²）及び運用面での工夫³が図られたことにより、長期的には、平均審理期間の短縮が実現し、平成16年以降平成23年までは12月から14月台で推移してきた。平成26年における平均審理期間（15.0月）は、平成23年以前の上記期間と比べると若干長い水準ではあるものの、平成24年（16.8月）と比べると1.8月短くなっている（【図1】【図2】）。ただし、知的財産権訴訟は、全体の事件数が上記の程度であるため、一時的に、長期間係属していた事件が数多く終局したなどといった事情によって、平均審理期間が左右されることもあり得るので、そのような点にも留意し、少し長い目で見ていくのが相当であろう。

¹ 本報告書において、知的財産権訴訟とは、事件票において「知的財産金銭」又は「知的財産」に区分される訴訟を指す（第1回報告書97頁参照）。

² 平成23年の特許法等改正により、侵害訴訟に関する判決確定後に、その結論と抵触する形で、特許等が無効である旨の審決あるいは訂正審決が確定したとしても、それを再審事由として主張することはできなくなり（特許法104条の4等）、侵害訴訟による一回的な紛争解決が促進されることになった。その結果、侵害訴訟を担当する裁判所としては、再審によって侵害訴訟の結論が覆滅する危険のみを理由として無効審判の審決の帰趨を待つ必要がなくなったから、上記改正は、審理の迅速化に資する面があるとも思われる一方、新法の下では、特許の有効性をめぐる争点につき当事者双方に十分な主張立証の機会を与える必要性が高まり、時機に後れた攻撃防御方法の却下についても抑制的に運用すべきであるなどの指摘もあるところである。上記改正が審理の迅速性にどのような影響を与えるかについては、今後の動向を注視していくこととなる。

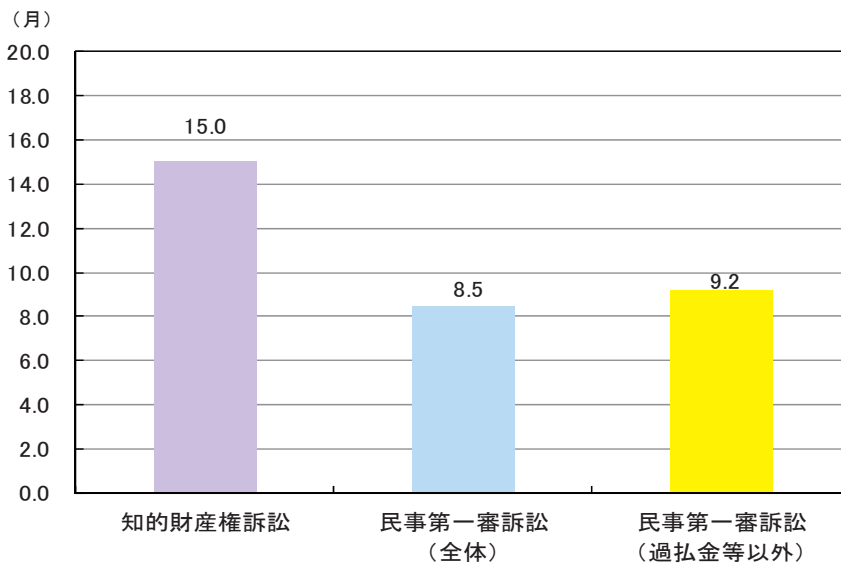
³ 例えば、知的財産権訴訟では、知的財産権の侵害の有無に関する「侵害論」と、損害額算定に関する「損害論」との二段階を区別し、前者で裁判官が侵害ありとの心証に至った場合のみ後者の審理に入るといった運用が一般化しており、この運用は、効率的な審理運営に資していると考えられる。東京地方裁判所及び大阪地方裁判所の各知的財産権専門部では、このような二段階審理を前提に、具体的な審理モデルを作成の上、裁判所ウェブサイトにて公開している。東京地方裁判所の審理モデルについては、<http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/singairon/index.html> を、大阪地方裁判所の審理モデルについては、http://www.courts.go.jp/osaka/saiban/tetuzuki_ip/index.html をそれぞれ参照

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりである。審理期間が2年を超える事件の割合が前回(23.4%)より約8%減少し(もっとも、15.5%という数値は、民事第一審訴訟事件と比べると高い。)、他方、6月以内の事件の割合が前回(22.5%)より3%増加して25.5%となった。前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い(52.2%)。(第5回報告書概況編96頁【図4】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	580	141,006	87,928
平均審理期間(月)	15.0	8.5	9.2
6月以内	148 25.5%	81,943 58.1%	47,336 53.8%
6月超1年以内	129 22.2%	27,684 19.6%	17,576 20.0%
1年超2年以内	213 36.7%	23,242 16.5%	17,114 19.5%
2年超3年以内	60 10.3%	5,818 4.1%	4,274 4.9%
3年超5年以内	29 5.0%	2,024 1.4%	1,434 1.6%
5年を超える	1 0.2%	295 0.2%	194 0.2%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合は【表4】のとおりである。4割強が判決で終局し、民事第一審訴訟事件と異なり、うち大半が対席判決であって(93.0%)、他方4割弱が和解で終局するといった傾向に、前回から大きな変化は見られない(第5回報告書概況編96頁【表5】参照)。

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	244 42.1%	61,462 43.6%	42,951 48.8%
うち対席 (%は判決に対する割合)	227 93.0%	40,206 65.4%	27,480 64.0%
和解	224 38.6%	48,683 34.5%	31,264 35.6%
取下げ	73 12.6%	26,114 18.5%	10,328 11.7%
それ以外	39 6.7%	4,747 3.4%	3,385 3.8%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表5】のとおりであり、8割弱の事件で双方に訴訟代理人が選任されていて、この割合が民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い傾向に、前回から大きな変化は見られない(第5回報告書概況編97頁【表6】参照)。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
双方に 訴訟代理人	458 79.0%	60,117 42.6%	42,858 48.7%
原告側のみ 訴訟代理人	60 10.3%	54,437 38.6%	29,473 33.5%
被告側のみ 訴訟代理人	33 5.7%	5,013 3.6%	3,104 3.5%
本人による	29 5.0%	21,439 15.2%	12,493 14.2%

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔は【表6】のとおりであり、平均争点整理期日回数及び平均口頭弁論期日回数は前回（それぞれ7.5回、1.8回）よりそれぞれ0.6回、0.3回減少しているが、平均期日間隔に変化はない（第5回報告書概況編97頁【図7】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	8.4	4.7	5.1
うち平均口頭 弁論期日回数	1.5	2.2	2.2
うち平均争点 整理期日回数	6.9	2.5	2.9
平均期日間隔(月)	1.8	1.8	1.8

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表7】のとおりであるところ、争点整理実施率に大きな変化は見られず、前回と同様、民事第一審訴訟事件よりは顕著に高い水準である（第5回報告書概況編98頁【表8】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争点 手続 整理			
実施件数	458	54,271	38,447
実施率	79.0%	38.5%	43.7%

人証調べ実施率及び平均人証数は【表8】のとおりである。人証調べ実施率が前回（18.9%）より8.2%減少して10.7%となった⁴（第5回報告書概況編98頁【表9】参照）。

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数（知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	10.7%	15.9%	19.3%
平均人証数	0.3	0.4	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.7	2.8	2.7

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間は【表9】のとおりであるところ、いずれも前回（それぞれ26.1月、0.5月）から0.3月短縮している（第5回報告書概況編98頁【表10】参照）。

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（知的財産権訴訟）

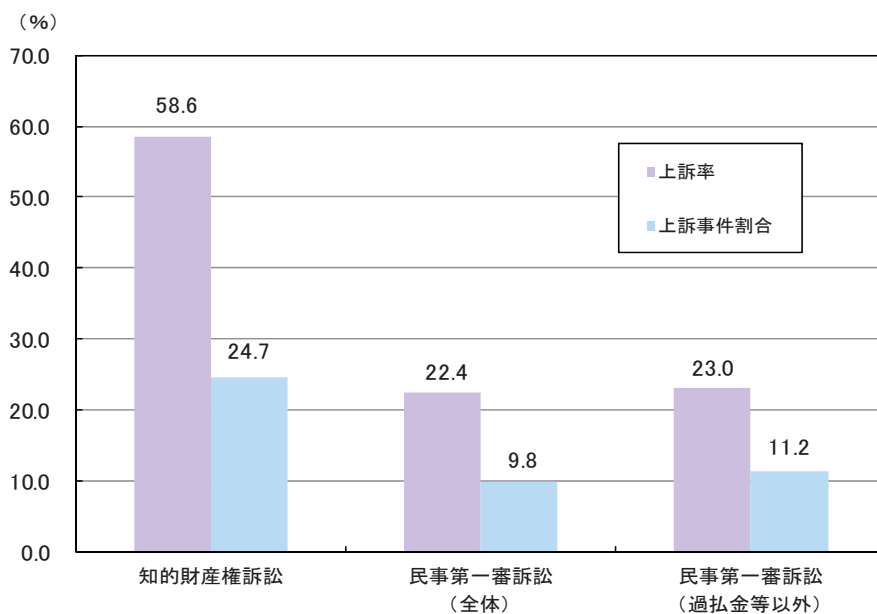
平均審理期間(月)	25.8
平均人証調べ期間(月)	0.2

⁴ 他の専門訴訟(医事関係訴訟や建築関係訴訟等)と比べて、知的財産権訴訟における人証調べ実施率がかなり低い水準である(前掲Ⅱ.1.2.1【図10】及びⅡ.1.2.2【表8】参照)のは、知的財産権訴訟で人証調べが実施されるのが、冒認出願(発明者でない者が出願すること)が問題になる場合等、例外的な場面にとどまり、主に問題となる技術的事項についての立証は書証によって行われる場合が多いことによるものと解される(第1回報告書102頁、第2回報告書74頁及び塚原朋一「知財高裁における特許訴訟の審理充実化について」知財ぷりずむ2010年7月号2頁参照)。

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図10】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べていずれも顕著に高い水準である。

【図10】 上訴率及び上訴事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



1. 2. 4 労働関係訴訟

労働関係訴訟については、平成21年以降新受件数が高水準で推移していることの影響もあって、平均審理期間が長期化傾向にある。この点、争点整理期間について、労働関係訴訟全体で見ても（平均争点整理期日回数が前回（4.7回）より増加した。）、人証調べを実施して対席判決で終局した事件に限って見ても、その長期化傾向が見られ、争点整理期間の推移については注視していく必要がある。

審理期間別の事件割合について、6月以内の事件の割合が前回（28.0%）より減少したのに対し、1年超2年以内の事件の割合が前回（33.3%）より増加した。民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が顕著に低く、1年を超える事件の割合が顕著に高い点は、前回と同様である。

労働関係訴訟に関するその余の主な統計データ（終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から大きな変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べると和解で終局した事件の割合が高いことも、前回と同様である。

なお、労働審判事件に係る終局事由別の既済件数及び事件割合について、調停成立で終局した事件の割合は前回（70.6%）より減少し、労働審判で終局した事件の割合は、前回（17.4%）より増加している。労働審判事件の平均審理期間については、前回（72.4日）より約7日間長くなっている。

○ 事件数及び平均審理期間等

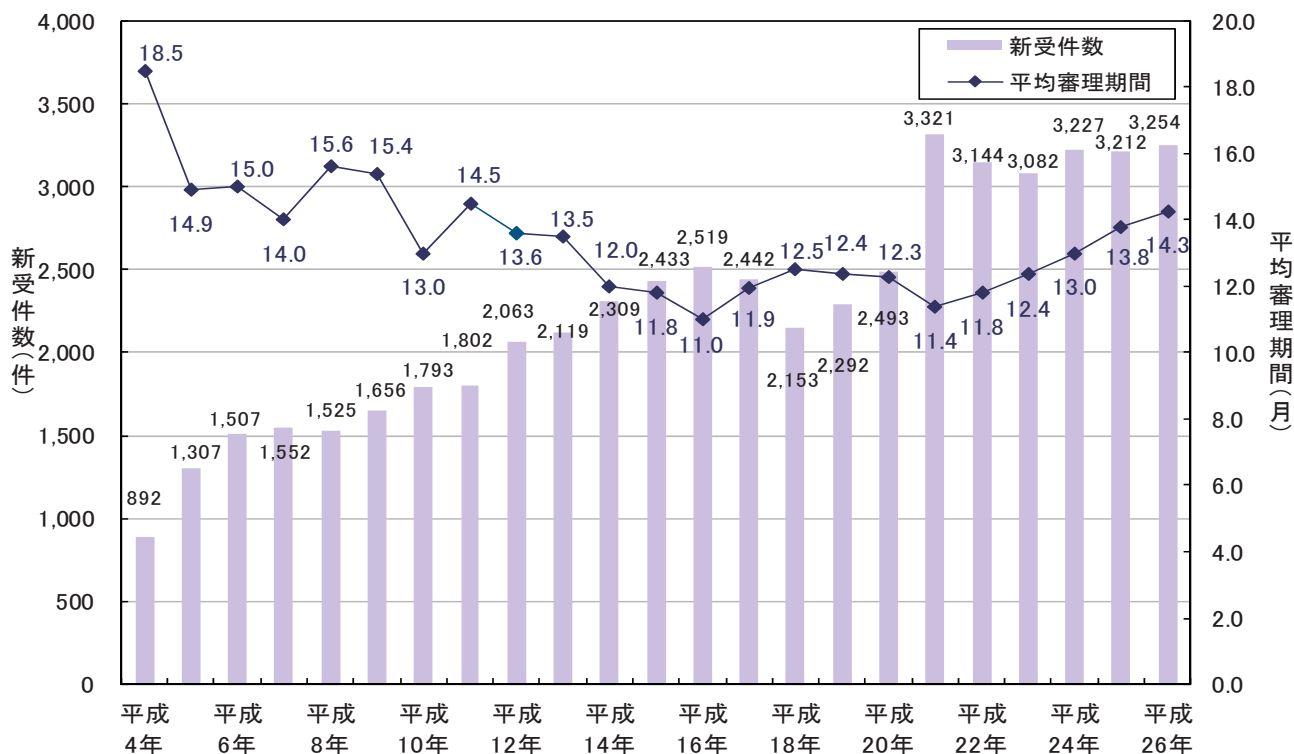
労働関係訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。

新受件数は、平成4年から平成16年にかけて増加傾向が続き、一旦横ばいとなった後、平成21年に急増し（平成20年秋以降の世界的な不況を受けた経済情勢が影響しているとの指摘がある。第5回報告書概況編101頁脚注1参照）、その後も高水準で推移している。

平成26年の平均審理期間は、平成24年（13.0月）より1.3月長くなり、14.3月である（【図2】）。これまでの推移を見ると、【図1】のとおり、平成4年（18.5月）からおおむね短縮してきたが、平成22年以降は長期化傾向が認められる。これには、上記で述べた事件動向が影響しているものと考えられる。

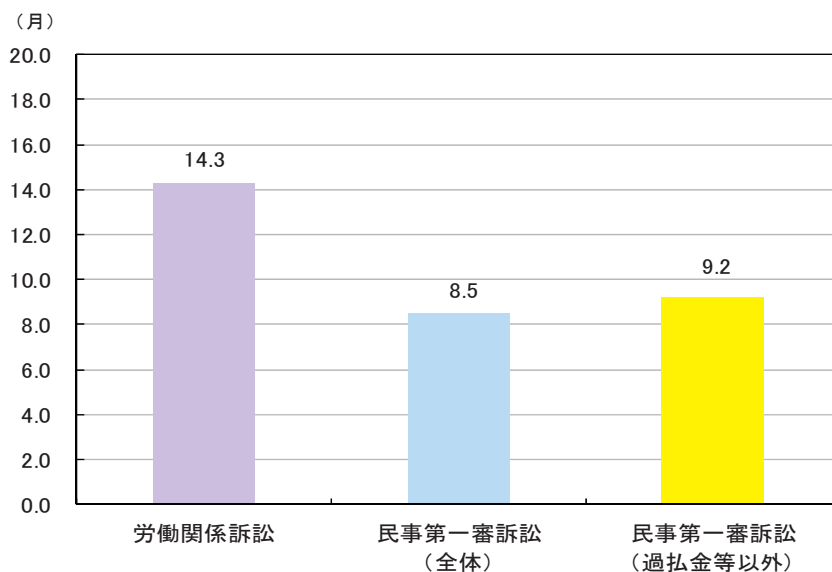
¹ 本報告書において、労働関係訴訟とは、事件票において「労働金銭」又は「労働」に区分される訴訟を指す（第1回報告書113頁参照）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



※ 平成16年までの数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

【図2】 平均審理期間(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合が前回(28.0%)より6.3%減少して21.7%になったのに対し、1年超2年以内の事件の割合が前回(33.3%)より5%増加して38.3%になった。民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が顕著に低く、1年を超える事件の割合が顕著に高い点は、前回までと同様である。なお、審理期間が2年を超える事件の割合は前回(10.9%)より1.3%増加して12.2%となっている。(第5回報告書概況編102頁【表3】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	3,049	141,006	87,928
平均審理期間(月)	14.3	8.5	9.2
6月以内	663 21.7%	81,943 58.1%	47,336 53.8%
6月超1年以内	848 27.8%	27,684 19.6%	17,576 20.0%
1年超2年以内	1,168 38.3%	23,242 16.5%	17,114 19.5%
2年超3年以内	283 9.3%	5,818 4.1%	4,274 4.9%
3年超5年以内	82 2.7%	2,024 1.4%	1,434 1.6%
5年を超える	5 0.2%	295 0.2%	194 0.2%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。判決で終局した事件(うち9割以上が対席判決である。)の割合(前回は31.3%)、和解で終局した事件の割合(前回は54.8%)とも、前回から大きな変化は見られない。和解で終局した事件の割合が、民事第一審訴訟事件と比べると高水準であることも前回と同様である。(第5回報告書概況編103頁【表5】参照)

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	976 32.0%	61,462 43.6%	42,951 48.8%
うち対席 (%は判決に対する割合)	886 90.8%	40,206 65.4%	27,480 64.0%
和解	1,638 53.7%	48,683 34.5%	31,264 35.6%
取下げ	328 10.8%	26,114 18.5%	10,328 11.7%
それ以外	107 3.5%	4,747 3.4%	3,385 3.8%

II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

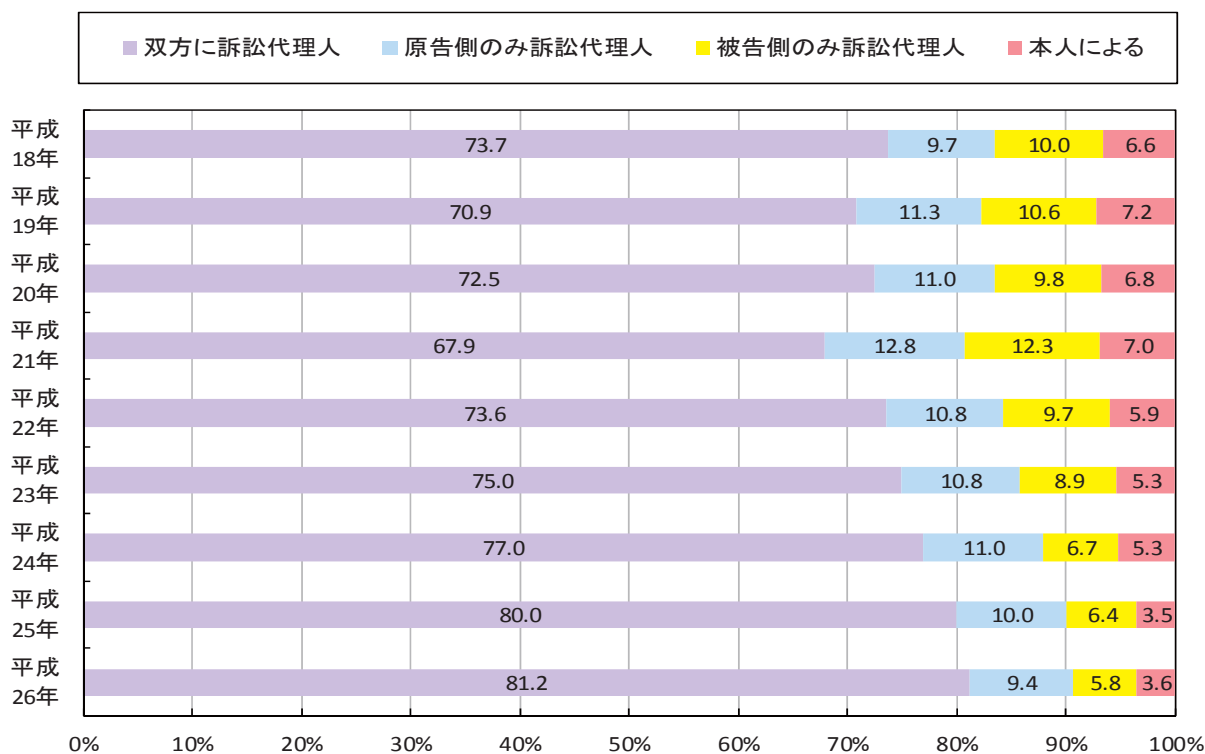
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況については【表5】のとおりである。双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、平成24年（77.0%）から増加して8割を上回っているところ、この割合は、平成22年以降一貫して増加している（【図6】）。双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間がそれ以外の事件と比べて顕著に長い傾向があること（【図7】）を踏まえると、平成22年以降における労働関係訴訟全体の平均審理期間の長期化傾向と、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合の増加傾向とは相関していることがうかがわれる。

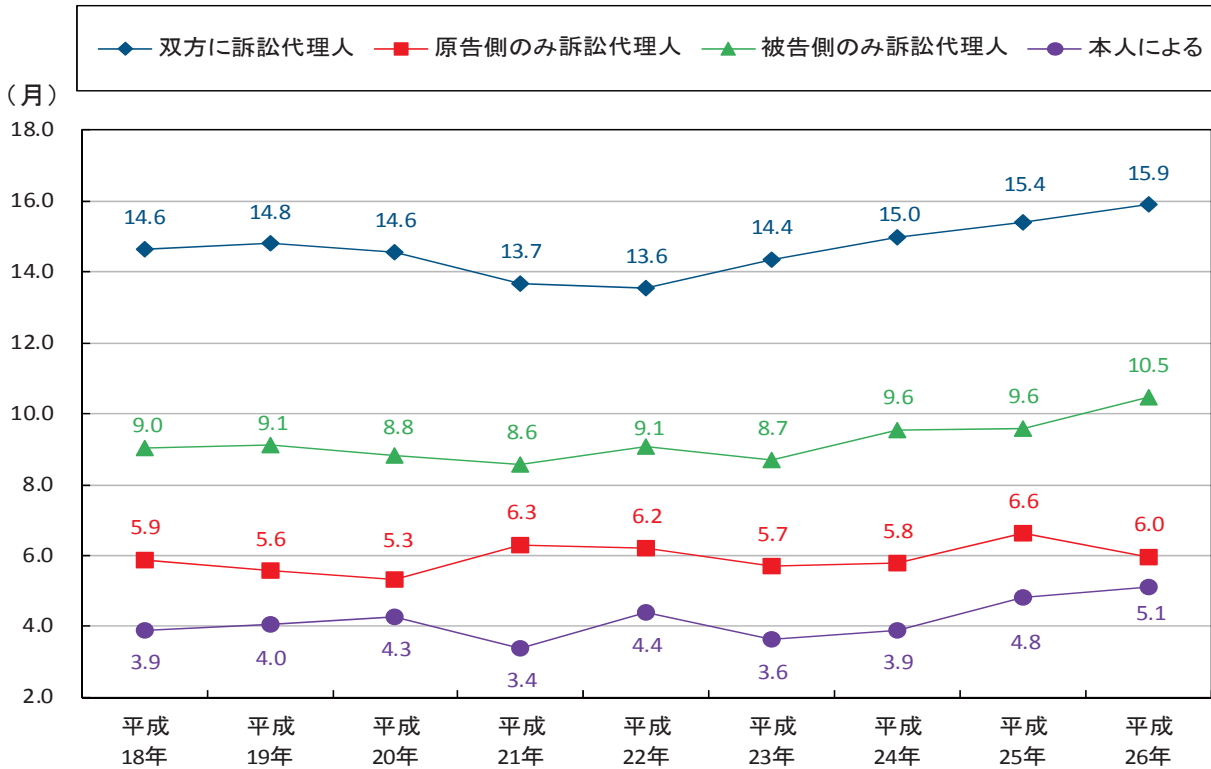
【表5】 訴訟代理人の選任状況
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
双方に 訴訟代理人	2,476 81.2%	60,117 42.6%	42,858 48.7%
原告側のみ 訴訟代理人	286 9.4%	54,437 38.6%	29,473 33.5%
被告側のみ 訴訟代理人	178 5.8%	5,013 3.6%	3,104 3.5%
本人による	109 3.6%	21,439 15.2%	12,493 14.2%

【図6】 訴訟代理人の選任状況の推移(労働関係訴訟)



【図7】 訴訟代理人の選任状況別の平均審理期間の推移(労働関係訴訟)



○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔については【表8】のとおりである。平均口頭弁論期日回数や平均期日間隔は前回から変わっていないのに対し、平均争点整理期日回数が前回(4.7回)より0.8回増加していること(第5回報告書概況編104頁【図7】参照)から、労働関係訴訟の平均審理期間が前回より長くなったのは、争点整理期間の長期化によるものと考えられる。

【表8】 平均期日回数及び平均期日間隔
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	8.3	4.7	5.1
うち平均口頭弁論 期日回数	2.8	2.2	2.2
うち平均争点整理 期日回数	5.5	2.5	2.9
平均期日間隔(月)	1.7	1.8	1.8

II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

争点整理手続の実施件数及び実施率については【表9】のとおりであり、前回（72.9%）より2.3%増加して75.2%になった。これは、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に高い水準である。（第5回報告書概況編105頁【表8】参照）

【表9】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類		労働関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
争点整理	実施件数	2,294	54,271	38,447
	実施率	75.2%	38.5%	43.7%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表10】のとおりである。人証調べ実施率は、前回（35.4%）より2%増加して37.4%になったが、これまでの約10年間における推移の範囲内（約35%から約40%）にあり、これまでと同様、民事第一審訴訟事件（過払金等事件以外）の約2倍の水準である。人証調べを実施した事件における平均人証数は、前回（3.4人）から変化がなく、民事第一審訴訟事件よりも多い（第5回報告書概況編105頁【図9】参照）。労働関係訴訟では、解雇権の濫用が争点になる場合など、規範的要件をめぐって多くの事実が問題となる一方で、客観的証拠が不十分なこともあるため、このような傾向になるものと解される（詳細は、第3回報告書分析編78頁から84頁参照）。

【表10】 人証調べ実施率及び平均人証数
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

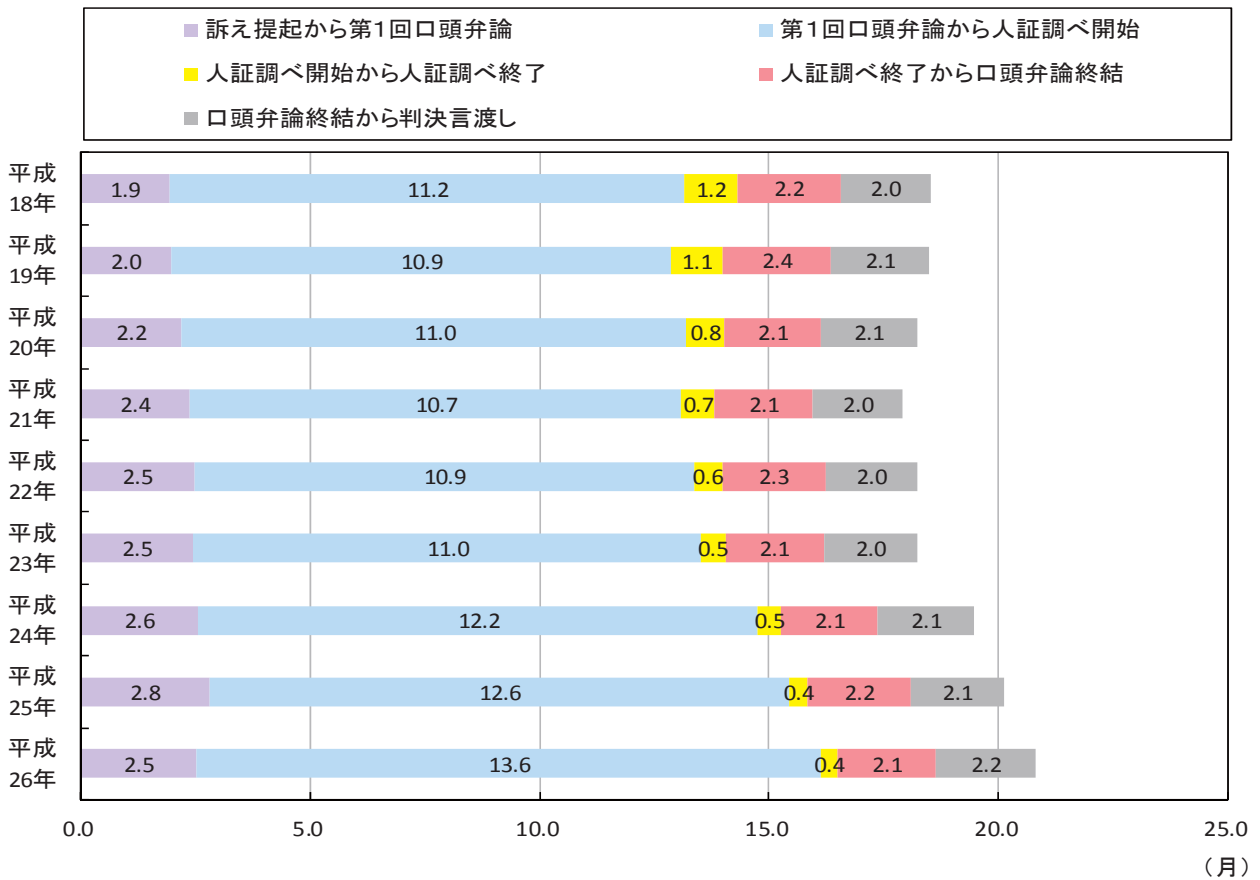
事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 （全体）	民事第一審訴訟 （過払金等以外）
人証調べ実施率	37.4%	15.9%	19.3%
平均人証数	1.3	0.4	0.5
平均人証数 （人証調べ実施事件）	3.4	2.8	2.7

人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであり、前者は、労働関係訴訟全体と同様、前回（19.6月）より約1月長くなっているが、後者については、前回（0.4月）から大きな変化は見られない（第5回報告書概況編106頁【表10】参照）。さらに、審理に比較的期間が必要となる、人証調べを実施して対席判決で終局した事件について、手続段階別の平均期間の推移を見ると、【図12】のとおり、平成22年以降、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）に長期化傾向が見られるところであり、今後も、争点整理期間の推移については注視していく必要がある。

【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間（労働関係訴訟）

平均審理期間(月)	20.5
平均人証調べ期間(月)	0.3

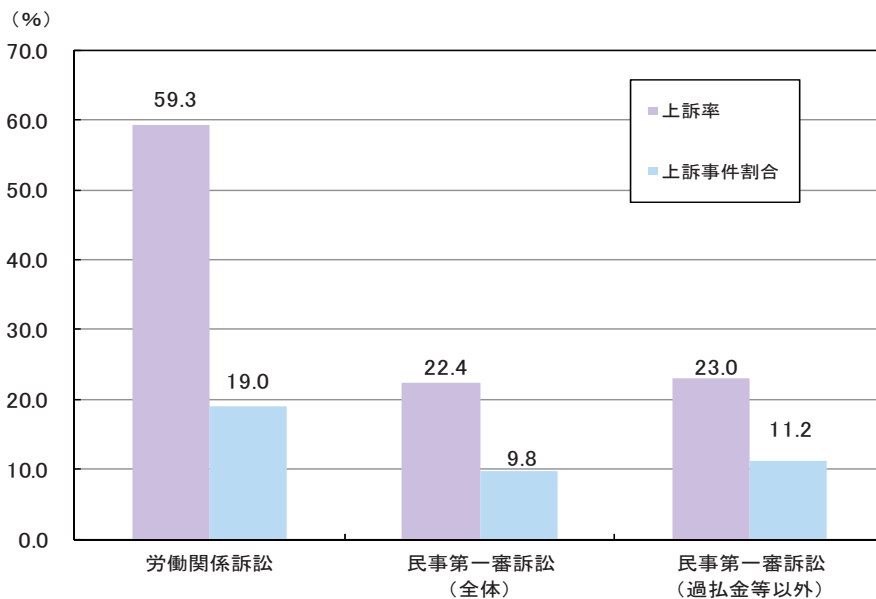
【図12】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移
(労働関係訴訟)



○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図13】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べると顕著に高い水準である。

【図13】 上訴率及び上訴事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

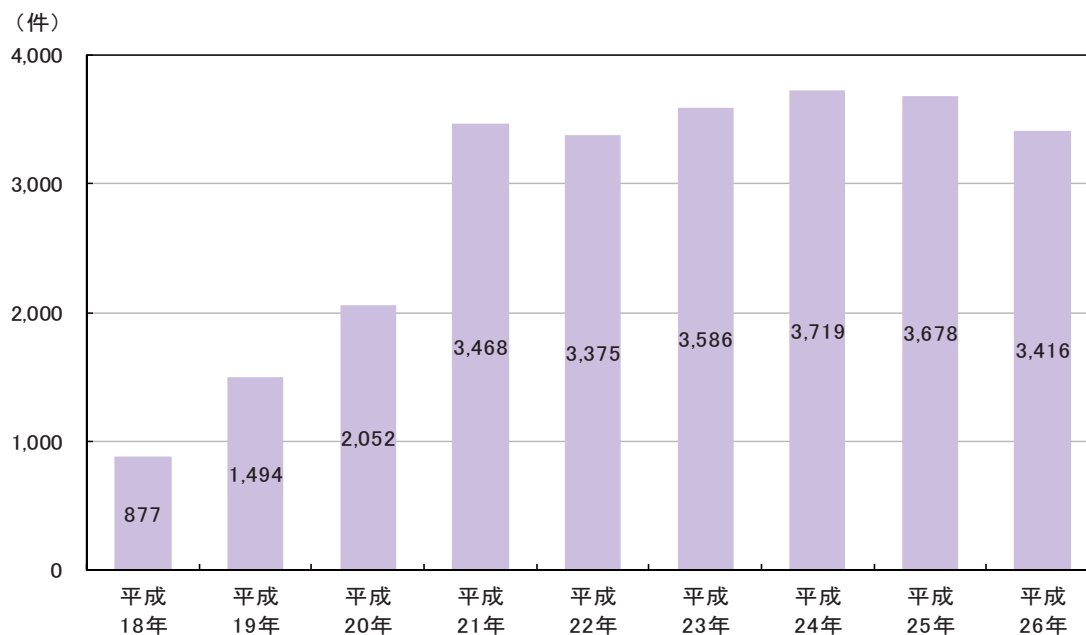


(参考) 労働審判事件の概況等

○ 労働審判事件の概況

労働審判事件は、平成18年4月に導入された制度であるところ、この新受件数については【図14】のとおりであり、労働関係訴訟と軌を一にして平成21年に大幅に増加し、平成26年まで高水準で推移している。

【図14】 新受件数の推移(労働審判事件)



※ 数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。
 ※ 平成18年の数値は、同年4月から同年12月までの数値である。

労働審判事件に係る終局事由別の既済件数及び事件割合については【表15】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合(67.9%)は前回(70.6%)より2.7%減少し、労働審判で終局した事件の割合(18.6%)は、前回(17.4%)より1.2%増加している(第5回報告書概況編110頁【図17】参照)。

【表15】 終局事由別の既済件数及び事件割合(労働審判事件)

事件の種類	労働審判事件
労働審判	633 18.6%
調停成立	2,314 67.9%
24条終了	150 4.4%
取下げ	292 8.6%
却下・移送等	19 0.6%

労働審判	件数
うち異議申立てあり	356
うち異議申立てなし	277

※ 数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

また、労働審判で終局した事件のうち異議申立てがなく確定した事件が労働審判事件全体に占める割合は8.1%（277件）であり、調停が成立したものと及び労働審判が確定したものの合計が労働審判事件全体に占める割合は76.0%で、前回（77.7%）より1.7%減少した（第5回報告書概況編110頁【図17】参照）。もっとも、取下げで終局した事件（8.6%）の中にも、当事者間の手続外での合意等により満足的に解決したものがあると考えられるため、全体の8割前後の事件は労働審判手続を契機として解決されているものと考えられる。

労働審判事件の平均審理期間については、【表16】のとおり、前回（72.4日）より約7日間長くなり79.5日となっている（第5回報告書概況編111頁【図19】参照）。また、審理期間別の既済件数及び事件割合について、【表16】のとおり、3月以内に終局した事件の割合が、前回（76.3%）より9.5%減少して66.8%になっている（第5回報告書概況編111頁【図19】参照）。

【表16】 審理期間別の既済件数、事件割合及び平均審理期間（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
既済件数	3,408
平均審理期間(日)	79.5日
1月以内	90 2.6%
1月超2月以内	1,015 29.8%
2月超3月以内	1,171 34.4%
3月超6月以内	1,103 32.4%
6月超	29 0.8%

※ 数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

申立人代理人の選任状況については【表17】のとおりであり、8割を超える水準で申立人代理人が選任されている状況に、前回から大きな変化は見られない（第5回報告書概況編112頁【図20】参照）。

【表17】 申立人代理人の有無別の既済件数（労働審判事件）

事件の種類	労働審判事件
申立人代理人あり	2,897 85.0%
申立人代理人なし	511 15.0%

※ 数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

○ 労働審判事件についての分析

前述のとおり、労働審判事件の新受件数は、制度導入以降平成21年まで急増を続け、その後も高水準で推移している。

労働審判は、3回以内での終局を原則とする制度である（労働審判法15条2項）ところ、このように労働審判事件の事件数が高水準で推移している状況等をも踏まえると、適正かつ迅速な審理のためには、労働審判委員会による迅速処理に向けた取組はもとより、労働審判手続に適した事件について手続が利用されることが一層必要であろう。特に、申立人代理人においては、事前に相手方と交渉をし、労働審判手続での解決に適した事件であるかを見定める必要があり、その際には、その他の手続（労働関係訴訟、民事調停等）も

II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

視野に入れて適切に手続を選別していくことが重要といえよう²（第4回報告書施策編58頁でも、適切な手続選択の促進が掲げられている。第5回報告書概況編112頁脚注4も参照）。そして、労働審判事件を申し立てる場合には、予想される争点や関連事実・証拠のみならず、当事者間の事前交渉に係る事実経過を具体的に記載すべきとした労働審判規則9条1項各号の趣旨に鑑み、これらを十分に記載できるだけの事前準備を尽くし、準備不足のために申立後に「補充書面」（労働審判規則17条から19条等参照）の提出が何度も繰り返されるような事態をできる限り防ぐことなどが代理人に期待されているといえよう。

² この点、民事第一審訴訟事件に係る実情調査において、複雑で訴訟相当と思われる事案（例えば、タイムカード等の基本書証が直ちに整理できない事案）であるにもかかわらず、労働審判の申立てがされる場合が目立つとの指摘があり、関連して、検証検討会の委員からは、十分なスキルを持たない代理人が労働関係事件を担当することが多くなったために、事件の選別が適切にできていない実情があるのではないかと指摘もされた。なお、一般的には事案が複雑で労働審判になじみにくい類型として、例えば、①差別に関する事件や人事評価に関する事件など、事業主の雇用状況に関する全体的な審理が必要である事件、②就業規則の不利益変更に関する事件など、労働審判手続の結果が他の労働者に影響を及ぼすおそれがある事件等が挙げられている（最高裁判所事務総局『労働審判手続に関する執務資料（改訂版）』労働関係民事・行政裁判資料第48号79頁参照（平成25年））。

1. 2. 5 行政事件訴訟

行政事件訴訟の新受件数及び平均審理期間は、ともに過去数年間の推移の範囲内に収まっているが、平成24年と比べて平均審理期間が長くなり、平均口頭弁論期日回数も前回(3.7回)より増加している。

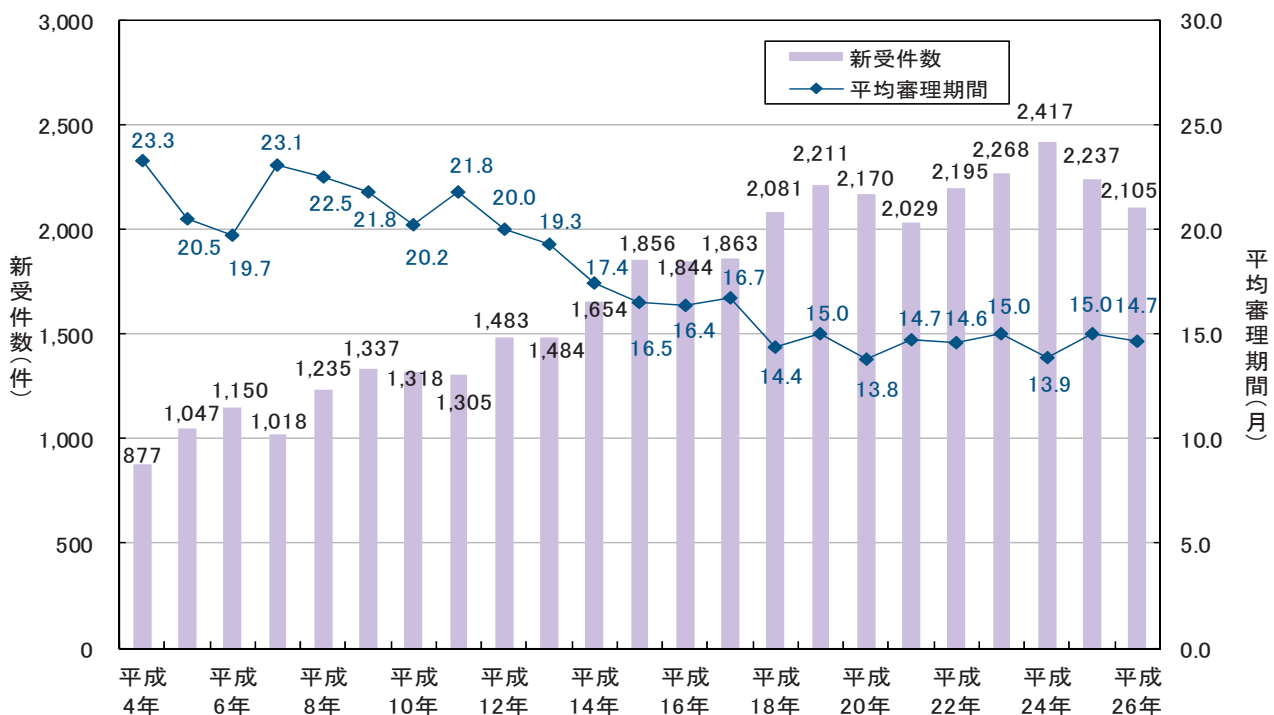
当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が前回(51.0%)より10.6%増加したところ、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間はそれ以外の事件よりも一貫して顕著に長いことからすれば、平均審理期間の長期化は、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合の増加と相関していることがうかがわれる。

その余の主な統計データ(審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、争点整理手続の実施件数及び実施率)について、前回から特段の変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べると、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高いこと、大半の事件が判決で終局すること、争点整理実施率が顕著に低いことは、前回と同様である。

○ 事件数及び平均審理期間

行政事件訴訟¹の新受件数及び平均審理期間の推移は【図1】のとおりである。新受件数は、平成4年以降、長期的にはおおむね増加傾向にあり、平成18年以降、2000件を超える高い水準で推移し、平成26年は2105件となっている(平成24年(2417件)よりは減少している。)

【図1】新受件数及び平均審理期間の推移(行政事件訴訟)

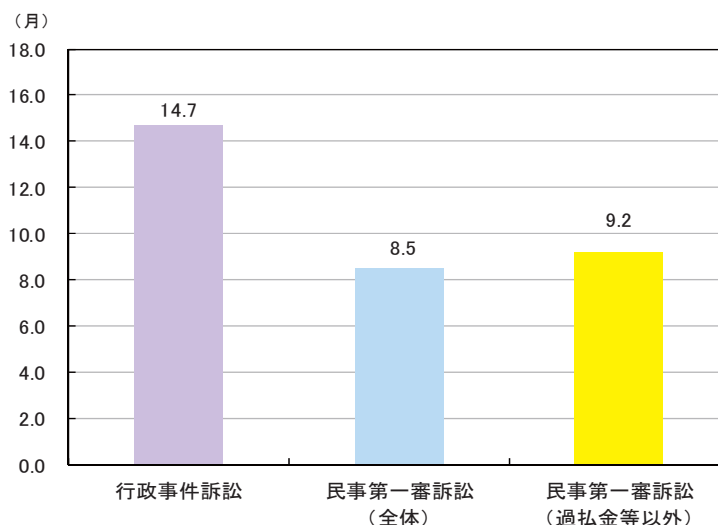


¹ 行政事件訴訟とは、抗告訴訟(取消訴訟、不作为の違法確認訴訟、無効等確認訴訟、義務付け訴訟、差止訴訟)、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟を指し、国又は地方公共団体を被告とする国家賠償請求訴訟を含まない(行政事件訴訟法2条から6条)(第1回報告書128頁参照)。

II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

平均審理期間は、平成4年以降大幅に短縮しており、平成18年以降はおおむね14月から15月の範囲で推移しているところ、平成26年の平均審理期間は14.7月であり、平成24年（13.9月）と比べると0.8月長くなっている（【図1】【図2】）。

【図2】 平均審理期間（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりである。民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く（前回の30.5%から25.1%へと減少している。）、1年を超える事件の割合が高い（前回の43.9%から48.3%へと増加している。）傾向があることは、前回と同様である（第5回報告書概況編50頁【表3】参照）。

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
既済件数	2,183	141,006	87,928
平均審理期間(月)	14.7	8.5	9.2
6月以内	548 25.1%	81,943 58.1%	47,336 53.8%
6月超1年以内	579 26.5%	27,684 19.6%	17,576 20.0%
1年超2年以内	731 33.5%	23,242 16.5%	17,114 19.5%
2年超3年以内	219 10.0%	5,818 4.1%	4,274 4.9%
3年超5年以内	92 4.2%	2,024 1.4%	1,434 1.6%
5年を超える	14 0.6%	295 0.2%	194 0.2%

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりである。判決で終局した事件のうち対席判決による割合が前回（87.4%）より約5%増加して92.3%となったほか、大きな変化は見られない。行政事件訴訟の性質上、大半の事件は判決で終局していて、和解による終局はほとんどない。（第5回報告書概況編51頁【表5】参照）

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	1,745 79.9%	61,462 43.6%	42,951 48.8%
うち対席 (%は判決に対する割合)	1,610 92.3%	40,206 65.4%	27,480 64.0%
和解	13 0.6%	48,683 34.5%	31,264 35.6%
取下げ	284 13.0%	26,114 18.5%	10,328 11.7%
それ以外	141 6.5%	4,747 3.4%	3,385 3.8%

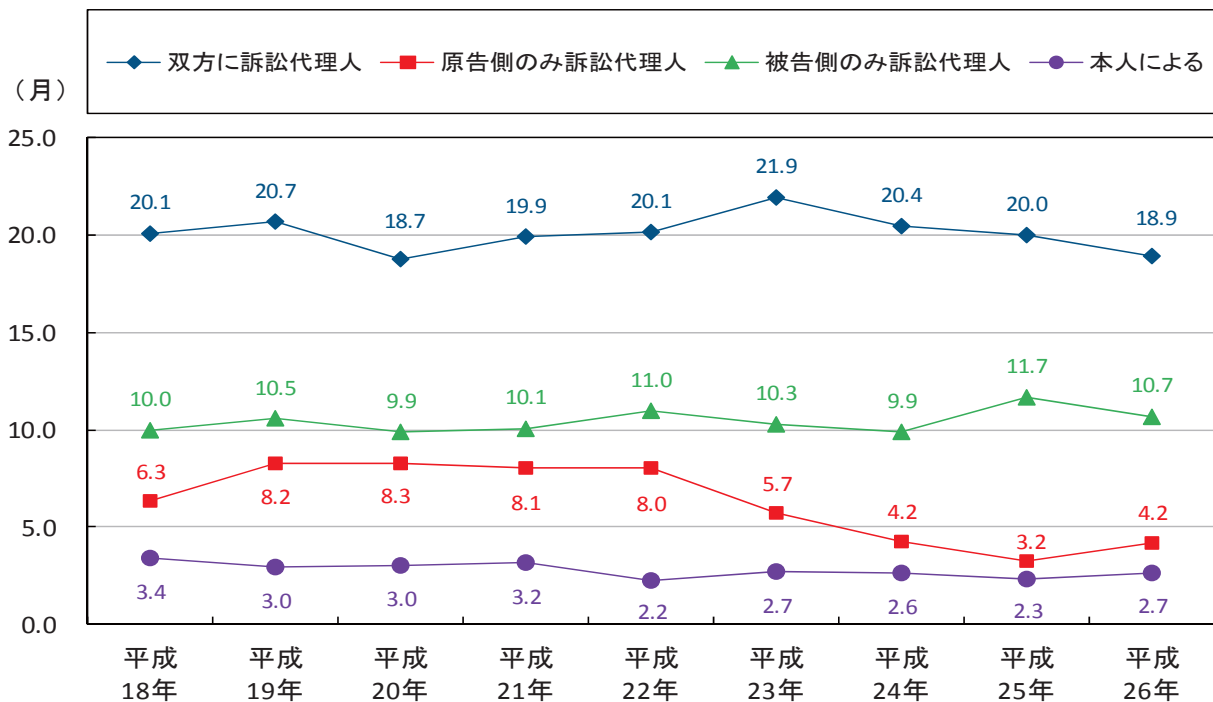
○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人²の選任状況については【表5】のとおりであり、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が前回（51.0%）より10.6%増加して61.6%となっており、他方で被告側のみに訴訟代理人が選任された事件や双方とも本人による事件の割合³が前回（それぞれ29.7%，16.8%）より減少している（第5回報告書概況編52頁【表6】参照）。【図6】のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の平均審理期間は、それ以外の事件よりも一貫して顕著に長い傾向にあるから、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が前回より増加したこと、行政事件訴訟全体の平均審理期間が前回より若干長くなったことは相関していることがうかがわれる。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	1,344 61.6%	60,117 42.6%	42,858 48.7%
原告側のみの訴訟代理人	65 3.0%	54,437 38.6%	29,473 33.5%
被告側のみの訴訟代理人	541 24.8%	5,013 3.6%	3,104 3.5%
本人による	233 10.7%	21,439 15.2%	12,493 14.2%

【図6】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移(行政事件訴訟)



² 訴訟代理人には、弁護士代理人のみならず、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律2条1項、6条2項、7条3項に基づく指定代理人も含まれる。この点は、控訴審における行政事件訴訟(後掲V. 1. 2)においても同様である。

³ 被告側に指定代理人も付かない事案の多くは、被告が応訴する前に終局したものであると思われる(第1回報告書 140 頁参照)。

○ 審理の状況

平均期日回数及び平均期日間隔⁴は【表7】のとおりである。平均口頭弁論期日回数が4.2回と前回(3.7回)より若干増加した(その結果、平均期日回数全体も若干増加した。)一方、平均期日間隔はほとんど変わっていない(第5回報告書概況編52頁【図7】参照)ため、上記平均審理期間の長期化は、期日回数の増加によるものであるといえる。

【表7】 平均期日回数及び平均期日間隔
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	5.5	4.7	5.1
うち平均口頭弁論 期日回数	4.2	2.2	2.2
うち平均争点整理 期日回数	1.3	2.5	2.9
平均期日間隔(月)	2.7	1.8	1.8

争点整理手続の実施件数及び実施率は【表8】のとおりであり、争点整理実施率は、前回(18.7%)より若干増加したが、民事第一審訴訟事件と比べて顕著に実施率が低い傾向が続いている⁵(第5回報告書概況編53頁【表8】参照)。

【表8】 争点整理手続の実施件数及び実施率
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争点 手続 整理	実施件数	428	54,271
	実施率	19.6%	38.5%

人証調べ実施率及び平均人証数については【表9】のとおりである。人証調べ実施率は、前回(25.3%)よりも3.6%増加して28.9%となっており、人証調べを実施した事件における平均人証数2.2人は、前回と変わりが無い(第5回報告書概況編53頁【表9】参照)。**【図10】**のとおり、双方に訴訟代理人が選任された事件の人証調べ実施率がそれ以外の事件に比して一貫して顕著に高い傾向にあることから、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が前回より増加したこと(【表5】)と、人証調べ実施率が前回より増加したことも関連していることがうかがわれる⁶。

【表9】 人証調べ実施率及び平均人証数
(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)

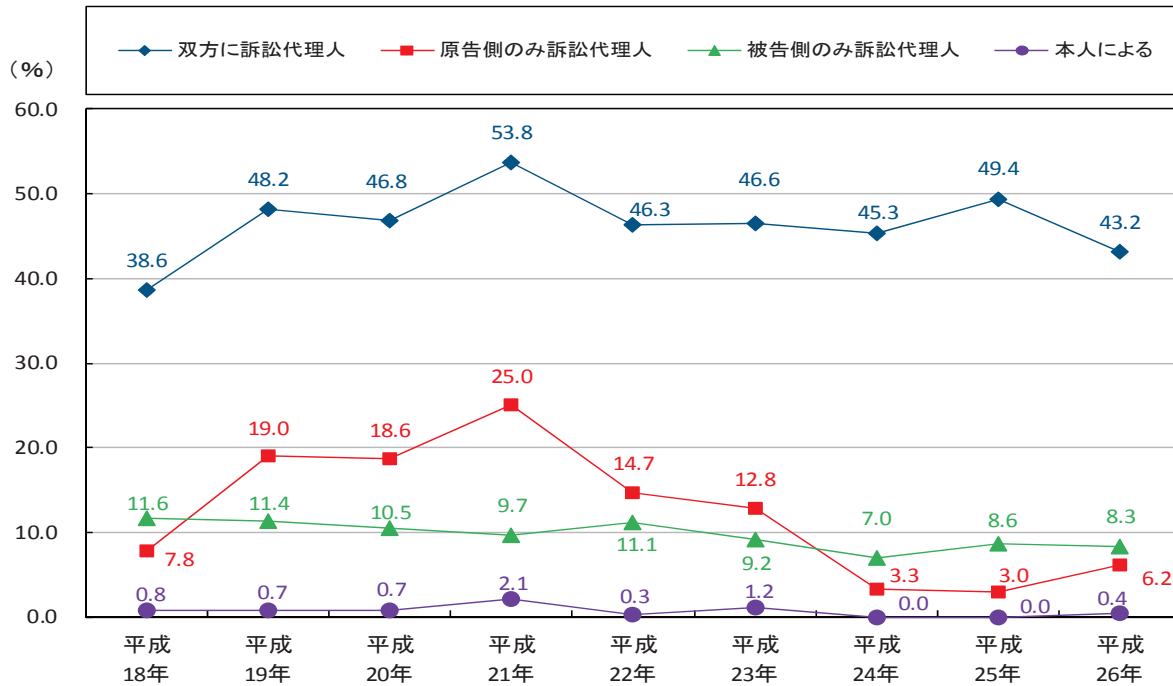
事件の種類	行政事件訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	28.9%	15.9%	19.3%
平均人証数	0.6	0.4	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.2	2.8	2.7

⁴ 平均期日間隔は2.7月であり、民事第一審訴訟よりも顕著に長い。これは、訴訟要件具備の有無や行政実体法規の解釈適用について専門的な知識が必要となり、当事者の期日間準備に時間を要するケースが多いこと等に起因するものと考えられる(第1回報告書130頁参照)。

⁵ 行政事件訴訟では、通常、口頭弁論期日において争点整理をするケースが多いものと考えられる(第5回報告書概況編53頁参照)。

⁶ なお、人証調べを実施した事件は、そうでない事件よりも長期化しやすいと考えられる(【図1】【表11】参照)。

【図10】 訴訟代理人選任状況別の人証調べ実施率の推移(行政事件訴訟)



人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表11】のとおりであるところ、前回(それぞれ23.9月, 0.6月)から大きな変化は見られない(第5回報告書概況編53頁【表10】参照)。

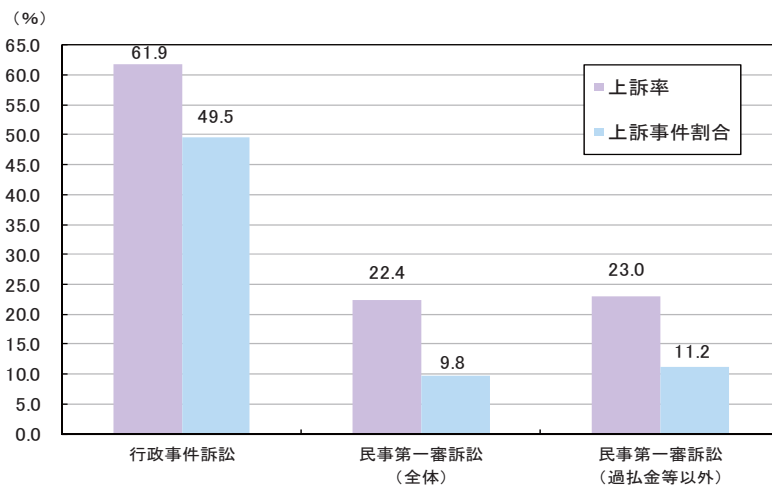
【表11】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(行政事件訴訟)

平均審理期間(月)	23.7
平均人証調べ期間(月)	0.4

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図12】のとおりであり、いずれも、民事第一審訴訟事件よりは顕著に高い水準にある。

【図12】 上訴率及び上訴事件割合(行政事件訴訟及び民事第一審訴訟事件)



2 民事第一審訴訟事件に係る実情調査の概要と検証

平成 26 年 2 月から 3 月にかけて、民事第一審訴訟事件¹について、大規模地方裁判所本庁 2 庁、小規模地方裁判所本庁 2 庁及び地方裁判所支部 1 庁の計 5 庁の裁判所並びに上記本庁 4 庁に対応する単位弁護士会に対して実情調査を行った。

実情調査の結果及びそれを踏まえての検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

1 民事訴訟事件の動向に関する実情調査等

(1) 「事件」に関する実情

ア 実情調査では、まず、民事訴訟事件の質的困難化が指摘された。

当事者同士での解決、ADR の利用の進展、費用面等からの提訴回避等によって訴訟事件が減少している一方、①労働関係訴訟、②交通関係訴訟（弁護士保険の影響もあって当事者に判決志向が強くなっており、内容的にも損害論の認定等が困難な事件が多い。）、③IT システムに関する事件など科学技術面の先端的知見を必要とする訴訟（契約内容が書面化されていないことが多く、業界慣行等の把握にも知見の補充を要する。）、④新しい取引形態が問題となる訴訟（複雑な金融商品に関する訴訟等）、⑤親族間紛争（感情的対立の激しさに加えて、一方的な権利主張のみを強く行う当事者の増加もあいまって対立が先鋭化する傾向にあり、事実関係も長期・多岐にわたる。）などといった質的に困難な事件類型が増加している（なお、全国統計においても、訴訟代理人が選任された事件の割合の増加（前掲Ⅱ. 1. 1 参照。訴訟代理人の選任状況と平均審理期間や人証調べ実施率には関連が見られる。）や、比較的審理に時間が掛かる事件類型に係る新受件数の増加が見られる。）。

イ こうした傾向への対応策に関する検証検討会での議論等は次のとおりである。

裁判所としては、①専門的知見を要する訴訟に関して司法研修所での研修を充実させる、②専門委員の給源の少ない庁であっても、他庁の専門委員を広域活用できるようにする、③IT 関係訴訟等では、事件を調停に付して専門家調停委員に関与してもらい、その助言を受けて争点整理等をするといった取組を行っている。この点、専門委員を関与させる場合は、事案に応じて早期の段階からの関与も検討していく必要があるし、付調停を活用する場合、調停が不成立となったときでも調停の成果を活用する工夫が有益であろう。また、専門委員の説明が裁判官の心証に与える影響等に関する当事者の懸念を払拭する配慮も求められよう。

一方、弁護士の専門化も期待されるところ、弁護士会としては、若手弁護士の専門化への意欲をサポートしていくための取組を行っているし、省庁・企業への出向の機会の活用等を検討している法律事務所もある。

(2) 「当事者」に関する実情

ア 次に、当事者や代理人をめぐる事情に関しては、概要、以下のような調査結果であった。

① 全般的に、当事者の法的意識や自己主張が強まっている。

¹ 以下、本項において「民事訴訟事件」という場合、特に断らない限り、民事第一審訴訟事件を指すものとする。

- ② 各種の無料法律相談（法テラスや地方自治体等で行われるものを含む。）など、相談のツールが多様化している。また、インターネットの普及により、当事者自身が情報を収集できるようにもなっている（ただし、当事者本人が不正確な情報を得ているために、法曹が、本人との関係を維持しながら説得していくのに苦慮することもある。）。
- ③ 弁護士の数が増加したことで、従来であれば本人訴訟で進められていたような訴額の低い事件等も、代理人が付いて進められるようになった。その一方、特に都市部では、弁護士同士の顔が見えなくなったことなどから、提訴前の交渉等が十分に行われなくなってきている。
- ④ 代理人と依頼者との信頼関係の構築が難しくなったことや、依頼者の自己主張が強まっていることなどのために、代理人が依頼者に対して十分な説明・説得をすることができなくなっており、依頼者が法的に無意味な主張にこだわる例も少なくなく、代理人の裁量に委ねられる範囲も従来より狭まる傾向がある。
- イ 以上の調査結果を受けて、検証検討会では、代理人の依頼者に対する説得等が難しくなっているとの問題意識が共有され、代理人については、コミュニケーション能力を含めて、その専門性を生かした説明・説得等を行うスキルが求められるなどの意見が出された。

2 運用上の施策に関する実情調査等

（1）争点整理の充実

ア 実情調査の結果

争点整理の過程で口頭で議論すること（その中で、裁判官は、疑問点に関する釈明や心証開示によって問題意識を示したりし、和解の見込みや審理計画の確認をも行っている。）の意義は徐々に定着してきており、特に裁判官の心証開示については、裁判官はもとより、弁護士側も大きな効用を見いだしている。しかし、裁判所部内、あるいは裁判所と代理人との間での争点整理の在り方に関するイメージの共有は必ずしも十分でなく、口頭での議論が全般的に活性化しているとまではいえない。

口頭での議論を効果的に行うに際してのあい路としては、①裁判所側が、当事者が暫定的としてした発言によっては直ちに自白が成立しないという前提で、自由な発言を促しても、事実上心証形成がされてしまうのではないかと懸念が代理人側に残っている、②代理人の間で、相手方から暫定的な発言について揚げ足取りをされることへの懸念がある、③若手弁護士が、先輩弁護士や依頼者の手前、責任を持った回答をせず持ち帰る場合がある、④依頼者に対する事情聴取が不十分なために、代理人が「依頼者に確認する」としか答えられない場合があるといった点が挙げられる。

イ 検証検討会での議論

検証検討会では、口頭での議論の過程においては、直ちに自白等が成立するわけではない前提での暫定的な発言も認められることを前提とした上で、到達点が明らかになれば、その都度、次の段階に向けた前提として到達点を調書に残す運用が相当であるとの意見が出された。

ウ 今後に向けての検討

近時、人証調べを実施して対席判決で終局した事件は、平均審理期間が緩やかに長期化して

おり、中でも第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（この期間は、基本的に争点整理期間と考えてよいと思われる。）は長期化する傾向にある。このような状況の改善のためには、争点整理の迅速化が目指されるべきであるところ、真の争点を早期に絞り込むには、裁判官と代理人とがそれまでの主張内容や書証を踏まえ、口頭での議論を重ねることで、争いの核心に関する認識を共通化させていくことが重要と考えられる。

この点、争点整理を充実させるための口頭での議論の必要性・重要性に関する理解はおおむね定着していると思われるが、更なる活性化のためには、①口頭での議論の具体的な内容についての認識の共通化と、②上記で指摘されたあい路を克服する方策の検討が必要である。

①について、口頭での議論においては、事案及び主な争点を把握するために、裁判官が必要な釈明を行うなどし、代理人も、それに対応するのはもとより、今後の主張立証の見通し等を明らかにしていくことが重要である。これに加えて、主張や書証が一通りそろった中盤以降の段階では、事案によって、ある程度まとまった時間を使って裁判官が暫定的な心証を開示し、それを受けて、三者が、主張の重要性や間接事実の意味付け、証拠の証明力等について口頭で議論することで、証拠調べに当たって重要な争点等について共通認識を形成していくことも有意義であろう（なお、いずれの局面かによって、代理人の発言の暫定性の程度にもおのずと差はあるはずであり、争点整理の中盤以降で「まとめ」的に口頭でやり取りする段階では、主張立証の見通しや争点に関する認識について暫定的に発言するということは考えにくいと思われる。）。そして、上記のような具体的な局面を意識しながら、例えば、裁判所と弁護士会との間における協議の場を利用するなどして、口頭での議論が必要とされる時期やその内容等について認識の共通化を図っていくことが考えられる。そうした取組等を通じ、口頭での議論に関する理解が深められれば、準備書面の提出期限の遵守にもつながるであろう。

②について、依頼者との関係から代理人の裁量が非常に限られていると思われる場合には、集中的に口頭でやり取りするに当たって、裁判所から代理人に対し、事前に期日で取り上げる事項を具体的に明らかにし、依頼者との十分な打合せができるようにするといった方策が考えられよう。また、暫定的な発言をめぐる揚げ足取りへの懸念を払拭するには、裁判所と弁護士会との間での協議の場などを利用して、口頭での議論の中での暫定的な発言を心証形成等に用いないことに関する一般的な理解を深めていくとともに、個別の審理の中で、裁判官が、暫定的な発言が判断に影響することはないことなどを繰り返し確認することが有効であろう。

（2）合議体による審理の充実

ア 実情調査の結果

医事関係訴訟等や社会的耳目を集める訴訟に限らず、複雑で争点整理に労力を要する事件、裁判官によって見解が分かれそうな事件、波及効の大きそうな事件が、審理途中の段階からでも合議に付されている。ある大規模庁では、庁全体として裁判長の単独事件の負担を減らして合議事件を増やす取組をしており、広く積極的に合議事件を選んでいく。

裁判官としては、合議体による審理の方が深みのある議論を基にした説得力のある判断を示すことができると認識しているし、代理人や当事者本人としても、合議体による慎重かつ丁寧な審理・判断を肯定的に受け止めている。

イ 検証検討会での議論

検証検討会では、合議体による審理を充実させていくためには右陪席裁判官の実質的関与が必要であること、特に右陪席裁判官が民事訴訟事件以外も担当している中小規模庁では、態勢面で課題があることが指摘された一方、右陪席裁判官が合議に関与しやすいように、主任裁判官から争点や客観的に認定可能な事実を整理して伝えるなどの工夫がされていることも紹介された。

ウ 今後に向けての検討

民事訴訟事件が複雑困難化し、新たな判断も求められている中で、複数の裁判官が多様な観点から検討を加えて判断することの意義は大きく、従前以上に合議体による審理を活用すべき要請は強まっている。そして、幅広い実務経験を有する裁判長の下、3人の裁判官が議論しつつ事案の本質を的確に捉えた審理を行うとともに、主任裁判官（主として単独事件を担当しない左陪席裁判官である。）が中心となって集中的にマンパワーを注いで必要な調査や整理を行うことで、中心的な争点を早期かつ的確に把握しやすくなるという意味で、合議体による審理の充実、迅速化の要請にもかなうものである。

合議体による審理の活用に向けた取組は各庁において進められている（ただし、合議率の推移や審理期間2年超の単独事件がなお相当数ある点からすれば、今後更に合議体による審理を活用していく必要性がうかがわれる。）が、今後は、合議にふさわしい事件を合議体で審理するための取組を更に進めていくこと、右陪席裁判官の充実した関与の在り方を含め、効率的かつ効果的な合議を実現するための具体的な方策を模索していくことが求められよう。そして、人的態勢面の手当てを合議体による審理の充実に結び付けていくための取組を続けていくこと、それが長期未済事件の処理といった成果に結び付けていくことも期待される。

（3）スキルの共有

実情調査では、若手弁護士の現状において、事実を法的構成に即して整理する能力が乏しかったり、依頼者の言うことを全く疑わなかったりする者が見られることには、指導を受ける機会の不足や、指導側の意識の希薄さも関係しているのではないかとの指摘がされた。こうした状況の中で、弁護士会内における研修やOJTの充実に向けた取組や、協議会や勉強会といった裁判所と弁護士会との取組が講じられているとの指摘がされた。検証検討会では、研修やOJTにとどまらない、私的なネットワーク等を用いた横のつながりでの情報共有も図られてきているといった意見も出された。

また、裁判所部内においては、合議や裁判官同士での意見交換を通じたスキルの共有が図られているとの指摘があった。

2. 1 はじめに

迅速化法が施行されて以降、最高裁判所では、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書をこれまで5回にわたり公表してきた。これまでの検証は、裁判手続の内外を見渡し、制度上・運用上の施策や紛争の社会的要因にまで踏み込んだ内容のものであったところ、今回からの検証の基本的な方針としては、これまでの検証で主に検討されてきた民事訴訟事件を対象として、統計データの分析を中心としつつ、これまで示されてきた長期化要因に関する継続的な分析や運用上の施策のフォローアップ等を行うものとした。そのフォローアップの一環として、今回の検証では、平成26年2月から3月にかけて、大規模地方裁判所本庁2庁、小規模地方裁判所本庁2庁及び地方裁判所支部1庁の計5庁の裁判所及び上記本庁4庁に対応する単位弁護士会に対して、実情調査を実施し、裁判官や弁護士等から忌憚のない意見を聴取した。

今回の実情調査は、上記のとおり、過去の検証のフォローアップの意味で行われたものであるから、以下においては、いくつかの大項目ごとに、次の順序で記述を進める。まず、前提となるこれまでの迅速化検証報告書の記載内容等（主として第4回報告書施策編及び第5回報告書社会的要因編）を要約して紹介する。次に、実情調査において出された意見を項目ごとにまとめ、必要に応じて、関連する統計データや文献等を補足的に紹介する。続いて、実情調査に関連して出された検証検討会での意見を掲載し、項目によっては、更に実情調査から得られた示唆に関する分析や今後の検証における課題の提示を行う。

また、今回の実情調査は、①第5回報告書社会的要因編をフォローアップする形で行った民事紛争の動向及びその要因に関する調査と、②第4回報告書施策編をフォローアップする形で行った運用上の取組（主に争点整理に関するもの）に関する調査が中心であるので、以下においても、①と②で項を分けて記述を進めていくこととする。

2. 2 民事訴訟事件の動向に関する実情調査等

第1 実情調査の位置付け

第5回報告書社会的要因編は、主として裁判手続外の状況に目を向けたものであり、下記の各要因が現実の民事訴訟事件の動向に与える影響については、必ずしも調査の主たる対象ではなかった。

そこで、今回は、主に、第5回報告書で明らかにした社会的要因を踏まえて、現実の事件動向にそうした要因が影響しているかという観点から調査を行った。なお、事件の量的な動向については、主に全国的な統計データから客観的に把握されるべきものであるため、実情調査では、主として事件の質的な動向が調査対象となった。

事件動向に関する実情は、大きく、①「事件」自体に関するものと、②「当事者」（その代理人も含む。）に関するものに分けて検討するのが便宜であるから（もとより、①と②は、必ずしも截然と区別できない部分もある。）、以下、①と②とで項目を分けて記述する。

第2 「事件」に関する実情－民事紛争（民事訴訟事件）の質的困難化を中心として

1 第5回報告書等の主な内容

第5回報告書等では、民事紛争の動向に関し、次のような指摘がされた。

（1）親族間紛争

- *核家族化や社会の流動化に伴って、家族の構成員が遠隔地に分散して居住するようになるなどしたことで、家庭内コミュニケーションが減少して家族の共同体意識が薄れ、家族観及び家族規範が多様化し²、家庭内での紛争解決力が低下している（第5回報告書社会的要因編 29 頁，30 頁，46 頁）。
- *少子化のために、仲裁の立場に立てるきょうだいがいなくなったりして、きょうだい間対立が先鋭化しやすくなっている（第5回報告書社会的要因編 28 頁，30 頁，46 頁）。
- *地域のコミュニティが弱まること等で、コミュニティの紛争解決機能が低下している（第5回報告書社会的要因編 30 頁，31 頁）。
- *子育て世代の所得が減少傾向にある一方で、資産が高齢者に偏在することから、遺産紛争の先鋭化が予想される（第5回報告書社会的要因編 26 頁，27 頁，46 頁）。

（2）高齢化の進行と関連する紛争

高齢化の進行により、次のような傾向が既に生じ、あるいは将来生じることが予想される。

- *遺産紛争に係る法律相談等の増加（第5回報告書社会的要因編 27 頁，46 頁）
- *資産が高齢者に偏在し、かつ一般に分割に困難が伴う不動産が資産の中心となること等による遺産紛争の一層の先鋭化（第5回報告書社会的要因編 46 頁）
- *高齢者の消費者被害や虐待等をめぐる多様な法的紛争の招来（第5回報告書社会的要因編 27 頁，46 頁）
- *要介護高齢者の増加等に伴う、親の介護や生前の資産管理をめぐる紛争の増加、深刻化（第5回報告書社会的要因編 28 頁，46 頁）
- *相続人の高齢化に伴って再転相続等が生じやすくなることによる紛争の複雑化（第5回報告書社会的要因

² 例えば、親と同居する子は、直系家族的な規範により、財産を多く相続することを期待するが、親と別居している子は、核家族的規範により、均分相続を期待し、この相違が遺産紛争の深刻化につながることや、家族の共同体意識が薄れたことで、相続をめぐる個人権利主張が強くなってきていることが指摘された（第5回報告書社会的要因編 29 頁，30 頁，46 頁，153 頁）。

編 46 頁)

(3) 先端的知見を必要とする事案

I T 関係訴訟や金融取引関係訴訟等、先端的で複雑困難な問題を含む事案では、事案の理解や争点の整理手続に手間が掛かる（第4回報告書施策編 11 頁）。

2 事件動向に関する今回の実情調査の結果

実情調査において出された意見の概要は後記（1）及び（2）のとおりであるが、総じて、前記1で記述した要素も含め民事訴訟事件の質的困難化を指摘する内容となった。なお、裁判官からは、争点の確定が困難な事案と、対立点が明確で弁論準備手続に付すまでもなく争点整理ができる事案との「二極化」が進んでいるように感じられるとの意見もあった。

(1) 訴訟事件の減少等について

ア 当事者同士での紛争解決等

*単純な貸金請求等の事件であれば、当事者本人が、弁護士への法律相談を経て独力で解決してしまうことも多いし、弁護士が介入すれば提訴に至らず解決する場合もある。当事者自らが、インターネットで情報を収集し、弁護士への法律相談によってその情報が正しいことの裏付けを得ると、それだけで納得して解決するような場合もある。

*賃料不払を理由とする建物明渡請求についても、賃料保証会社の家賃保証（当該会社が、未払賃料を代位弁済することとなる。）が増加した影響で訴訟外での解決が増加し、訴訟事件数としては減少傾向にある³。

イ ADRでの解決等

*以下のように、ADRの影響で訴訟事件が減るなどの傾向がうかがわれる領域もある⁴。これは、当事者が、自らインターネットで調べた情報とADR等での仲介者等の見解が一致している場合には、訴訟より安価なADR等によって紛争解決を図るようになっていくことが影響しているのではないかと思われる。

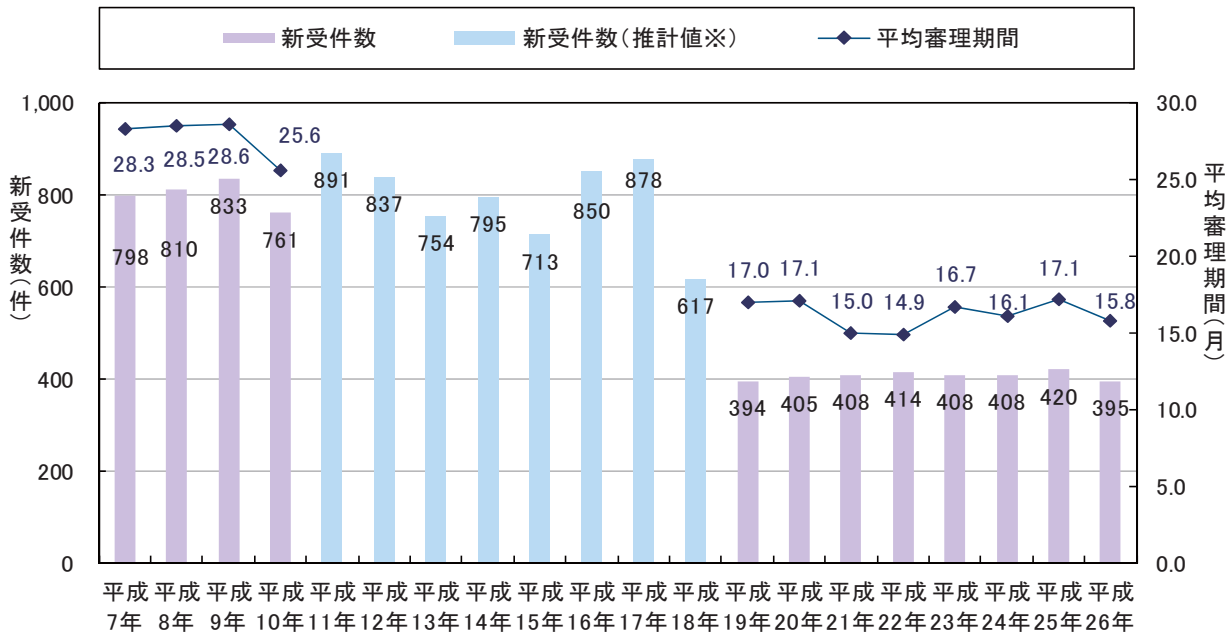
*筆界特定制度（制度の概要については、第5回報告書社会的要因編 56 頁参照）の影響で、管内の境界確定訴訟が減少していることがうかがわれる⁵。

³ ただし、実情調査では、一部の庁において、賃料保証会社による提訴が増加していて、訴訟代理人が付いていない場合には訴状補正等で労力を要するといった指摘があった。

⁴ なお、検証検討会の委員からは、ADRの件数は多めに見ても全体で1万件に満たないと思われるため、ADRが訴訟事件全体の数に大きな量的影響を及ぼしているとはまではいえないのではないかとの意見が出された。

⁵ 全国的な事件動向は【図1】のとおりであり、平成18年の筆界特定制度創設を機に、同年から平成19年にかけて新受件数が激減し、その水準が平成26年までおおむね維持されていることが読み取れる（第5回報告書社会的要因編 57 頁【図8】参照）。

【図1】境界確定訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移



※ 平成11年から平成18年までの全国の新受件数は統計データがないため、平成18年までの東京地方裁判所(本庁)における新受件数の統計データをもとに推計した。具体的には、平成7年から平成10年までの各年について、同地方裁判所における新受件数に対する全国における新受件数の比率を算出し、その平均値を平成11年から平成18年までの各年の同地方裁判所における新受件数に乗じて算出した。

* 請求額が小さいために弁護士が関与しないことも多いが、金融ADR(制度の概要については、第5回報告書社会的要因編66頁参照)による紛争解決が成果を出している⁶(ただし、景気の好転によって金融商品の価額が上昇したことに伴い、ADRの申立件数が減少する傾向も出ている)。このような現象には、①金融ADRが銀行窓口等で宣伝されていることや、②法的には難しい請求でもある程度金融機関が責任を負担する形で解決される場合があることが影響していると考えられる。

* 管内の建築関係訴訟の事件数の減少に、裁判外紛争解決の仕組み⁷が影響している可能性がある(建築ADRの利用が進んでいる状況については、第5回報告書社会的要因編120頁参照)。

ウ 費用面や当事者心理からの提訴回避等

* 消費者被害の事案等では、弁護士費用を考えると採算がとれないという理由で弁護士の選任が断念される場合もある(消費者問題に積極的に取り組む若手弁護士が増加し、有志弁護士による安価での相談の機会が設けられるなどして、相談はしやすい環境が整ってきているが、相談についても利用件数は必ずしも多くなく、今後の周知に課題が残されている。)

⁶ この点、第5回報告書社会的要因編81頁では、事業者側がADRに応じ、調停案を受けなければならない仕組みとなっていること等が、金融ADRの利用が促進されている要因として考えられる旨の指摘がされた。

⁷ 第4回報告書施策編56頁では、建築紛争に関し、保険制度の拡大や保険制度と連携するADRの拡充の実現可能性を検討し、合理的な紛争解決を実現する必要がある旨の指摘がされた。この点、現在の住宅瑕疵担保責任保険制度においては、資力確保措置として、新築住宅の供給事業者に対して保険加入等が義務付けられ、保険加入に際しては建築士による実地検査が実施されることとなっている(第5回報告書社会的要因編118頁、120頁)。この制度により、紛争の際に賠償額全額自己負担の危険がなくなり、争い方等が合理的なものとなることが期待されるし、保険金給付の基準が明確になれば予測可能性が高まって、ADRの利用も促進されると予測される(第5回報告書社会的要因編129頁から131頁)。ただし、他方で、第5回報告書社会的要因編127頁では、建築業界ではもともと利益率が低いために、保険料が特に中小企業にとって大きな負担となり、それが保険普及の阻害要因となるのではないかと指摘もされた。

- * 地価の下落によって訴訟に見合うような事件が減少したことや、最近（注：実情調査が行われた平成 26 年 3 月頃を指す。）地価が落ち着いていてトラブルが起りにくくなったことの影響により、典型的な不動産関係事件が減少している。
- * 法律相談が訴訟にまで結び付かないことには、訴訟には持ち込みたくないという当事者心理が働いている可能性もあり、訴訟にまで至るのは紛争性が高い事案に限られてきているように思われる。

（２）最近目立ってきている訴訟類型等について（質的に解決が困難な事件を中心として）

ア 労働関係訴訟⁸等

- * 解雇無効の事案、いじめ、セクハラあるいはパワハラが問題となる事案等（学校関係の事件を含む。）が増加している。学校関係の事件では、いじめに関する学校側の調査が不十分だという主張がされ、学校が被告となる場合もある。セクハラに関しても、それを理由とする解雇の無効を前提に退職金の支払が請求されるような事案もある。
- * 残業代請求事件については、勝訴の見込みが立てやすく回収可能性が高い場合が多いため、増加傾向にあると思われる。ただし、弁護士としては、使用者側の経営が厳しいこと等から回収可能性が乏しいと判断して提訴等に至らない場合もあるし、弁護士が、相談を受けた後提訴するまでもなく解決できることも多い。

イ 交通関係訴訟

- * 弁護士保険が浸透し当事者本人が弁護士費用を負担する必要がなくなったこと、特に若手弁護士が、交通事故関係の事件への関心を高く持ち、インターネット上での交通事故事例の解説や、新聞・チラシの広告等で依頼者の獲得を図っていること等の影響で、交通関係訴訟が増加傾向にある。
- * 最近では、自転車事故に関する弁護士保険の付帯の影響から、自転車事故に関する事件も増加している。
- * 質的にも、次のような傾向が見られる。
 - ・ 弁護士保険の影響によって、①物損事故など係争額が低額の事件が訴訟になる場合が目立つ（事案が複雑であるとして、簡易裁判所から地方裁判所に裁量移送される場合も増加している。）とともに、②当事者本人が、金額の問題ではなく公正な判断を得たいなどといった意向を優先し、和解による解決に消極的な傾向がある⁹。
 - ・ 交通関係の事件であっても、診療録の翻訳や医師の意見書の準備が必要になるなど、実質的には医事関係訴訟のようになっている事件もある¹⁰。高齢者が被害者の場合は、逸失利益や死亡慰謝料等の評価が争われることも多い。
 - ・ 物損事故等の事案でも、営業損害などが主張されて請求額が大きくなることもある¹¹。

⁸ 労働関係訴訟が複雑困難な理由として、これまでの報告書では、①解雇権濫用の有無など「規範的要件」が問題となることが多く、その該当性の立証のために多くの評価根拠事実・評価障害事実が問題となること、②長期間にわたる事実関係に関して客観的証拠が不存在であったり、証拠が使用者側に偏在していたりすること、③原告が訴訟を起こす目的が、自身の名誉の回復や使用者の行為の不当性を社会に訴えること等にあるため、背景事情も含めて法的に重要でない事実までが広く主張される傾向にあること等が指摘された（第3回報告書分析編 77 頁から 85 頁、第4回報告書施策編 13 頁、14 頁）。これらの結果として、平均人証数が民事訴訟事件より多くなる傾向にある点に関しては、前掲Ⅱ、1. 2. 4【表 10】等も参照

⁹ この点、簡易裁判所からの控訴事件の増加に関する文脈ではあるが、白石史子「東京地方裁判所民事第 27 部（交通部）における事件の概況（平成 25 年度）」法曹時報 66 巻 7 号 75 頁（平成 26 年）にも同様の指摘がある。このほか、近時和解が成立しにくくなっている理由として仮説的に挙げられているのは、①被告の賠償責任の有無自体が争われる事案や、②軽微な事故につき高次脳機能障害や低髄液圧症候群等の発症が問題となり、原告の主張する損害内容及び損害額と被告主張の乖離が大きい事案が目立つようになったことである（同・73 頁）。

¹⁰ 白石・脚注 9・76 頁は、審理が遅れている事件の中に、診療録等の検討や医師の意見書の提出等に長期間を要する事案がある旨指摘する。

¹¹ 白石・脚注 9・75 頁は、「物損事件は、事故直後の証拠の保全が十分ではなく、事故態様を認定する客観的根拠が乏しい事案が少なくない。また、修理費用相当額、時価額、代車費用、評価損及び休車損などは、事案による個別性が大きく定型化が困難な

- ・ただし、地域によっては、追突事案など単純な事故のケースが多く、過失についてほぼ争いが無いこともよくあり、多くの事件がなお和解で解決されている。

ウ 知的財産権訴訟

- *企業において、権利侵害を放置せず、それに対処して更なる発展につなげようとの発想が強くなっており¹²、弁護士としても、知的財産権に関する紛争が増加しているとの印象がある¹³。

エ その他の複雑困難事件

- *大規模庁で専門部・集中部において処理されるような事件以外でも、例えば、次のような複雑困難な事件が増えている。

(ア) 土木・ITシステム関係事件、製造物責任法関係事件等、科学技術面の先端的知見を必要とする事件

- *これらの事件において、審理の進行が困難となる要素として、例えば次の点が挙げられる。

- ・前提となる書証に係る文書提出命令等をめぐる応酬に終始し、長期間にわたり、本案の主張が具体化されないことがある。
- ・口頭のやり取りを仕様書に起こすのが手間であるなどの理由からか、詳細な契約内容が書面化されていないことがある。そのため、特に発注者・受注者間の専門知識の水準に差がある場合（特に中小企業が発注者の場合にそうなりやすい。）には、どこまでが契約内容として合意されているかの認定が困難となる。そこで、専門委員等に、業界においての一般的な契約締結プロセスを説明してもらうなどして、知見を補充する必要がある。

(イ) 問題となる取引の形態が新規で複雑な事件（SEO（検索エンジン最適化）対策に関する訴訟、複雑な金融商品に関する訴訟、信託が関係する不動産取引に係る訴訟等）

- *これらの事件において、審理の進行が困難となる要素として、例えば次の点が挙げられる。

- ・新しい取引形態が問題となる事案において、契約書に「コンサルタントする」「アレンジする」といった程度の記載しかない場合がある。このような場合、まず債務の内容を具体的に特定するために契約締結の経緯や状況等を明らかにする必要がある、その審理に時間がとられる。
- ・金融商品関係の訴訟において、代理人はそれなりの専門性を有していることが多いが、担当裁判官は、当該事件を検討する中で新しい金融商品に関する理解を培っていくこともあり、特に最新の情報のフォローアップについては必ずしも容易ではない。さらに、慣れていない代理人の場合は、時間が経っても主張内容が具体化せず、審理が遅滞することがある。

オ その他の事件の傾向

- *以上のほか、近時、次のような事件が目立ってきている。

(ア) 感情的対立が激しく、事実関係も長期・多岐にわたる親族間紛争等

- *不貞・DVをめぐる男女間の紛争、相続・財産管理、推定相続人間での生前贈与をめぐる紛争等（遺産の多寡にかかわらず事件化する傾向があり、遺産の範囲や遺言の効力といった前提問題の争いが深刻化している事案もある。）に加えて、親の面倒を見たことや介護費用を支出したことを根拠とする不当利得返還請求、親の面倒を見ていた相続人による財産の着服があったとして提起される損害賠償請求等もある。きょうだい間での金銭の貸し借りが訴訟に発展しているような場合もある。
- *形式としては企業間紛争であっても、実質は同族企業での親族間対立であるという事件類型もある。
- *関連して、訴額は低い、感情的な対立が先鋭な隣人間紛争も増加している。

上、その発生や金額を裏付ける公的な証明書や賃金センサスのような統計資料が乏しく、認定に苦慮することが多い。」と述べている。

¹² 検証検討会の委員からは、大学においても、知的財産権など自らの権利の管理への意識が高まっているとの指摘がされた。

¹³ 知的財産権訴訟の事件動向に関する客観的な統計データについては、前掲Ⅱ. 1. 2. 3【図1】参照

* こうした紛争類型の場合、①法的意識の高まり等を背景に、一方的な権利主張のみを強く行う当事者が増加していること（例えば、親の面倒を見た子が相続で優先することが受け入れられてきた地域においても、インターネットの情報等の裏打ちができたことで、均分相続に対する意識が高まり、遺産をめぐる対立が激化している¹⁴。）、②感情的な対立が激しいこと、③少子化の影響で、きょうだいの人数が比較的少ないために相続への期待が大きくなっていること等から、代理人による説得も難しく、和解が困難である。相続に関する紛争では、生前の財産保管者が使用状況や収支の開示を渋るために、証拠収集に困難が伴う場合もある。また、例えば同じ原告側になっただけでも、きょうだい間のコミュニケーションが取れていないために、進行が難しくなる場合がある。

(イ) 高齢化をめぐる紛争

* 高齢化を背景として、高齢者に関する医療過誤事件、高齢者が被害者とされる未公開株等関連の詐欺事件、高齢者に偏在する財産をめぐる紛争（高齢者について成年後見が開始された後で発覚した親族の財産横領をめぐる訴訟¹⁵、疎遠だった親族の働き掛けで書かれた遺言の効力が争われる訴訟等）、親族間での親の介護費用をめぐる紛争、相続関係の賃貸借絡みの紛争等が増加している地域もある。

* 必ずしも高齢とはいえないきょうだい間での紛争であっても、事件に関係する高齢者への事情聴取が難航して、進行に影響する場合もある。

(ウ) 企業間紛争

* 金融関係、IT関係、メディア関係の紛争が主であるが、こうした紛争は、都市部に多く地方部では少ないという特徴がある。こうした企業間紛争が増加している背景には、企業の属性の変化として、訴訟回避の傾向が薄れ、株主に対する説明責任等への意識や株主代表訴訟への警戒感から、裁判所の明確な判断を求める傾向が出てきたことがある¹⁶。

* 一旦は眠っていた案件が後で動き出して訴訟にまで至ることもあるが、そのような場合、異動・退職等で担当者が変わっているために、当時の担当者へのコンタクトを取るところから手間が掛かるといった問題が生じる。

(エ) 上記以外の事件

* 特に都市部においては、国家賠償請求等で、政策形成訴訟的な側面を持って当事者が多数に上るものが係属する傾向がある。

* 提訴前の準備が十分でないために、提訴後の争点整理に時間が掛かる場合もある。例えば、患者と医師の関係がこじれたことが提訴に直結してしまった結果、協力医の意見を求めるのが提訴後になってしまったり（ただし、特定の医学部出身の医師が多いために、原告側が協力医を見付けることが容易ではないという事情もある。）、提訴後すぐに主張内容が変更されたりする事案がある。

3 民事訴訟事件の質的困難化に関するデータについて

ここで、民事訴訟事件の質的困難化に関する定量的なデータに関し、若干の説明をしておく。

(1) 訴訟代理人の選任状況から見たデータ

【図2】のとおり、訴訟代理人の選任状況によって審理期間には大きな相違が見られ、双方又は一方が

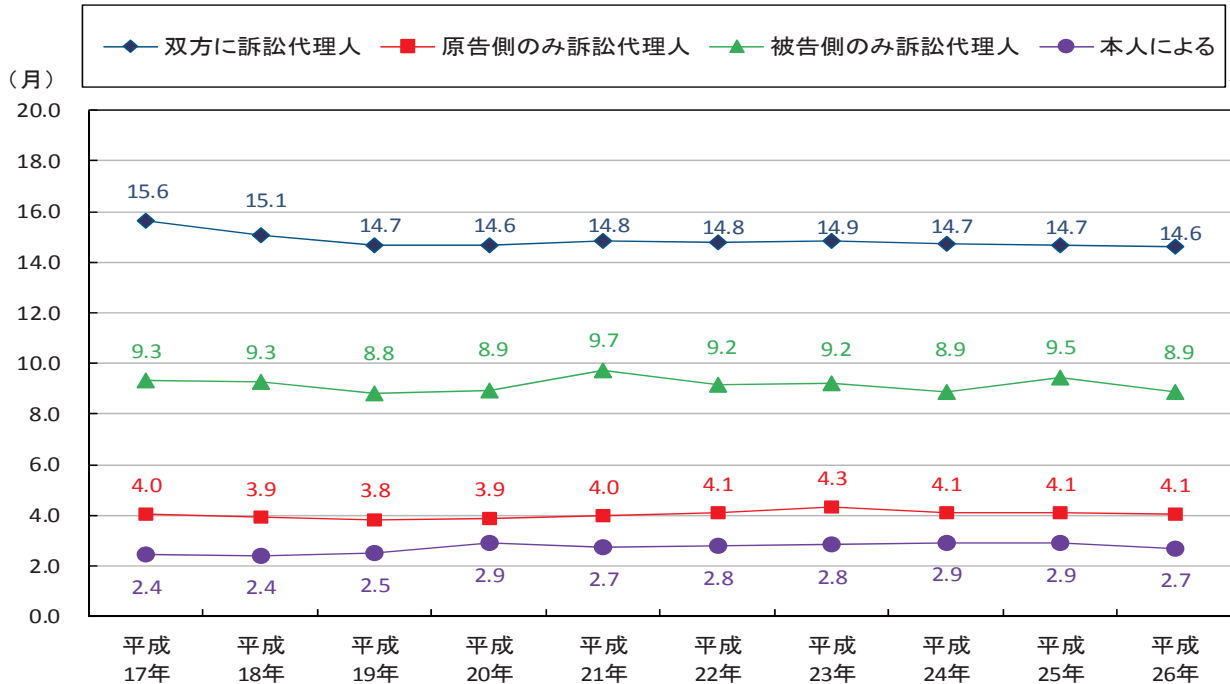
¹⁴ 検証検討会の委員からは、このような局面で均分相続の権利への意識が否定的に捉えられて対立が先鋭化するのには、親への貢献という意味での実態と法的権利の在り方とにかい離があると当事者が考えるためではないかとの指摘がされた。

¹⁵ 実情調査では、多数回にわたって文書送付嘱託を行うなどして取引履歴を調査する必要があるが生じたりするため、横領をめぐる紛争は長期化しやすいとの指摘がされた。

¹⁶ 検証検討会の委員からは、企業の中で、株主総会での追及や株主代表訴訟への意識が高まり、また内部告発の増加に見られるように、いけないものはいけないとの意識が高まっているとの指摘もされた。

訴訟代理人を選任している場合は、双方とも本人による場合と比べて審理期間が長くなる傾向がある¹⁷（この点は、第1回報告書48頁以下でも指摘した。）。そして、この10年間、それぞれの選任状況ごとの平均審理期間自体にはほとんど変化がないことも併せて考えると、前掲Ⅱ. 1. 1において述べた、訴訟代理人が選任された事件の割合の増加は、民事訴訟事件の平均審理期間の長期化と関連していることがうかがわれる。

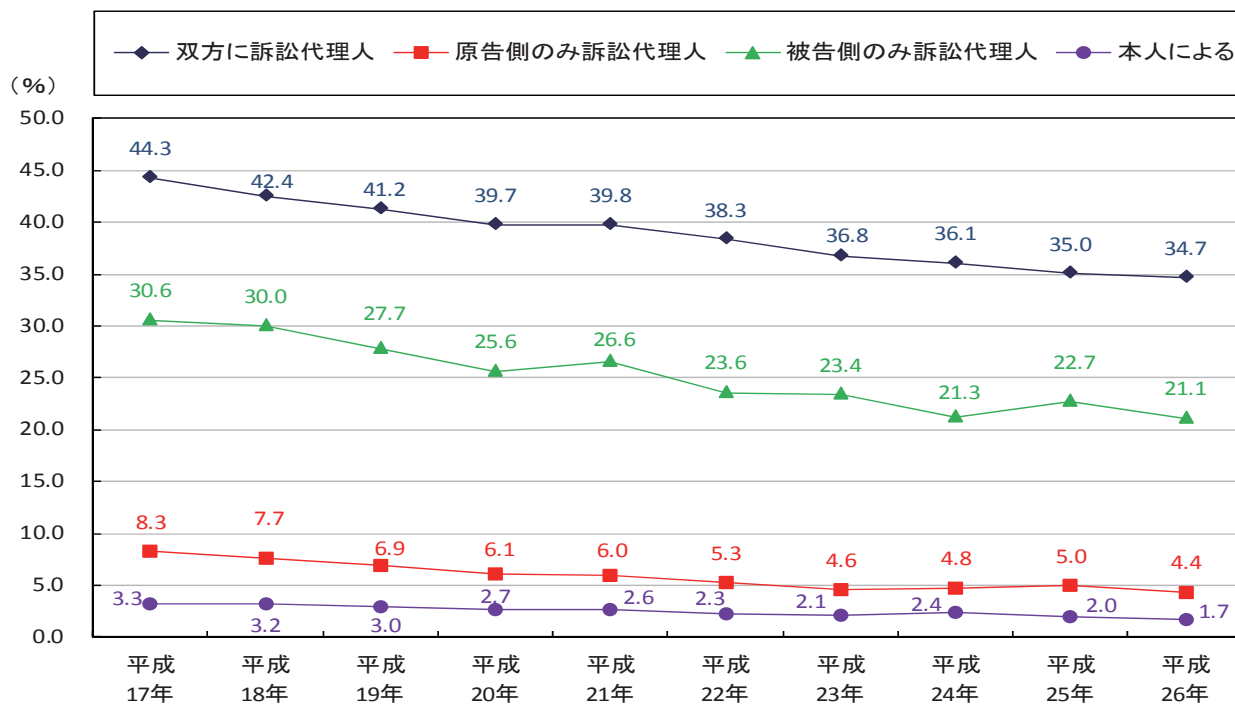
【図2】 訴訟代理人選任状況別の平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（過払金等以外））



上記割合の増加及びそれに伴う審理の長期化の理由としては、①実情調査でも明らかになったように、紛争自体が質的に複雑困難なものとなった結果として、専門家に依頼しなければ解決できない場合が増加していることや、②後述する法的アクセスの向上に伴い、従前であれば欠席判決で終わったり、本人が主張立証の術を知らないために早期に終局を迎えざるを得なかったりした事案で、訴訟代理人の力によって法的論点が顕出されるようになってきていること等が考えられるところである。この点について、【図3】のとおり、双方に訴訟代理人を選任された事件において人証調べ実施率が顕著に高いことからすると、当該事件類型では人証調べに至るような実質的争点のある場合が多いことがうかがわれ、上記①及び②の仮説と整合すると思われる。

¹⁷ 検証検討会では、双方に訴訟代理人を選任された事件で審理期間が長くなる要因として実務上考えられる点につき、①双方に弁護士が関与しているために間接事実レベルにまで実質的に踏み込んだ争点整理が可能となる分、かえって期間が長く掛かる場合があることや、②双方に弁護士が関与しているということで、争点整理と並行して和解を勧めやすいこと等が指摘された。

【図3】 訴訟代理人選任状況別の人証調べ実施率の推移（民事第一審訴訟（過払金等以外））

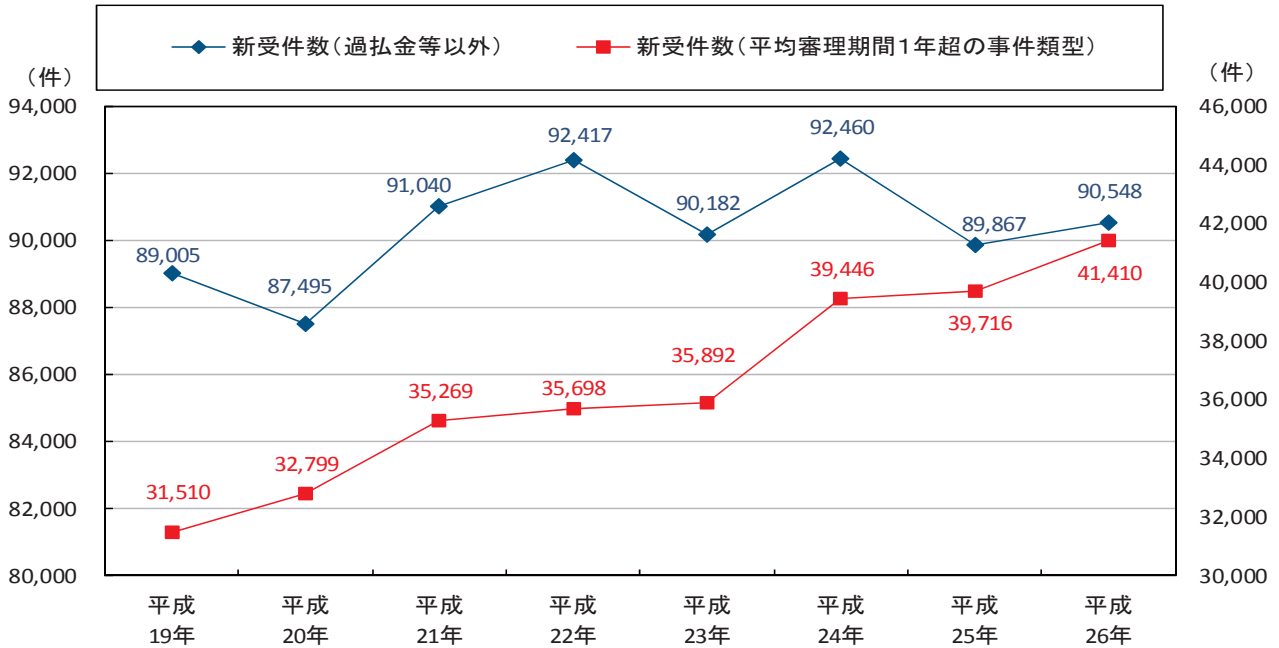


(2) 事件類型から見たデータ

【図4】は、事件票上の事件の分類が現在のものとなった平成19年以降、平均審理期間がほぼ一貫して1年を超えている事件類型（具体的には、建築関係訴訟、交通損害賠償（ただし、平成24年のみ、11.9月と1年を僅かに下回っている。）、医事関係訴訟、公害損害賠償、その他の損害賠償、労働関係訴訟、知的財産権訴訟、土地境界、公害差止め、責任追及等¹⁸）に係る各年の新受件数の推移を見たものである。過払金等事件を除く民事訴訟事件の新受件数はおおむね横ばいという中で、上記類型に限ると、新受件数は増加傾向であることが分かる。

¹⁸ 事件類型別の平均審理期間については、前掲II.1.1【表6】参照

【図4】 民事第一審訴訟(過払金等以外)及び平均審理期間が1年を超える類型の民事第一審訴訟事件の新受件数の推移



4 検証検討会での議論等

以下では、今回の実情調査で明らかになった民事訴訟事件の質的困難化をめぐって、主に専門的知見を要する訴訟への対応や、紛争を困難化させないための方策等につき、必要に応じてこれまでの報告書で打ち出された施策等も参照しながら、検証検討会での議論のほか、現在の実務での取組状況等をまとめている。これらの点については、必ずしも今回の実情調査で十分に取り上げられたわけではないものもあるため、今後更に検証を進めていくことが考えられよう。

(1) 民事訴訟事件の動向等に関する補足

比較的単純な事件を中心に民事訴訟事件が減少している傾向について、検証検討会では、①弁護士の法的サービスが多様化し、弁護士が法律相談や顧問契約等を通じて継続的に関わりながら当事者同士の紛争解決をサポートするようになってきていること、②弁護士も関与した上で、家賃保証など、訴訟を予防し得る社会的基盤が整えられてきていること、③訴訟を回避する傾向のある大企業や富裕層と、法律扶助が受けられる低所得者の間にある「中間層」が、回収までのコストを考えて訴訟が割に合わない事件を訴訟に持ち込まなくなっていること等が要因として考えられる旨の意見が出された。③の点に関しては、いわゆる弁護士保険の影響で自動車の物損事故に関する訴訟が増えていることから考えると、他の分野でも費用面の問題が解決されれば事件数が増えるかもしれないとの意見も出された。

また、検証検討会では、近時の建築紛争が複雑困難化する要因に関し、①一棟のビルの用途が単一ではなく、また設計や施工等がジョイントベンチャーで行われるなどしているため、利害関係者が多く契約形態が複雑化していること、②建築士の業務範囲が細分化されているために、それぞれの責任範囲が不明確であることが指摘された。

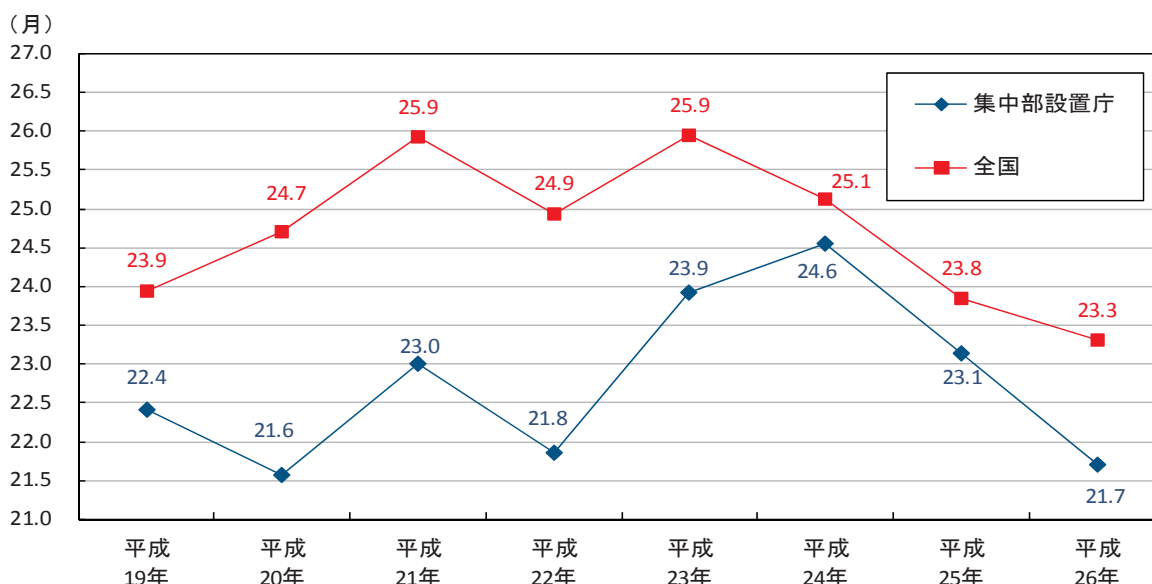
(2) 専門的知見を要する訴訟への対応の在り方

ア 裁判所側の対応

近時目立つようになってきている専門的知見を要する訴訟において、紛争の実相を捉え、多角的な観点から検討を加えた上で質の高い判断を行うことは、裁判全体に対する国民の信頼を高める上においても重要である。

そのための方策の一つに、専門部・集中部の設置が挙げられる¹⁹が、各庁の規模や事件動向等の実情をも念頭に置けば、集中部等の設置だけで対応していくのは現実的ではなく、それ以外の方法により専門的知見の蓄積・共有を図ることが本質的な課題といえる。この点、第4回報告書施策編 31 頁、32 頁では、専門的知見が必要となる事件について、専門委員の任命・選任を機動的に行えるようにすることが施策として示されていた。また、裁判所の専門化に関し、大規模庁の専門部・集中部を核とした知見・ノウハウの収集・蓄積の在り方等の検討を進めていくべきものともされていたところである（第4回報告書施策編 34 頁）。

【図5】 集中部設置庁及び全国における平均審理期間の推移(医事関係訴訟)



こうした施策に関し、現在、医療、建築、金融、ITといった類型については、司法研修所において、それらに特化した研修が企画されており、当該分野の専門家、あるいは当該分野に係る専門部・集中部の部総括判事による講義等が行われ、裁判官の研鑽の質が高められている。

また、専門委員の活用に関し、地方部においては専門委員の給源が限られているなどの実情がある（この点は、第4回報告書施策編 102 頁でも、当時の実情調査の結果として言及された。）ため、その対策として、職務代行の形で他庁の専門委員を広域活用する取組が進められている（今回の実情調査においても、被告病院と利害関係のない周辺庁の専門委員を活用し、テレビ会議システムで専門委員による説明を実施した例が紹介された。）。また、各庁には他庁の専門委員に関する情報が不足しがちであることに配慮し、最高裁判所において、各庁の依頼により適切な専門委員を紹介する仕組みもある²⁰。専門委員の活用のほか、早期に専門的知見を補充する方法に関し、例えば、IT関係訴訟等では、①事件を調停に付して専門家調停委員

¹⁹ 飽くまで一例であるが、【図5】は、医事関係訴訟に係る集中部設置庁と全国の平均審理期間の推移を示したものである。これは、集中部等の設置が平均審理期間の短縮に有用であること、集中部等の取組の成果が共有されるなどするにつれて、非設置庁を含め全国的に審理が迅速なものとなっていくことの2点について、同時に示唆しているように思われる。

²⁰ 専門委員の関与の有無別の既済件数の推移については【図6】のとおりである。

を関与させ、評議の過程での助言等を受けて争点整理等をする、②進行協議期日等において、当事者双方の技術担当者による説明会の機会を設けるといったことも行われている²¹。

【表6】 専門委員関与の有無別の既済件数の推移(民事第一審訴訟(全体))

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
専門委員あり	207	343	366	431	426	499	497	483	560	560
専門委員なし	135,150	142,978	172,609	191,815	214,091	226,940	212,001	167,747	149,371	140,446

これらの各種ツールの用い方につき、例えば、専門委員の活用については、時期として争点整理に一応の目途が立った段階を原則としつつも、事件が高度に専門的である場合や、当事者が早期の段階から専門的知見の導入を求めるなどした場合には、専門家に過度の依存をすることのないようにしつつ、争点整理序盤の段階（主張が一通りそろった程度の段階）から専門家の関与を求めることも積極的に検討していく²²ことの有用性が指摘されている。また、付調停を活用する場合、例えば訴訟の担当裁判官が調停主任となるなどして、訴訟との連続性を持たせた形で調停を運営し、仮に調停が不成立となった場合でも、調停委員会が提示した調停案（理由、内訳等が示されたもの）をその後の争点整理等で活用する（当事者のいずれかから書証として提出してもらって証拠化すること、調停案のとおりとすることで争いが無い部分を期日調書に記録化すること等が考えられる。）²³などの工夫が、文献等で紹介されている。

なお、特に専門的知見が重要となると思われる医事関係訴訟においても、早期に当該事案において基礎となる専門用語の正確な理解を裁判所と当事者で共有し、基本的な経験則の補充を具体的事案に即した形で的確に行うという意味で、専門委員制度の積極活用が有益と考えられるが、特に医事関係訴訟においては、専門委員制度に対する当事者の警戒感が強いとされている。そこで、専門委員の利用促進²⁴に際しては、裁判所が当事者に対し、原則として専門委員が説明した内容それ自体に基づく心証形成がされないこと等を十分説明するとともに²⁵、必要に応じて裁判所から具体的な質問事項のイメージを示すなどして、当事者の懸念に対する手当てを明確に行い²⁶、当事者が無用な誤解を抱くことのないように配慮することも重要ではないかと思われる。

イ 弁護士側の対応

第4回報告書では、①弁護士が専門訴訟に対するスキルを獲得する機会を確保するため、弁護士会が専門家団体との連携を図りながら研修等を充実させることについて検討すべきである、②弁護士が専門的なスキ

²¹ 同様の指摘をするものとして、山本和彦ほか「座談会専門委員の活用について」判例タイムズ 1373 号9頁[畠山稔発言](平成24年)がある。

²² 松本克美ほか「専門訴訟講座②建築訴訟(第2版)」470頁、481頁(民事法研究会、平成25年)、本多俊雄「大阪地裁建築・調停事件における現況と課題」判例タイムズ 1381 号 59 頁参照(平成24年)。河野清孝「講演 建築関係訴訟の審理の在り方」二弁フロンティア 2012 年7月号 26 頁は、図面の読み方等を早期に確認するために、専門家の関与を得ることもあるとしている。また、小久保孝雄＝徳岡由美子『リーガル・プロGRESS・シリーズ建築訴訟』425 頁[徳岡由美子発言](青林書院、平成27年)は、地盤、基礎、構造等の重大な瑕疵の場合は、早い段階から専門家の助言を求める必要が大きいとしている。

²³ 松本克美ほか・脚注 22・466 頁、本多俊雄・脚注 22・61 頁、62 頁、小久保孝雄ほか・脚注 22・60 頁参照

²⁴ 医事関係訴訟等の専門訴訟における専門委員制度の積極活用の重要性は、第4回報告書施策編 31 頁、32 頁、45 頁等でも述べられたところである。

²⁵ 場合によっては、個別事案において説明するだけでなく、弁護士会や主要医療機関との協議の機会にも説明を尽くす必要がある。

²⁶ 制度導入時から、専門委員が利用された場合の裁判官の心証形成過程への不透明な影響への懸念があったことにつき、山本和彦ほか・脚注 21・6頁[山本和彦発言]等参照。また、本文に述べたような手当てあるいは手続保障の重要性を指摘するものとして、西内岳「医療機関側の弁護士の訴訟前後の活動」福田剛久ほか編著『最新裁判実務大系2 医療訴訟』99 頁(青林書院、平成26年)、徳岡由美子「争点整理段階での専門的知見の活用」同・172 頁。

ルを有していることを認定する制度を設け、弁護士に関する適切な情報開示等の一環として、その認定に関する情報を国民に適切に伝達するための方策について検討すべきであるといった提言がされた（第4回報告書施策編 35 頁，84 頁）。当時の検証検討会では、②の制度設計に際しては、専門医認定制度等を参考にすることが考えられる旨指摘があったが、これに対しては、認定する分野の区分けや認定基準、誰が認定するのかの設定が難しい上に、認定されなかった者の取扱いにも困るため、実現は難しいとの意見も出されていた（第4回報告書施策編 34 頁，84 頁）。

今回の検証における検証検討会でも、IT関係訴訟等を念頭に、裁判所に必要な知見を分かりやすく伝えるのが代理人の役割であることからしても、弁護士の専門化が必要であり、若手弁護士の専門化に向けた意欲をサポートしていくことが必要であるとの意見が述べられた。この点、弁護士会としては、そうした若手弁護士のサポートのための取組を行っているほか、海外留学以外にも省庁や企業への出向の機会等を活用することを検討している法律事務所もあるとの指摘があった。

（3）紛争の困難化を回避するための方策の在り方

ア 証拠の確保に関して

第3回報告書では、建築関係訴訟等で、①合意内容や、複数の業者が関与する場合の責任の範囲等が明確に書面化されていないこと、②契約書があっても設計図書が付いていないなど必要な情報が盛り込まれていないことにより、人証に依拠する部分が多くなって人証数が増加したり、直接的な証拠がないために取り上げるべき間接事実が増加したりして、争点整理が長期化するということが指摘された（第3回報告書分析編 20 頁，63 頁）（特に中小規模の事業者において契約書や設計図書を作成しない場合がままあることについては、第5回報告書社会的要因編 121 頁，127 頁でも指摘がされた。）。

そこで、これまでの報告書の中では、全般的に、取引内容等を記録化する社会慣行・取引慣行の確立が必要と提言されたことに加えて（第4回報告書施策編 42 頁）、建築関係訴訟プロパーの施策としても、契約書等の作成義務化を始めとする業界慣行の改善の必要性が指摘されていたところであった（第4回報告書施策編 51 頁，第5回報告書社会的要因編 129 頁）。

この点に関して、一定以上の面積の建築物に関しては、書面による契約締結を義務付けることを内容とする改正建築士法が成立し、平成 27 年 6 月から施行された。これにより、今後、契約内容が明確に書面として残ることで、紛争が予防されたり、紛争になったときの認定の手掛かりが明確になったりすることが期待される。

イ 遺言等の普及に関して

第4回報告書施策編 63 頁，64 頁では、遺産分割事件を迅速に解決するには、遺言能力や遺産範囲についての紛争を予防することが重要であり、そのためには遺言や任意後見制度の普及を図ることが重要とされ、この点は第5回報告書社会的要因編 139 頁，153 頁等でも言及された（仮に遺留分等の問題が生じたとしても、通常の遺産分割事件よりは争点が限定されて紛争解決に資する旨が指摘された。）。

今回の検証における検証検討会では、相続関係紛争が、民事訴訟事件においても複雑困難な事件類型の一つとなっている現状を踏まえ、遺言等の普及、そのための遺言制度の一般国民への周知が重要課題となるとの意見が述べられた。

第3 「当事者」に関する実情

1 第5回報告書の主な内容

第5回報告書では、大きく分けて、①法教育の進展等を背景とする「意識等の変化」に関するものと、②法曹人口の増加や弁護士保険の広がり等を背景にした弁護士等へのアクセスの向上や、インターネットの普及に伴う法情報へのアクセスの向上などによる「法的アクセスの容易化」に関するものが指摘された。

(1) 当事者の意識等の変化

ア 個人

実際の民事紛争の中には、法律相談等の俎上にも載らない「暗数」が相当数あると思われるところ、紛争を潜在化させる要因として、(特に地方部において、)①地域共同体の和を乱すことを良しとしないような風潮に影響されている、②周囲の目を気にして紛争を相談の場や裁判所に持ち込みたがらない、③取引規模等が小さいために費用を掛けてまで紛争解決することに対するインセンティブが働かない、④法的解決には時間的・金銭的コストが掛かるイメージがある、などの心理的要因が挙げられる(第5回報告書社会的要因編 21頁, 22頁)。

他方において、紛争を好まない風土等の薄らぎや、家庭内紛争に弁護士が入ってくることあるいは裁判所での法的解決への心理的抵抗(世間体が悪い、対立を避けたいなど)の弱まりも見られる(第5回報告書社会的要因編 32頁)。また、法教育の進展は、紛争の法的解決を求める傾向を強める要因となり得る(第5回報告書社会的要因編 47頁)。

イ 企業

企業の「法意識」に関しても、以前は、評判の低下や営業秘密の暴露への懸念、顧客を相手に訴えを提起することへの躊躇から、訴訟による解決を回避する傾向が見られたが、近時は、株主代表訴訟等への警戒心が強まり、コンプライアンスへの意識等から、その傾向に変化が見られている(第5回報告書社会的要因編 34頁)。

(2) 法的アクセスの容易化

紛争が潜在化している要因として、そもそも法律相談を利用すべき事案であることやどこに法律相談に行くべきか自体が認識できないなどの法的アクセス上の要因もある(第5回報告書社会的要因編 21頁, 22頁)。

この点、近時は、法曹人口の増加(第5回報告書社会的要因編 34頁, 35頁)、弁護士過疎・偏在の解消に向けた努力(第5回報告書社会的要因編 36頁)、地方自治体や消費生活センター等での無料相談等の拡大(第5回報告書社会的要因編 36頁, 37頁, 47頁)、弁護士自身から当事者に接触しニーズを積極的に把握していく「アウトリーチ」スタイルの活動の浸透(第5回報告書社会的要因編 44頁)により、弁護士へのアクセスが充実して、相談等を通じた紛争の顕在化が進んでいる。

さらに、インターネットの普及によっても、一般人による法的知識の獲得と各種相談機関へのアクセスが容易となった(第5回報告書社会的要因編 38頁, 40頁, 41頁)。また、インターネットには、法的紛争を弁護士等に持ち込むか否かの「振り分け」も期待できるようになったが、当事者が不十分な情報を取ってきたり、表面的な知識に固執したりすることもあるため(第5回報告書社会的要因編 39頁, 44頁)、適切な情報提供という意味での弁護士の役割はなお大きい。

このほか、法的アクセス拡大に関しては、弁護士保険(自動車保険のほか、医療保険に付帯するもの等)が普及し、弁護士費用が保険給付で賄われる場合が増加して(第5回報告書社会的要因編 42頁)、弁護士費用の立替負担等を含む民事法律扶助の援助件数も増加したこと等(第5回報告書社会的要因編 43頁)により、当事者にとっての解決コストが低くなってきていることも挙げられた。

2 実情調査の結果

(1) 裁判に関わる当事者をめぐる実情—上記1の2つの視点を踏まえて—

第5回検証で把握された当事者の意識等に関する要因に関しては、民事訴訟事件に携わる弁護士や裁判官から、次のような意見が出された。

ア 当事者の意識等の変化

- * 全般的に、当事者の法的意識や自己主張は強まっており、期日で積極的に発言するようなタイプの当事者も増加している。
- * ある地方部では、裁判官の説明等を素直に受け入れる当事者が依然多いものの、インターネットの影響もあり、裁判官に法的な議論を挑んでくる当事者も出てくるなど、当事者の質に変化が見られる。

イ 法的アクセスの容易化

(ア) 弁護士以外へのアクセスに関して

- * 弁護士への相談に先立って、市役所の相談を経てくる者が多いし、司法書士に相談していたが対応が難しくなったなどとして弁護士のもとに来る者もいる。

(イ) 弁護士へのアクセスに関して－相談ツールの多様化等

- * 弁護士会の法律相談件数は減少している²⁷が、これは、①インターネット普及の影響にとどまらず、②弁護士増に伴い、相談ツール（法テラス、地方自治体、法律事務所²⁸（特に若手弁護士の事務所）の無料法律相談²⁹（夜間相談も含む。）等）が多様化していることが影響しており、法律相談全体の件数が減少しているとは思われない。
- * 弁護士会としても、地方自治体と連携して、若手弁護士において気軽な相談を受け付けたり、遺言相談センターで無料相談や市民向けの集会等を行ったりするようになってきている。また、弁護士数の少ない地域に向けて、夜間の無料電話相談を実施するなど、法的サービスの拡充に向けた取組をしている。
- * 弁護士に相談すべき事案であること自体を正しく認識できない者もいることから、特に都市部においては、弁護士側から「アウトリーチ」（出張サービス、訪問支援）をかけていく必要を感じている弁護士も見られる。
- * 以上のような法律相談サービスの多様化の反面において、依頼者が弁護士の質の面でのリスクを負担することとなっている側面もあることは否定できない。

(ウ) インターネットの普及

- * インターネットを通じて、当事者本人が紛争に関わる基本的知識を収集している場面が増えたところ、これによりスムーズな紛争解決ができる場合もあるが、自ら収集した情報を基に自分に都合の良いように考えてしまう場合もあり、法曹が、本人との関係を維持しながら説得していくのに苦慮することがある。
- * インターネットの情報は玉石混交であって、当事者が不適切なサイト（例えば、いわゆる事件屋によるようなサイトもある。）にアクセスして不正確な情報を得るおそれもある。現に、そうしたサイトを見るなどして、陳述書に嘘を書くことは構わないとか、労働審判で勝てば給料の3月分をもらえるなどと誤解している当事者もいた。

(エ) その他

- * 法テラスができたことや、弁護士保険が普及したことによって、これまでであれば請求額が小さくて弁護士が付かなかったような事件についても、弁護士が付いて訴訟に至り、当事者が公正な判断を求める傾向にある。

²⁷ 実情調査では、さらに、従前弁護士会の法律相談が果たしてきた、①若手弁護士の経験を高める役割、②法律相談を通じて事件傾向全般を把握するという情報センターとしての役割が機能しなくなるおそれがあるとの指摘もされた。

²⁸ 実情調査では、法律事務所への直接の相談が増加したことについては、事務所ウェブサイトの影響が大きく、事務所ウェブサイトが検索で上位に位置付けられるように工夫を凝らしている弁護士もいるとの指摘がされた。また、検証検討会の委員からは、弁護士にも「営業努力」が必要とされる時代が来ているとの指摘がされた。

²⁹ 実情調査では、無料相談は、弁護士に頼むと費用倒れになるかもしれないなどとの問題を気にせず、気軽にできる面もあると思われるが、無料相談は、訴訟には至らないような事案も相当数含んでいるとの指摘がされた。

(2) 弁護士の実情

前記(1)に述べた特性を持つ当事者を代理することとなる弁護士に関する実情については、次のような意見が出された。

ア 弁護士の人数やキャリア形成の在り方

*大都市部では、弁護士の人数は飽和状態となり、増加傾向に歯止めが掛かりつつある。他方、従来人数が少なかった郊外の衛星都市等において、弁護士が増加しているところ、これは、裁判所本庁のある都市部近辺に事務所を構えていれば顧客が来るという状況でなくなったため、自然と周辺部に事務所を構える弁護士が増加していることによると思われる。

*地方部の弁護士の印象としては、いわゆる即独弁護士(司法修習終了後、直ちに独立開業した弁護士)が増加する一方、独立後の経営環境が厳しいとして勤務弁護士が独立しない場合も増加している。ただし、地域によっては、いわゆる即独弁護士が少ないところもある。

*若手の企業内弁護士は増加しているが、法律専門職としての経験値が十分ではなく、法務部職員と余り変わらない印象がある。

イ 弁護士数の増加等に伴う事務量への影響

*都市・地方を問わず、過払金等事件の減少もあいついで、弁護士1人の抱える訴訟案件は減少している(ただし、広告等を大々的に行っている法律事務所には、過払金等事件がなお集中している)。ただ、過払金等事件については、依頼者からの聴取や陳述書作成の面でもともと負担が少なかったので、大幅に業務が減少して時間的余裕ができたとまではいえない。

*若手弁護士が土日に安く相談を受けるなどしているために、特にベテラン弁護士のところから事件が減少していつている面もあると思われる。

*都市・地方を問わず、訴訟以外の弁護士業務(後見業務、契約書のチェック(経済情勢や社会情勢を踏まえた幅広い視野が求められる。)、リサーチ案件、デューディリジェンス等)が重要度を増している。

ウ 弁護士数の増加等に伴うその他の影響

*特に都市部では、弁護士報酬の単価が下がっている印象がある(背景には、弁護士報酬額への苦情が多いといった事情もある。)

*弁護士が、真に争いがある事案で、従来なら受任していなかったような事件(訴額が低い事件等)を受任するケースが多くなった。裁判所としても、現在でも本人訴訟で後見的関与の程度を悩む場合はあるものの、従来であれば本人訴訟で進められ、請求が認められそうであるにもかかわらず主張立証が不十分で進行上配慮を要したような事案に代理人が付いて進捗が整理されたと感じることが増加している。

*ある地方部では、弁護士数が増加しているものの、現在は、弁護士が事件を選ぶことができる状況であり、いわゆる「筋の悪い」事件の場合には、代理人が付かずに訴訟になることもある。弁護士が事件を選んでいることには、先輩弁護士が若手弁護士に事件を融通するなどする伝統があるために、若手弁護士の受任する事件の質がある程度担保されることも影響している可能性がある。

*都市部を中心に、若手弁護士が増加して、お互いの顔が見えない状況となってきたため、提訴前の交渉が不足している(最近、都市部では、内容証明郵便等による督促もなしにいきなり提訴するといった場合も出てきている。)し、気軽に和解等に関するコミュニケーションが取りにくくなっており³⁰、(相手方への対応について余り指導を受ける機会がないせいか)弁護士が必要以上に攻撃的な対応をする例も見られる。

*弁護士増の影響により、優れた訴訟活動を行う弁護士と、経験が乏しく十分な主張立証ができない弁護

³⁰ 実情調査では、ある地方部においては、双方に代理人が付いていれば、提訴前交渉がされている場合が多く、和解の素地もできやすいとの指摘がされた。

士との幅が広がっているように感じられる。

(3) 依頼者と代理人との関係をめぐる実情

依頼者と代理人との関係をめぐる実情に関しては、次のような意見が出された。

ア 関係性の希薄化

- *特に個人が依頼者の場合には、知人の紹介等を通じた受任よりも、依頼者本人がホームページを見て直接法律事務所を訪れるのをきっかけとした受任³¹ ³²が増加しているところ（主として若手弁護士に顕著）、そうした場合は特に、代理人と依頼者の関係が希薄であって円滑なコミュニケーションが難しく、信頼関係の構築や代理人による説得・説明が不十分になる場合がある³³。そのために、訴訟外での交渉で解決を図ることについての理解を得ることも難しくなっている。
- *当事者本人から書記官に代理人の訴訟活動の裏付けを求めるような問い合わせがあつて、裁判所から代理人の活動の説明をしなければならない場合や、当事者本人が代理人を通すことなく上申書を提出する場合、当事者本人が代理人の活動をチェックするために裁判所に同行しているとおぼしき場合があり、書記官等が、当事者と代理人との意思疎通がうまくいっていないと感じる場面が増えている。
- *①上記のような信頼関係構築の困難さや、②弁護士への不満を受け付ける制度が周知され、苦情申立てや懲戒請求が顕在化していることもあり、弁護士としては、解任や懲戒請求等を懸念して、また、法律事務所の経営上顧客獲得を優先するために、依頼者に遠慮（迎合）し、理詰めでの説得等を躊躇する向きがある。
- *依頼者が企業の場合、弁護士が役員側に迎合した発言をすると、問題が発生した場合に株主総会等で弁護士を盾にすることも懸念される。
- *依頼者が自身のブログなどに、弁護士の活動について誤解に基づく不平不満等を書くと、当該弁護士にとってダメージとなるので、弁護士は、依頼者への説明にこれまで以上に時間を掛けている。
- *裁判所から見ると、代理人と依頼者との関係が変化しているために、陳述書等の書面の内容につき依頼者の了解を取り付けるのに時間が掛かり、期日間隔が長くなってしまう場合があると感じることもある。

イ 依頼者の自己主張の強まり

- *依頼者が、自分なりの準備をして、弁護士にしてもらいたい主張を決めて持ってくる場合が増加している。
- *代理人は、依頼者の望む結果を出せないと信頼を得られないため、代理人（特に中堅以下の弁護士の場合³⁴）が依頼者を和解に向けて説得することが難しくなっており、裁判官に直接説得することが求められる場合が増加している。
- *依頼者は、弁護士を「選ぶ」感覚が強くなっており、ある弁護士から自分の主張が法的に難しいとの説明を受けても、更にセカンドオピニオンを求めるなどしたり、当該弁護士を解任したりしてでも、自らの主張を前提としてくれる弁護士を見付けようとする場合が増加している。弁護士への信頼が低下しているとの印象も受ける。
- *裁判所から見ると、セカンドオピニオン、サードオピニオンを得た上で、その本人にとって一番有利とされる意見を踏まえて提訴された事件の中には、従来なら提訴されなかったであろうと思われるものがある。

³¹ 実情調査では、当事者が複数の法律事務所を訪問して最も良いと考える事務所を選択することが一般化しているとの指摘がされた。

³² 検証検討会の委員からは、特に離婚事件や刑事事件等、他人に知られたくない事件類型の場合に、インターネットを通じた受任が広まっているとの指摘もされた。

³³ 第4回報告書施策編 83 頁等でも紹介されているように、従前、弁護士は、インターネットでの顧客獲得について、依頼者との信頼関係構築が難しいとして躊躇する向きがあった。

³⁴ 実情調査では、若手弁護士による説得が功を奏しにくい原因は、解決の方向性に関する見通しの不足自体にもあるように思われるとの指摘がされた。

る。

- *企業が依頼者の場合も、大手法律事務所に依頼するが、中小の法律事務所からもセカンドオピニオン、サードオピニオンを取るなど、法律事務所を使い分けて利用していることがある。
- *実際の審理の局面でも、特に個人の依頼者が、法的に無意味な主張等も準備書面や陳述書等に記載するようにこだわるために、関連のない主張等が多く並ぶことがある³⁵ ³⁶。この点が、代理人が準備書面等を提出するまでの期間が長期化する原因となっている可能性がある³⁷。
- *これまでなら代理人限りの裁量に委ねられていた事項（例えば、和解条項での期限の利益喪失条項に係る条件等）について、代理人が持ち帰って依頼者本人の意向を確認しなければならないことが増加しているし、代理人任せにせず本人が期日に出頭する場合も増加している（中には、本人が期日で延々と争点と関係しない話を続け、代理人もそれを制止できずにいるという場合まである。）³⁸。

3 検証検討会での議論

検証検討会では、特に依頼者と代理人の信頼関係が弱まり、代理人の依頼者に対する説得等が難しくなっている事態に注目して、次のような意見が交わされた。

すなわち、関係性の変化に大きな影響を及ぼしていると思われる、受任形態の構造的な変化（前記2（3）ア参照）の背景には、①弁護士人口の増加等により、関係性の弱い顧客層からであっても依頼者を獲得しなければ経営基盤を維持できない状況が生じていることや、②人間関係を構築しにくい時代の趨勢そのものもあるのではないかとの意見が出された。また、こうした変化に対応するためには、代理人に、コミュニケーション能力を含めて、従前以上に、専門性を生かした説明・説得等を行うスキルが要求されることとなるとの意見が出された。なお、インターネットを通じた依頼が増加していることを前提とすれば、インターネット上で各弁護士が自身の専門分野等に関する情報を開示することが重要ではないかとの意見もあった。

³⁵ 実情調査では、特に弁護士保険が利用されている場合には、依頼者が、無理な主張にこだわる傾向が強いとの指摘がされた。

³⁶ 実情調査では、代理人が、和解のことも考えて関連のない主張等をせざるを得ないと判断する場合もあるとの指摘がされた。

³⁷ 第3回報告書分析編9頁、10頁では、当事者が法的観点から必要のない主張をすることが審理の長期化要因となる旨が指摘された。

³⁸ 実情調査では、上記のような本人の意向の強まりについては、今までが代理人に任せ過ぎだったという捉え方もできるかもしれないとの指摘がされた。

2. 3 運用上の施策に関する実情調査等

第1 はじめに—社会的要因の検証を踏まえての位置付け

第5回報告書では、今後、社会に眠っていた紛争の顕在化が進むことが予想される状況において、裁判所が、複雑化した紛争について質の高い審理・判断を提供し、裁判外紛争解決の基準として機能し得る良質な規範をも設定していくことが重要となる旨が指摘された。そうすると、第4回報告書で打ち出した施策の実現という目標は、上記のようなコンテキストにおいて改めて位置付けられるべきであって、以下で検証する運用上の施策に係る取組も、裁判所が質の高い判断を提供することが社会全体との関係で重要性を有していることを意識したものでなければならない。

このことを前提として具体的に見ると、民事訴訟事件については、これまでの検証や前掲II. 1. 1においても述べたとおり、争点整理に充てられる期間の長期化が審理全体の長期化の大きな要因となっている³⁹。そこで、フォローアップの意味を持つ今回の検証においては、民事訴訟事件に係る争点整理手続を主な検討の対象とし、これまでの検証結果や近時の民事訴訟事件を取り巻く状況を踏まえつつ、現在の争点整理の実務運用の在り方等を中心に検証していくこととした。

第2 争点整理の充実

1 はじめに

現在、裁判所では、期日における口頭での議論⁴⁰を活性化すること等を通じて、争点中心の審理運営を実現するプラクティスの形成が目指されており、さらに、進行管理についての意識を高めて計画的な審理を実践して審理を適正・充実・迅速化するための運用に向けた議論も重ねられている。これらは、第4回報告書で提示された運用面・制度面の施策のうち、争点整理に関する様々な施策の趣旨に沿ったものである。今回の実情調査は、こうした施策の理念に立ち返って、裁判実務における現段階での工夫や問題意識等につき、ありのままの実情を把握することを目的として行われた。

2 これまでの報告書の概要

これまでの報告書では、争点整理の充実のため、裁判官が当事者に対し、客観的に重要と考えられる争点を示し、それに関する活発な意見交換を促すとともに、不要と考えられる主張についてはその必要性について説明を求めるなどするといった積極的関与を行わなければ、争点整理が実質的に進行せず、長期化することになりかねないとされた（第3回報告書分析編13頁、第4回報告書施策編19頁）。

今回の検証では、この観点から、以下の（1）から（3）までで述べる施策のうち、主に運用面に関し取り上げている。

（1）口頭での議論の活性化

当時の検証検討会で出された意見を踏まえ、第4回報告書では、実質的な争点のある事件の争点整理期

³⁹ これまでの検証では、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因として、主に争点整理の長期化に関連する要因、主に証拠収集に関連する要因、専門的知見を要する事案に関連する要因、争点等が多数の事案・先端的で複雑困難な問題を含む事案に関連する要因が挙げられてきたが、今回の検証では、そのうち、争点整理に係る施策に関する実情を取り上げている。

⁴⁰ ここでいう「議論」とは、裁判所の釈明に対して当事者が口頭で応答するような場面まで含む趣旨であり、裁判官や各当事者がそれぞれの見解を述べたり反論したりして論じ合う場面に限られるものではないことに留意する必要がある。

日において十分に口頭での議論がされているか、期日が活性化されていない場合にはその原因は何かを分析した上、必要があれば争点整理段階において、弁論準備手続の特定の期日に集中的に議論を行うことが、考えられる施策の例として挙げられた（第4回報告書施策編 21 頁）。なお、当時の検証検討会では、複雑な専門訴訟等ではともかく一般的な事件まで広く口頭での議論の対象に含める必要はないのではないかといった意見や、裁判所による争点整理段階での心証開示を強化する施策は考えられないかといった意見も出された（第4回報告書施策編 21 頁）。

（2）争点整理に有効な書面作成の促進

また、第4回報告書では、効率的・効果的な争点整理のために、裁判所において時系列表、主張対比表、主張要約書面等の提出を当事者に求めることができるようにする方策について検討を進めるものとされた（第4回報告書施策編 22 頁，23 頁）。

（3）書面の提出期限遵守のための方策

さらに、第4回報告書では、進行管理面に関しては、早期の主張等の提出をより一層確保するため、迅速な手続進行に協力しない当事者に対し、失権効の制度あるいは何らかの制裁型スキームを導入することについて、制度導入に伴う実務上の問題点も踏まえながら、その必要性も含めて検討を進めるものとされた（第4回報告書施策編 23 頁）。この施策に関連して、当時の検証検討会では、上記のような制度を検討する前提として、時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度の利用が進まない理由を検討しておく必要があるとの意見が出された（第4回報告書施策編 23 頁）。

3 実情調査の結果

（1）口頭での議論を通じた争点整理の充実について

実情調査では、争点整理における口頭での議論に関する運用等につき、次のような意見が出された。

ア 口頭での議論の趣旨の定着状況

- * 期日における口頭での議論は、早期に争点を整理し、必要な人証を決めるためのものであるとの認識がされている。
- * 口頭での議論は徐々に定着してきており、審理の見通しの開示や、書面の内容に関する釈明とそれへの回答といった程度のもは一般化してきていると思われるが、それ以上の「議論」まで活性化しているとはいえない⁴¹。また、庁によっては、裁判官が黙って聞いているだけのことがあるなど、裁判官の間でも、期日において口頭でやり取りするイメージが必ずしも共有されていない状況がうかがわれる。

イ 口頭での議論を行う時期及びその内容等

（ア）時期等

- * 最初から方向性が見えているような事案ではそれほど口頭での議論はせず、ある程度複雑な事案に絞って重点的に行うというように、メリハリを付けている場合もある⁴²。
- * 手続の初期の段階では代理人による事情聴取が不十分な場合があるため、ある程度主張が往復して代理人が事案を把握できてから、議論をしている。
- * いきなり集中的に議論をするのは難しいとの認識から、数期日程度の見通しを立てて、集中的に議論をす

⁴¹ もっとも、庁によっては、庁全体として、早期事案説明期日・集中争点整理期日などという形で、事案の概要を整理すべき段階、主張が一通り出そろったところで心証も基に真の問題点を突き詰めていくべき段階で、口頭での議論を集中的に行う取組を進めているところもある。

⁴² 検証検討会の委員からは、書面によるのみでも認識の共通化が図られる程度の事案であれば、必ずしも期日における口頭での議論まで必要ないという趣旨の意見が出された。

る期日までに複数回の準備期間を設けるという方法を採用している裁判官もいる。

(イ) 内容

- *裁判官は、特に複雑な事件については比較的早い段階から、各期日でまずは何か一つの積明点をきっかけにするなどして、提出された準備書面等について疑問点を指摘して積極的に積明したり、早期に暫定的なものとして心証開示をしたりし、裁判所が持っている問題意識を明確に示すようにしている。それによって、不意打ちの防止が可能となる点が重要である。
- *口頭での議論の中では、和解の見込み（どうしても譲歩できない点があれば、それはどこかなどといったことも含む。）や立証方針についても確認したりしている。これによって審理計画が立てやすくなり、あと何回で証拠調べに入れるかに関する見通し等も三者で共有されるので、数期日をあらかじめ指定することも可能となる。

ウ 裁判所側での配慮

- *代理人が口頭での議論に際して長時間の準備を要する場合もある点には配慮を要するとの認識がある。
- *代理人の力量の優劣で訴訟の勝敗が決まるのは適切でないから、口頭での議論の中での確かな回答が得られなかった点については、積明事項に対する回答を書面で整理するように促したりし、口頭での議論の補完を図ることもある。
- *代理人には、不用意な発言で自白が成立してしまうことや発言の変遷が心証に悪影響を及ぼすことに対する警戒感等もあるため、裁判官が、自由に議論できる雰囲気を作るために、ここでの議論は、その時点で代理人がこうだと考えることを忌憚なく話してもらえればよいとの前提であり、仮に後から別の事実が出てきたというなら、またその時点で改めて主張してもよいなどという趣旨を明確に伝えるよう配慮するようにしている。
- *重要な点なので慎重に対応したいと、代理人があえて書面での積明を求める場合には、その趣旨も踏まえつつ、口頭でやり取りすることにこだわらない方がよいこともある。

エ 口頭での議論に関する弁護士側の認識等

- *裁判所が主導的な役割を果たして争点整理を実施することについて、中心的な問題点を整理することに資するため、特に複雑な事案では効用が大きい。
- *①口頭での議論を通じて、裁判官が事案を理解していることを当事者本人も含めて認識できると和解が促進される、②口頭での議論の中で裁判官の心証を認識すること自体が審理充実につながるといった効用がある。
- *反対に、口頭での議論が余りされず、また争点整理案を示すなどの形での争点確認すらも十分でないまま証拠調べに入ったため、代理人として裁判官の事案把握に不安を感じる場合には、証拠調べ後に最終準備書面の提出を申し出ざるを得ないし、また、判決で不意打ち的な認定判断がされれば、控訴することにもなって、紛争の終局解決までの期間が長期化してしまう。
- *1時間程度を掛けて集中的に口頭でやり取りする期日の準備には相当な負担が掛かる面もあり（代理人側には、準備不足を露呈すると心証にも悪影響を与えかねないとの懸念もある。）、そのような形で口頭でやり取りする必要があるか否かは、事案に応じて考える必要がある。
- *口頭でやり取りする時期としては、主に、主張がそろってそれらをまとめる段階が効果的である。
- *合議事件と単独事件を比べると、合議事件の方が、やり取りが丁寧で、単独事件では実施事案が選ばれている。ただし、合議事件でもやり取りの時間が十分に取れていない場合もある。

オ 口頭での議論の実施に関するあい路や課題等

- *期日において暫定的に行った発言によって法的に自白が成立するわけではないと裁判官から説明されても、事実上心証が形成されるのではないかと、あるいは裁判官は依頼者との打合せがされた上での発言と思うだろうから後にその発言を訂正するのは良くないのではないかと（特に依頼者の明示的な了承の限度を超

えた発言を期日で行う場合)などといった懸念が、なお代理人の間に見られる。

- * 代理人同士の顔が見えない都市部において顕著であるが、相手方が過度に攻撃的な態度をとって、口頭でやり取りする中での発言に関する揚げ足取り（準備書面への引用等）をしていくことへの懸念があり（依頼者に見せることが予定されている準備書面等の中で揚げ足取りをされると、依頼者から代理人の自由な発言について非難されることとなりかねない。）⁴³、活発なやり取りをするまでに至らない場合がある⁴⁴。
- * 特に、経験が十分ではない若手弁護士が、先輩弁護士や依頼者本人の手前、責任を持って回答できずに、単に「持ち帰る」ことが目立つ（これは、指導する側の弁護士の問題でもある。）。
- * 依頼者との打合せがされていてしかるべきと思われる事項につき、代理人が「本人でないと分からない」などとして期日での回答をしない場合がある。
- * 事情聴取が完全にできておらず、かつ依頼者本人が、自分の意向を忠実に反映させることを代理人に期待している場合には、代理人が「依頼者に確認する」としか答えられないこともあり、口頭での議論を充実させることが難しくなる⁴⁵。
- * 裁判官と代理人の間で、何のために口頭でやり取りするかについてのイメージ共有ができていない。代理人において、自ら積極的に釈明等を行わなければならない場だとの認識がなく、書面の交換と多少の発問が行われる程度の手続であると考えているために、準備不足になっている場合がある。
- * 特に大規模訴訟等で、裁判官が、心証開示を受けて大量の書面提出がされるのを恐れて、発言を慎重にし過ぎる場合があり、代理人としては方向性が定まらずに振り回されている印象を持つ。
- * 口頭での議論を更に活性化させるためには、当事者の了承がない限り、口頭でやり取りする中での発言に関し、期日調書への記載や準備書面への引用をしないということをルール化する⁴⁶必要がある。

（2）争点整理のための他のツール

- * 裁判所としては、費用対効果も考えて⁴⁷、飽くまでも口頭での議論を中心軸に据え、時系列表や争点整理案等（場合によっては、争点と主な主張を箇条書的にまとめたメモ）を作成する（ことを求める）のは、事実経過が長期にわたる場合や、事案が複雑で主張が多岐にわたる場合、代理人の訴訟活動が不十分で法的構成が整理されていない場合等に限定していることが多い。
- * 代理人に争点整理案等の作成を依頼する場合でも、裁判所から何を準備してもらいたいかについての詳細を伝えるなど、枠組みは裁判所が示すことが有益である。
- * 裁判所が依頼したことに対して十分に協力が得られている場合も多く、代理人側も、争点整理案によって裁判官の疑問点等が分かることは主張立証に役立つなどと肯定的に評価している。
- * 庁によっては、一旦争点整理案を示すと、さまつな表現等についてまで議論が及ぶことを警戒する向きも

⁴³ 実情調査では、逆に代理人同士の顔が見えるような規模の庁だと、代理人同士のコミュニケーションが取りやすいため、口頭での議論が積極的にできている場合が多いとの指摘がされた。

⁴⁴ 実情調査では、ある地方部において、過去の経験のためか、ベテラン弁護士の方が、裁判官の心証に与える影響や相手方の揚げ足取りへの警戒感が強いことがうかがわれるとの指摘がされた。

⁴⁵ 実情調査では、そもそも口頭でやり取りするために必要なスキル、すなわち裁判官からの釈明を理解してそれに的確に回答する能力のない代理人がいることも問題であるとの指摘がされた。

⁴⁶ 口頭での議論の過程での暫定的な発言について自白の拘束力を認めないというルールのことをノン・コミットメント・ルール（無答責原則）と呼ぶ場合がある（相羽洋一ほか「民事裁判プラクティス 争点整理で7割決まる!？」判例タイムズ 1405号 12頁以下参照（平成26年））。このようなルール化については、運用上の工夫によって行う余地がある。自由闊達なやり取りの重要性に鑑み、弁論準備手続期日での訴訟関係人の発言内容を記載したメモの証拠としての適格性を否定した裁判例（東京地判平成12年11月29日判例タイムズ1086号162頁）のような考え方も参考となる。

⁴⁷ 実情調査では、争点整理案等の作成が自己目的化しないようにする必要があるとの指摘がされた。

あるが、弁護士側にも裁判所側にも、さまつな点の議論であれば最終的には裁判所が主導的に整理する形で良いとの割り切りも見られる。

- * 争点整理案等とは異なるが、裁判官が指示した準備事項を書記官が的確にまとめた事務連絡文書が、代理人（特に若手弁護士）の期日間準備に役立つ場合がある。庁によっては、準備事項だけではなく、準備指示に際しての問題意識やこれまでに当事者間で了解されている事項等が記載されていることもある。ただし、裁判所としては、代理人が、裁判所から事務連絡文書が送られてくることが当然だと感じていることに違和感を持っている面もある。

（3）準備書面等に関する期限管理—口頭での議論の前提として

ア 書面提出期限の設定の在り方等

- * 裁判官は、代理人の準備に必要な時間を考慮しつつ、おおむね、準備書面等の提出期限を約1か月あるいはそれよりやや短い期間とした上で、期日は提出期限の1週間後に指定することが多い。この点、弁護士からは、1週間も間隔を空けると裁判官の方も記憶が減退してしまうのではないかと、この意見も出されている。
- * 依頼者から事情聴取をし、提出書類の了承を得ることの困難性や、相手方の準備書面が大部であり、必ずしも重要でない主張への対応までもが必要になること等から、庁によっては、1か月半前後の準備期間が必要となる場合も目立っている。
- * 弁護士の中には、依頼者に準備事項を連絡して準備を依頼し、依頼者の準備期間を取った上で打合せを行うといったサイクル自体は、弁護士1人当たりの手持ち事件数の増減とは関わらないから、書面作成に要する代理人の準備期間を1か月より短くすることは難しいとの意見がある。他方、期日の1週間前に相手方から書面が出ていれば、期日までの間にそれへの対応を検討することができるので、そうした運用を前提とするのであれば、次回期日までに提出する書面の締切日を今回の期日の3週間後にすることも可能かもしれないとの意見もある。

イ 提出期限の遵守状況等

- * おおむね、期限通りに書面が提出されるのは5割前後であり、相当数が1日か2日程度の遅れで提出されている。ただし、期日の前日や当日になって提出がされるのが数割に上るといった感覚を持たれるところもある。
- * もっとも、ある地方部では、期日前に書面を検討しておく必要性が代理人間で共有されているために、事前準備に支障が出るほどの直前の提出はほぼなく、書面の分量も適正で⁴⁸、裁判官が各期日の前に進行等を検討する余裕は確保できている。そうした庁では、代理人が、1か月を超える準備期間を提案することも躊躇する雰囲気がある。
- * 提出期限の不遵守は、一部の弁護士に係る属人的な問題といった面も強いのではないかと。書記官から催促をしても、本人の了解を得ておらず提出できないといった対応をされることが多い。
- * 弁護士としては、準備書面の提出期限が遵守できない事情として、①依頼者との連絡が取れない、②弁護士が複数関与する事件で一部の弁護士の対応が遅く、その了解が得にくい、③事案の筋が悪いために作成に苦慮するといった点がある。

他方、弁護士から提示した準備期間を前提に裁判所で期限設定をするのだから、期限を遵守するかどうかは基本的には弁護士側の意識の問題であって、弁護士が提出期限に遅れるのは、能力面に原因があるか、意図的な引き延ばしのいずれかに収れんされるという意見もある。

⁴⁸ 実情調査では、分量が適正に収まっているのは、代理人同士の顔が見えるために、相手方を徹底的に叩くような記載をしないことにもよるとの指摘がされた。

* 提出期限不遵守への対策としては、1か月後を書面提出期限とするのではなく、1か月後に次回期日を指定するなどして、せめて日日間隔を短くしていくということが考えられている。

* 準備書面が期日直前に提出されることとなった場合、書記官が（裁判官と相談するなどした上で）追加・補正の指示をできないし、裁判官としても相手方としてもその書面の内容を検討できないので合議や期日における口頭での議論も活性化しない。

ウ 時機に後れた攻撃防御方法の却下が活用されない理由（参考）

* 裁判所としては、主張立証が多少遅れたとしても、①控訴審も含めた事実審全体の解決を考えると、むしろ実体判断をした方が効率的である、②相手方から却下を求められること自体が少ない、③例えば、証拠調べ後に出されるような主張は、筋の悪いものが多く、その意味でそれほど実体審理に時間を要しないなどといった理由から、時機に後れた攻撃防御方法の却下を用いる事件は少ない。

* 弁護士としても、裁判所の釈明等を代理人が理解できずに必要な主張を漏らしていた場合に、後にした必要な主張が時機に後れたものとして却下されるのでは依頼者にとって不利益となるため、時機に後れた攻撃防御方法の却下については謙抑的な運用が妥当であるとの認識を持っている。

4 検証検討会での議論

検証検討会では、口頭での議論を通じた争点整理の充実に関し、次のような意見が出された。

（1）口頭での議論に関する考え方⁴⁹

* 集中証拠調べが定着している以上、現状でも争点整理はそれなりに機能しているといえるのだから、口頭でやり取りするプラクティスの定着を過度に急ぐべき状況ではないのであって、むしろ、適した事件を選びながら徐々に定着を図っていけば十分であるし、現に、口頭での議論が活発にできている庁は、代理人同士の顔が見えやすい地域であることが多く、實際上、代理人同士の信頼関係がない事案や依頼者が上場企業等の事案であれば、代理人限りでの発言は難しい。

* 口頭での議論の活性化に向けた取組はこれまでより進んでいるとは思うものの、平成8年の民事訴訟法改正以来提唱されてきたプラクティスだということを考えれば、その定着に更に時間を掛けてよいということにはならず、基本的には口頭での議論を行うくらいの姿勢で各期日に臨むべきであって、実情調査で挙げられたあい路には必要なルールを設けるなどといった対応をすることも検討する必要があるのではないかと。

* 代理人同士や裁判官・弁護士同士で顔が見える環境にはない大規模庁であっても、口頭でやり取りする前提となる最低限の信頼関係はあり、必要性のある事案では口頭での議論が活用されている。

（2）口頭での議論を実施する時期

* 口頭での議論の目的は、裁判官が早く事案を理解し、自信を持って適正な判断・和解を行うことにある。したがって、ある特定の段階の期日に口頭でやり取りするなど決めてしまうのではなく、裁判官による事案の捉え方（心証）をその都度当事者に投げ掛けていくことが重要である。

（3）口頭での議論の結果の記録化

* 口頭での議論の途中段階での暫定的なやり取りでは、暫定的であることを前提にされた発言を撤回したり

⁴⁹ なお、検証検討会では、口頭での議論の活性化の取組を進める前提として、弁護士・裁判官のトレーニングの機会が必要ではないかとの意見が出された一方、期日における口頭での議論は、不意打ちが生じないように争点に関する認識を共通化させるためのコミュニケーションであって、特別なスキルが求められているわけではないとの意見も出された。

II 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情

することも柔軟に認められてよいが、議論の到達点が明らかになれば、それを前提として次の争点整理の局面が展開されるのだから、議論の到達点について共通認識が形成されれば、次の議論の前提を固めていく意味でも、その都度これを調書に残していく運用が相当である。

(4) 期限管理

*実情調査で指摘されたように、提出期限の不遵守が構造的な問題ではなく属人的な問題に収れんされるのだとすれば、何らかの制裁的な措置を検討する必要があるのではないか。

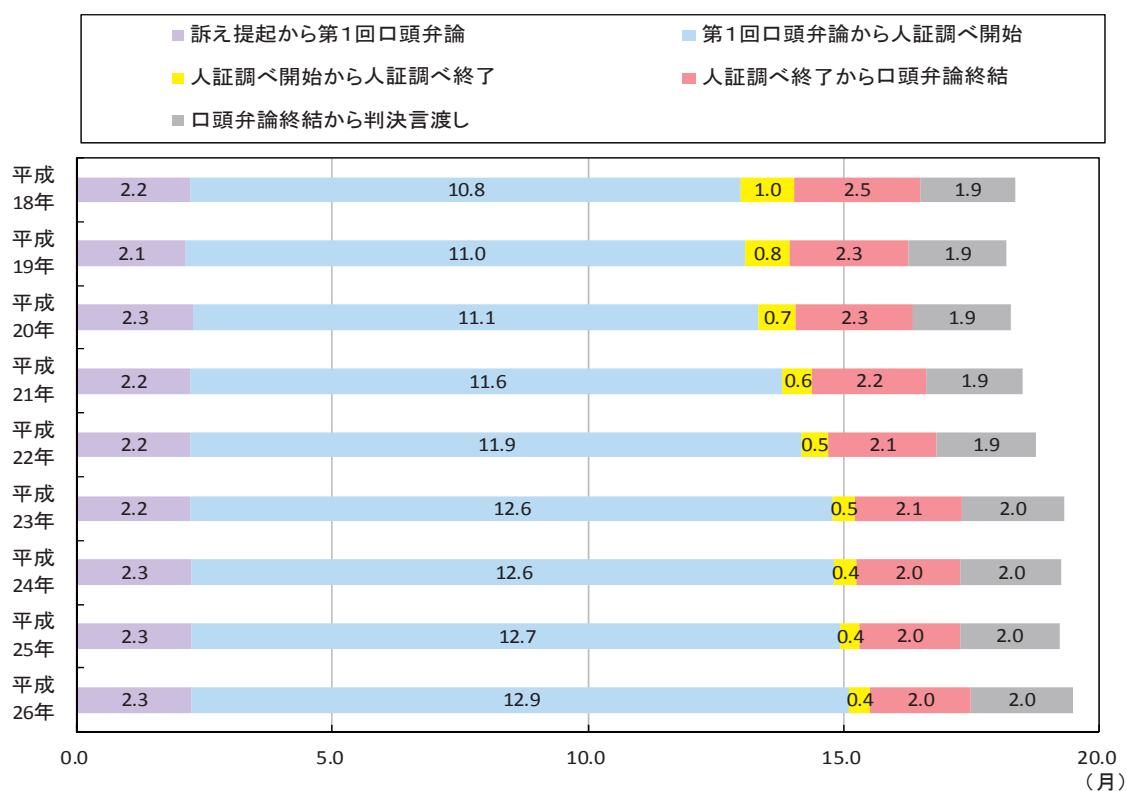
5 今後に向けての検討

以上に述べた実情調査の結果及びそれを受けての検証検討会での意見を踏まえて、今後に向けた若干の検討を行う。

(1) 前提状況の検討—争点整理期間の長期化傾向

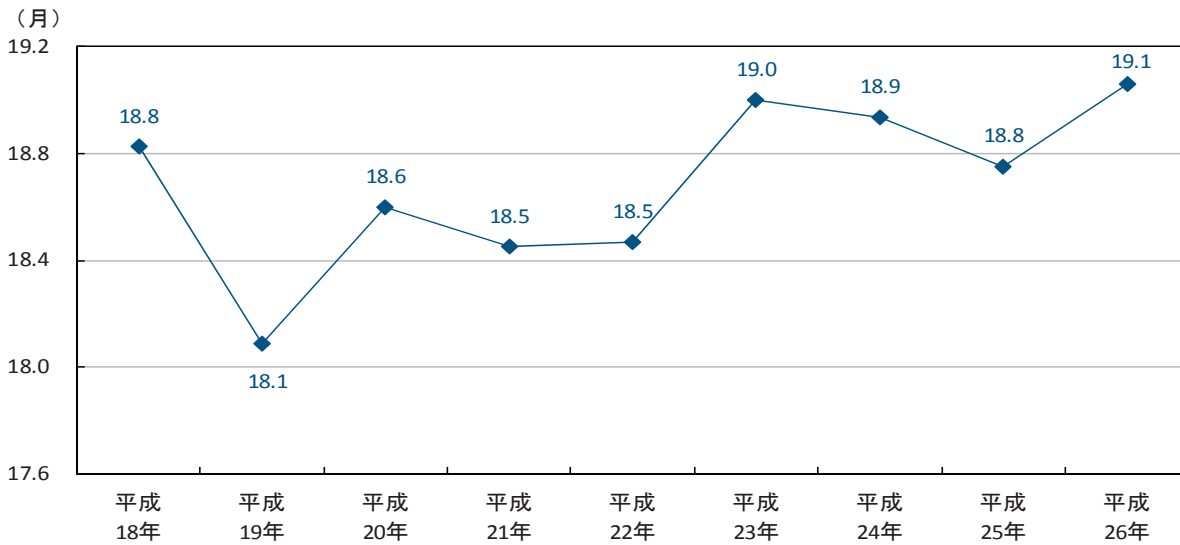
比較的長期間の審理が必要となる、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（過払金等事件以外）について、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの平均期間（基本的には争点整理期間であると考えてよいと思われる。）を見ると、【図7】のとおり、長期化傾向が見られるところであり、主にその影響で、受理から終局までの平均審理期間も緩やかな長期化傾向となっている⁵⁰。

【図7】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移（民事第一審訴訟(過払金等以外)）



⁵⁰ なお、人証調べを実施して和解で終局した事件における平均審理期間（過払金等事件以外）については【図8】のとおり、18月から19月程度で推移しており、ほぼ横ばいである。

【図8】 人証調べを実施して和解で終局した事件における平均審理期間の推移
(民事第一審訴訟(過払金等以外))



争点整理期間の長期化は、質的に困難な事件の増加等を反映したものである可能性もあるが、今後も、適正・充実を大前提としつつ、更なる迅速化が志向されるべきことには異論がないはずであり、この観点から争点整理を充実させて早期に焦点を絞った審理をしていくことが重要となる。

そして、真の争点を早期に絞り込むためには、書面による詳細な主張のやり取りを繰り返すよりも、裁判官と当事者(代理人)とがそれまでの主張内容や書証を踏まえて、期日における口頭での議論を重ねることで、どこに争いの核心があるかに関する認識を共通化させていく方が効果的である。その意味で、争点整理の迅速化のためには、口頭での議論の活性化が重要となる。

今回の実情調査結果によれば、そうした口頭での議論の必要性・重要性の理解はおおむね実務で定着してきているのではないかと考えられる一方、口頭でやり取りする具体的な内容等のイメージが必ずしも共有されておらず、また、やり取りを効果的に行うに当たってのあい路が払拭されているともいえず、口頭での議論が活発に行われているとまではいえない実情も浮かんできた。今後は、口頭での議論の内容に関する認識の共有を図ること(裁判所部内での共有はもとより、裁判所と弁護士との間での共有も重要である。)に加え、あい路を克服するための具体的方策の検討が必要となる。

(2) 口頭での議論の具体的な内容と定着に向けた方策等

ア まず、具体的なプラクティスに関する認識共通化のためには、そもそも、期日において口頭でやり取りすることの目的が何かに関する認識の共通化が重要である。実情調査でも指摘があったように、その目的は、裁判所側から事案の理解を示し、それによって不意打ちを防いで適正な審理を担保するとともに、心証開示とそれを受けての議論を通じて当事者の主張立証の焦点を絞り込む(心証開示がなければ、念のためなどとして、裁判官の心証を前提にすると意味がないような攻撃防御が展開されることにもなりかねない。)ことにあり、このことは、争点整理の充実・迅速を実現し、裁判官の最終的な心証形成をしやすくすることに直結しよう(これは、ひいては、証拠調べ後に実質的な審理を継続する必要のあるような事案を減らすことにも資するであろう)。

イ そして、口頭での議論は、事案の全容や主な争点を把握する過程での各期日の中で、裁判所から要件事実を中心とした事実関係や法的構成に関する釈明を行ったり、代理人において、それに対応するのはも

とより、当事者としてのストーリー及びそれを示すために今後予定される主張立証の見通しに係る認識を明らかにしたりして、必要に応じて随時行われていくべきものと考えられる。この点は、特に序盤の段階から双方の主張がかみ合わない事案や、訴訟物や法的主張の構成自体に不明瞭な点がある事案においては、よりよく妥当しよう。

さらに、ある程度複雑な事案等では、何回か期日が重ねられて主張や書証が一応一通りそろって事案の全容が把握できた中盤以降の段階において、ある程度まとまった時間を使って口頭でやり取りすることで、裁判所が釈明や暫定的な心証開示⁵¹等を行いつつ、三者が主張の重要性・必要性や間接事実の意味付け、証拠の証明力等について意見を交換し、証拠調べに当たって重要な争点の所在や審理の予定について共通認識を形成していくことも有益であろう。

今後、口頭での議論の有用性自体の理解は進んでいることを前提に、そのプラクティスを定着させていくに当たっては、例えば、上記のように、具体的にどのようなやり取りを念頭に置いているかに関する認識を明確化するように努めることが重要である。この点、裁判所と弁護士会との間における協議の場を利用するなどして、口頭での議論の内容とそれが必要とされる時期等に関する認識の共通化を図っていくことも有益であろう。このようにして、口頭での議論の意義に関する理解が代理人においても深められれば、おのずと、準備書面の提出期限の遵守につながっていくであろうし、口頭でやり取りすることを前提に、依頼者との打合せや事実関係の調査などといった期日間準備を充実させることにも結び付くであろう。

ウ また、口頭での議論を活性化させるために、審理を前向きに進行させる上での暫定的な発言であればその撤回もあり得る前提で審理を進めるべきであるとの点についても、場面によっておのずと程度が異なってくる面もあるため、この点の共通理解を図る必要もあると思われる。すなわち、争点整理の中盤以降で「まとめ」的に口頭での議論を行う段階では、当事者の主張立証も熟してきており、基本的には、代理人による事情聴取や事実関係の調査はほぼ終わられているはずであるから、主張立証の見通しや争点に関する認識について「暫定的」に発言するということは考えにくい（もっとも、争点のウエイトに関する代理人限りでの認識に係る発言などについては、この段階においても柔軟であってよいと思われる。）が、手続の比較的早期の、事案の全容の把握が目指されている段階では、代理人も事実関係の聴取を完全に終えているわけではないし、主張の法的構成も固まっていないことも多く、代理人による発言の暫定性は強いといえるであろう。裁判官としては、個別の審理の中で、上記の点について当事者の理解をできる限り得ながら、争点整理を進めるなどの工夫が必要であろう。

エ 最後に、口頭での議論を効果的に行うに際してのあい路を克服するための方策について述べると、依頼者との関係から代理人の裁量が非常に限られていると思われる場合には、少なくとも集中的に口頭でやり取りするに当たっては、裁判所から、どのような点を中心にやり取りすることになるかをあらかじめ代理人に対し具体的に明らかにしておき、それらの点について依頼者と十分な打合せをした上で期日に臨むことができるようにするという方策が考えられよう。また、口頭での暫定的な発言が揚げ足取り的に用いられることへの懸念を払拭するには、裁判所と弁護士会との間での協議の場などを利用して、暫定的な発言を心証形成等に用いないことに関する一般的な理解を深めていくとともに、個別事件の審理の中で、裁判官が、やり取りの過程での暫定的な発言が判断に影響することはないことなどを繰り返し

⁵¹ 飽くまで暫定的なものである以上、裁判官としては、その後の主張立証いかんによって変動し得る心証であることを明確にした上、当事者からの反駁の機会があることを明らかにするのが相当であって、この点に関して代理人が誤解すれば、開示された心証を前提として活発にやり取りすることは難しくなるであろう。他方で、裁判官が、代理人の反駁を恐れる余り、必要以上に遠回しな言い方をしたりしては、事案の核心に迫ることができず、これも活発なやり取りには結び付かない。以上の意味で、裁判官の心証開示には相応の配慮が求められるものと思われる。

確認することなどが有効であろう。

第3 合議体による審理の充実

1 これまでの報告書の概要

①争点多数の事案や当事者多数の事案については、争点ごとに個別に主張整理や証拠の整理を行う必要があることから、また、②先端的で複雑困難な問題を含む事案については、これまでに先例のない分野に関する判断が求められ、勢い主張や証拠の量が大部となり、これに専門的知見を要するなどの事情も加わることから、いずれも、争点整理が長期化しがちな事件類型とされている。こうした事案において、審理を迅速に進めつつ、説得力のある質の高い判断を安定的に示していくためには、多様な観点からの検討が必要であるほか、主張整理や法的調査等の作業だけでも多大な労力を要する。そのため、単独事件として審理していくと、長期未済となる場合が多い。

こうしたことなどから、これまでの検証では、合議体による審理を活用することが極めて重要であるとの認識の下、本来合議体による審理にふさわしい事件をこれまで以上に積極的に合議に付し、経験豊富な裁判長が主導的な役割を果たしつつ、適正迅速な解決を図ることを可能とするような態勢整備について検討を進めるものとされた（第4回報告書施策編34頁、39頁、40頁、77頁、79頁）。

この施策に関しては、裁判長の単独事件負担の適正化、そのために必要な右陪席裁判官の態勢整備にも留意がされるべきとの提言もされた（第4回報告書施策編80頁）。

2 実情調査の結果

実情調査では、合議体による審理の運用等について、次のような意見が出された。

（1）付合議とする事件類型

- * 医事関係訴訟，建築関係訴訟，未払賃金請求を除く労働関係訴訟，社会的耳目を集める訴訟（国家賠償請求訴訟，学校でのいじめに関する訴訟等）等は，付合議とする方向で検討している。特に，医事関係訴訟など，特定の事件類型については，提訴段階から付合議としている。
- * 複雑で争点整理に労力を要する事件，裁判官によって見解が分かれそうな事件，社会的に波及効の大きいような事件（例えば，介護施設で入浴中の要介護者が死亡した事案が，介護の在り方に影響を及ぼす可能性を考慮して合議に付されたことがある。）も，付合議とする方向で検討している。

（2）付合議の状況

- * 付合議の時期はまちまちであり，提訴段階で付合議となる場合もあれば，単独事件として進行していく過程で，事案の複雑さが明らかになるなどして，合議に付されることもある。
- * 裁判長に比べてキャリアの乏しい右陪席裁判官の立場から，一旦単独事件として審理を進めている事件を付合議としてほしい旨申し出るとはためらわれがちであることにも配慮し，裁判長から随時声掛けするなどの配慮をしている。
- * 争点整理に労力を要する事件については，合議事件のみを担当している左陪席裁判官のマンパワーに期待するところが大きい実情もある。
- * 今回の調査対象となった大規模庁の中には，
 - ・ 庁全体として，裁判長の単独事件の負担を減らして合議事件を増やす取組をしているところがある。
 - ・ 一旦は単独事件として審理が行われている場合であっても，積極的に付合議を活用している。
 - ・ 事件数が多いときは，左陪席裁判官1人で90件から100件（そのうち簡易裁判所からの控訴事件は約10件）を担当する状態となっており負担感はあるが，合議を通じた裁判長の指導により，何とか進め

られている。

- ・従前であれば単独事件として審理していたような事件も含めて、広い範囲の事件を付合議にすることにより、各裁判官が部全体の事件動向を把握できるようにもなっている。
- ・なお、こうした大規模庁での付合議の状況について、代理人から違和感等は示されていない。

*他方、より規模の小さな庁の弁護士からは、合議事件をもっと増やしてほしいとの感想も出ている。

(3) 合議体による審理の長所、短所等

ア 裁判所からの意見

*深みのある議論ができ、同じ結論でも説得力のある判断が示せるから、当事者の納得も得られやすい。

*他方、合議事件を増やすと、その分、証拠調べの期日が入りにくくなるようにも感じられる。

イ 弁護士会からの意見

*付合議となると、開廷日が限られている中で3人の裁判官の日程を調整しなければならない関係で期日が入りにくくなるものの、①3人の裁判官による検討が経られ、多少時間が掛かっても慎重かつ丁寧な審理がされることへの安心感を当事者本人・代理人ともに感じる、②代理人としては、様々な点に配慮された判決が出されることへの信頼ができる、③単独事件は担当していない左陪席裁判官が、労力を掛けて記録の内容を把握できる、④単独事件に比べてかなり時間を掛けて口頭で議論できるといった利点がある。

*当初単独事件で進められていた事案が、審理をしてみると主張整理等が困難だということで、審理の途中から付合議となることについても、弁護士の間では肯定的に受け止められている。

*陪席裁判官が合議の内容を十分に咀嚼しないまま、争点の整理等とは関係ない質問を重ねて、結果的に、効果的な争点整理が実現できていない場合が稀にある。

3 検証検討会での議論

検証検討会では、次のような意見が出された。

*判断の質を高めるといふ合議充実の主たる目的を達成するには、単に合議事件の件数を増やすのみならず、合議体の一員である右陪席裁判官の関与をより一層実質化することが必要であるから、右陪席裁判官への事件配分の調整が問題である。

*特に、右陪席裁判官が民事訴訟事件以外の事務を多く抱える中小規模庁では、合議充実のために裁判長の単独事件の負担を減らしたしわ寄せが右陪席裁判官に行っていることもあいまって、標準的な右陪席裁判官が合議事件に十分関与できるだけの態勢が全般的に整備されているとはいえない状況にある。

*現状においても、主任裁判官（多くは左陪席裁判官）において、右陪席裁判官が合議に関与しやすいように、①重要書証のコピーを渡しておく、②証拠調べが近づいた段階で、争点や客観的に認定可能な事実が何かについて整理して伝える、といった工夫をしている。

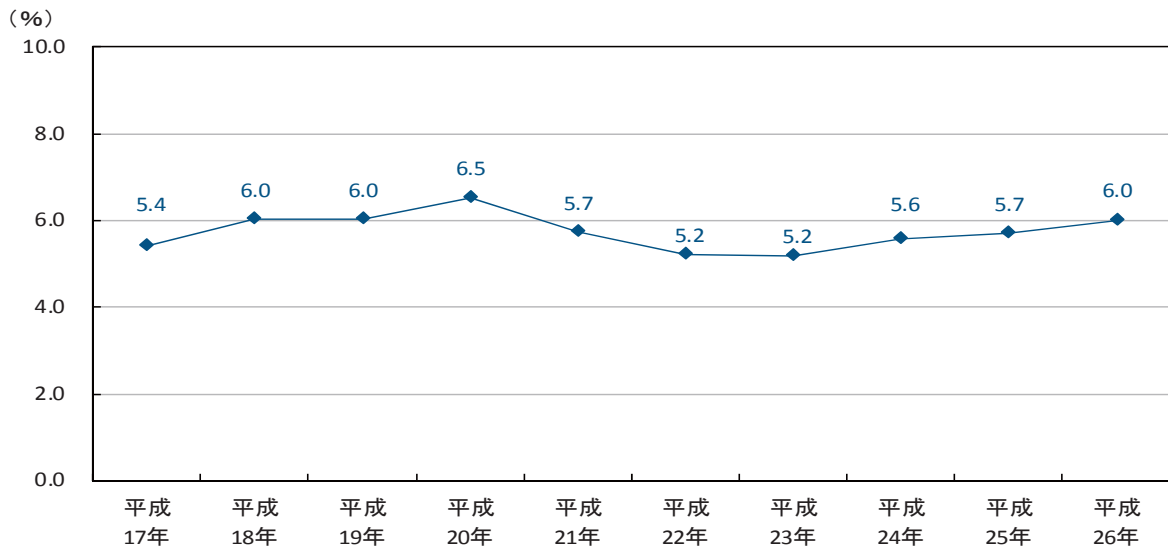
4 今後に向けての検討

(1) 前掲II. 2. 2第2の2において詳述したように、近時の民事訴訟事件は複雑困難化する傾向にあり、医事関係訴訟、建築関係訴訟といった典型的な専門訴訟に限らず、IT関係訴訟、金融関係訴訟等、先端的知見を必要とし、新たな判断が求められる訴訟類型も目立つようになってきている。それら諸事案での新たな判断は、同種紛争の裁判外での解決にも影響を及ぼし得る重大なものであり、複数の裁判官が多様な観点から検討を加えて判断をすべき必要性は大きい。

すなわち、現在の事件動向の下では、合議体による審理をこれまで以上に積極的に活用する必要性が高まっていると思われる。こうした状況において、各地で合議体による審理の活用が進められてお

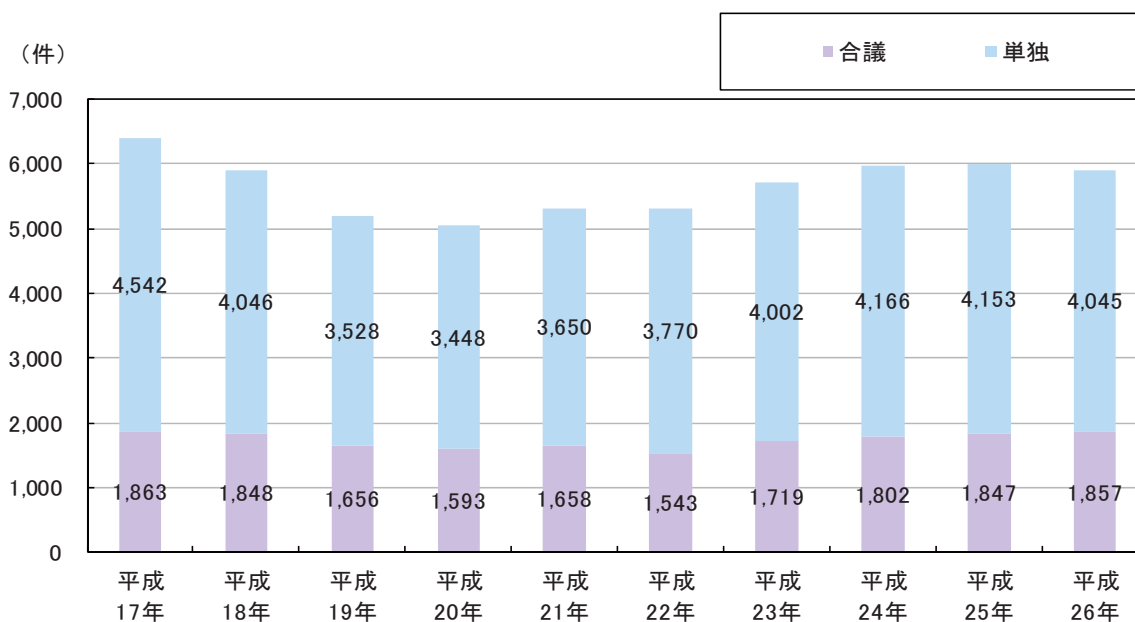
り、その取組の方針自体は、当事者側にもおおむね肯定的に受け止められているところである。しかし、庁によっては、当事者の目から見て合議に付すことが相当であると思われる事案が単独事件として処理されている場合があるという趣旨の意見も出されており⁵²、こうした指摘も踏まえ、合議にふさわしい事件を合議体で審理していくための取組を更に進めていくことが必要となろう。また、合議体による審理の意義を十分に発揮させるには、合議を主宰すべき立場にある裁判長が積極的なイニシアティブを発揮することは当然であるが、多くの事件で主任裁判官を務める左陪席裁判官だけでなく、検証検討会の議論でも指摘があったように、右陪席裁判官の関与をも充実させ、多角的な視野からの検討を確保することが重要といえる。この点、右陪席裁判官は、裁判長よりも多数の単独事件を担当していることも多いから、その中で、右陪席裁判官が審理のどの段階でどのような関与をすれば、効率的かつ効果的に、3人の裁判官による実質的合議を実現することができるかについては、各庁の実情も踏まえつつ、裁判官同士での議論が積み重ねられる必要があるだろう。

【図9】 合議率の推移(民事第一審訴訟(過払金等以外))



⁵² 過払金等事件以外の既済事件に係る合議率の推移は、【図9】のとおりである。また、【図10】のとおり、審理期間が2年を超える事件（過払金等事件以外）の中でも、単独事件として処理されたものがかなりの割合に上っている。審理に2年を超える期間を要する事件には、合議体による審理がふさわしい複雑困難な事案が相当数含まれていると考えられることからすれば、統計データからも、付合議相当の事件が単独事件として処理されている場合がなおあり、今後更に合議体による審理を活用していく必要性があることがうかがわれる（この点については、検証検討会でも、今後の動向を検証する必要があるとの指摘がされた。）。

【図10】 合議・単独別での審理期間2年超の既済件数の推移
(民事第一審訴訟(過払金等以外))



(2) さらに、合議体による審理の充実の取組を真の意味で深化させていくには、以下のような、合議体による審理の活用と審理の迅速化の関連性についても、十分に認識しておく必要がある。すなわち、①合議を主導する役割を担う裁判長が幅広い実務経験を有していることもあり、3人で議論することによって、より良い発想が生まれ、先例のない困難な事件についても事案の本質を的確に捉えた審理をすることができやすくなる。また、②合議事件の形で3人の裁判官が関与することにより、主任裁判官（多くの場合、単独事件を担当しない左陪席裁判官である。）を中心に、マンパワーを合議事件に集中的に投下して、手続の早いタイミングで法的調査や事実関係の整理等を行うこともしやすくなる⁵³。そうすると、合議体による審理によって、訴訟の早期の段階で中心的な争点を的確に把握することがより容易になり、争点をいたずらに拡大させず、当事者が主張立証すべき事項を明確化させることが可能となる。このことは、付合議が、審理の適正・充実のみならず、審理期間の短縮にも寄与し得ることを意味する。さらに、構成員の裁判官がそれまで単独で担当していた、審理上の負担が重い事案あるいは判断の難しい事案が合議に付されることによって、当該裁判官が担当するその余の単独事件の審理に労力を配分できるようになるといったメリットも生じることから、合議体による審理の充実には、単独事件をも含めて、長期未済となりがちな事件の早期処理に結び付き得る。

(3) 今後は、以上を踏まえ、人的態勢面の手当てを合議体による審理の充実に結び付けるための取組を続けていくと同時に、合議体による審理にふさわしい事件とはどのようなものかなどに関する議論の深

⁵³ 例えば、多数の準備書面や書証を精査し、前提となる事実関係や主張の対立状況を分かりやすく整理した書面等を作成することは、効率的な合議を行う上で主任裁判官として果たすべき役割の一つであろう。また、複雑な構造を有する行政法規の解釈が問題となる行政事件訴訟において、関連行政法規や裁判例等を調査し、早期に、訴訟要件に関する問題点（処分性、原告適格、訴えの利益、出訴期間等）及び本案上の問題点（処分要件の具備の有無等）を的確に把握して、複数の法的論点の優先順位付けを適切に行うといったことは、典型的な主任裁判官の役割の一つといえよう。

化や、長期未済事件の処理などといった点での成果の実現が期待される場所である。

第4 スキルの共有

1 これまでの検証等の概要

第4回報告書では、若手弁護士のスキルの現状を十分に把握した上で、弁護士のOJTや研修を充実させる施策が必要である旨が指摘された（第4回報告書施策編91頁）。

これを受けて、実情調査に先立つ検証検討会では、若手弁護士の現状について、次のような意見が出された。

- ・若手弁護士の訴状の中には、要件事実の理解が不十分なものが目立つ。
- ・依頼者にとって訴訟にしない方がよい事件の見極めができていないのではないかと。
- ・若手弁護士に対するOJTが十分にできていない状況では、弁護士が直ちに争点整理に適切に対応するのは難しく、今後、裁判所の役割も変わってくるのではないかと。

2 実情調査の結果

実情調査では、若手弁護士も含めたスキルの共有の実情等のほか、裁判官同士のスキルの共有（もとより、裁判官同士のスキルの共有は、主に合議によって行われている。）の実情等について、次のような意見が出された。

（1）若手弁護士の現状

ア 弁護士からの意見

- *過払金等事件の増加や弁護士数の増加に伴い、弁護士が似た類型の仕事を大量処理して業務を効率化することに重きを置くようになったせいか、一人一人の弁護士ができる仕事の範囲が狭くなり、事件のイレギュラーな側面への対応能力が低くなった⁵⁴。
- *必ずしも若手に限ったことではなく属人的な問題もあるが、生の事実を法的構成に即して整理する能力が乏しくなっている傾向が見られる。
- *若手弁護士には、事実を発見する訓練が不足しており、依頼者の言うことを全く疑わない傾向がある。裁判所がそれとなく出す心証のサインを読み取れず、無理筋の主張に固執する場合もある。こうしたことには、先輩弁護士の指導を受ける機会がないことも関係していると思われる。

イ 裁判所からの意見

- *若手弁護士にのみ能力が劣る者がいるということではなく、むしろ若手の方が柔軟性がある面もある。若手弁護士の中には、知識が豊富で争点整理にも一生懸命取り組んでいる者も多い。
- *ただし、次のような問題点等がある。
 - ・基本的な理解がエアポケットのように抜け落ちている若手弁護士が目立つ印象である（ただし、若手弁護士の絶対数が増加しているために目立つ印象となっているのかもしれない）。
 - ・必ずしも若手弁護士に限られるわけではないが、主尋問で本人が代理人と違うことを言い出したりするなど、事実確認が不十分な場合が見受けられる。
 - ・特に若手弁護士の中で、考えられる法的主張をやみくもに主張したり、不十分な内容の書類であるのにとりあえず提出したりしておいて、裁判所の指摘を受けて撤回・修正をするという態度の者がいる。

⁵⁴ 実情調査では、大規模法律事務所の若手弁護士の中には、こうした点に問題意識を感じ、種々の事件に関与することを希望する者もあるとの指摘がされた。

(2) スキルの共有に向けた取組の状況等

* 支部等では、規模・態勢の問題があつて、定期的に協議会等を持つたりすることは難しい面もあるが、基本的には、各庁で工夫しながら協議会等が行われている。

以下は、各庁又は単位会での工夫例である。

ア 弁護士会内部でのスキルの共有等

(ア) 研修

* 弁護士会では、研修委員会を充実させるなどして、経験豊富な弁護士による研修会の機会にノウハウ等を共有できるようにしている。

* 特定の分野、例えば交通事故について、交通事故委員会の中で研究・発表の場を設けるなど、スキルアップの機会の充実を図っている。

* 問題点として、研修等で得られるような情報が、参加意欲が必ずしも十分でないいわゆる即独弁護士等に伝わっていないことが挙げられる。

(イ) OJT

* 先輩弁護士からのOJTは、スキルの共有に当たっての基本であるが、以前ほど先輩弁護士による指導が手厚くなく、法律事務所によっては、仕事が若手弁護士に任せきりとなってしまうと思われる場合がある⁵⁵。

* いわゆる即独弁護士等に対して基本的にOJTの機会がないことに問題を感じる。

* 裁判所の側が、事件を通じて若手弁護士の知識不足を感じた場合、争点整理の場などで丁寧に実務的な知識（一般的にはどのような主張がされ、どのような証拠が提出されるのか等）を教示するように意識せざるを得ない現状がある。

イ 裁判所と弁護士会との相互理解に向けた取組を通じたスキルの共有

* 裁判所と弁護士会とで、民事訴訟運営に関する協議会が定期的に開かれ、当該庁の裁判官と多数の弁護士が参加している。近時は、若手弁護士が悩んでいる実務上の問題について裁判官や先輩弁護士の助言を聴く機会ともなっている。

* 裁判所と若手弁護士の非公式の勉強会も実施している⁵⁶。例えば、経験年数二、三年程度の弁護士がテーマを決めて発表をし、やや経験年数のある弁護士が経験談を披露したり、裁判官が意見を述べたりしている。

* 裁判所から見ても、上記のような勉強会等に参加する者は、意欲が高く能力を伸ばしているが、これらの結果を弁護士会報に掲載したり冊子化したりしても、参加しなかった者の間で余り読まれることがないので問題である。

ウ 裁判所部内でのスキルの共有

* 合議や裁判官同士での意見交換を通じたスキルの共有がされている。

右陪席裁判官も、自身が審理で悩んだ事件等が合議に付されると、裁判長や左陪席裁判官の意見を聞きながら理解を深められるし、仮に合議に付されなくても、部内でベテラン裁判官の経験を聞くなどするだけでも有意義である。

* 日常の合議・意見交換以外の取組例としては、次のようなものがある。

・ 部総括裁判官がアドバイザーとなって、右陪席裁判官を対象とする模擬争点整理手続が実施されてお

⁵⁵ 実情調査では、例えば、従来弁護士1人の法律事務所が多かった地域では、最近若手弁護士を雇い出したために、指導する側に育てる意識が希薄になってしまっている可能性があるとの指摘がされた。

⁵⁶ ただし、実情調査では、裁判所が主体となって弁護士との勉強会を開くことにつき、以前弁護士会内に消極的反応があったこともあるとの指摘がされた庁もある。

り、他の裁判官の争点整理運営をかいま見る貴重な機会となっている。司法修習生向けに行われる部内の模擬争点整理手続も、指導する側の裁判官がお互いの争点整理運営について知る機会としても機能している。

- ・月1回程度、過去の司法研究を題材とした勉強会が部内で行われ、部総括裁判官が、心証開示や和解の進め方等についての経験を陪席裁判官に伝えている。
- ・判事補会での和解・弁論研究会で、各部の運用に関する情報の共有がされている。

3 検証検討会での議論

検証検討会では、次のような意見が出された。

- *いわゆる即独弁護士等で、弁護士会での研修等に不熱心な者がいるのは事実であるが、弁護士の絶対数が増加しているためにそうした者が増加しているに過ぎないという面もあり、ある程度不可避な事態である。
- *会派内でのOJTや日本弁護士連合会・単体会レベルでの研修の限界が露呈している現状での新たな対応策として、各弁護士が主に取り扱う事件分野ごとにできている私的なネットワークの中での研修が行われたり、若手弁護士を取り込んだネットワークなどの横のつながりの中で情報共有が図られたりしている。

